


令和7年4月 30日

会派名 浜松市議会 市民クラブ  
 代表者名 会長 北野谷富子 様

## 報 告 書

出張年月日	令和7年4月10日(木)14:30～
出張先	東京都千代田区
出張の理由	研修会「自治体システム標準化について」
出張者氏名印	石津陽子 
(出張の顛末) 別紙のとおり	
(備考)	



## 【研修会報告】

石津陽子

### 「デジタル庁 ガバメントクラウドについて」

#### ～自治体システム標準化について～

【日時】令和7年4月10日（木）

【場所】憲政記念館

【講師】デジタル庁 戦略・組織グループ 参事官 浅岡孝光 氏

#### ■ 基盤業務システムの標準化とは？

「自治体や企業が使っている、共通の業務システムを“みんなで同じ仕様”にそろえること」

たとえば、市役所では「住民基本台帳」「税」「福祉」「水道」など、いろいろな業務にシステムを使っている。このようなシステムをバラバラに作っていると、

- ・更新のたびに多額の費用がかかる
- ・システム間でデータ連携がうまくできない
- ・災害時やサイバー攻撃時の対応が遅れる

といった問題が生じる。

そこで、国（総務省など）が旗振りをして、全国で統一された「標準仕様」を定め、その仕様に沿ったシステムを導入していくという流れ。

#### ■ 目的・メリット

コスト削減：同じシステムを全国で使うことで、開発費・運用費を抑える

安全性の向上：セキュリティ基準を統一し、災害や攻撃にも強いシステムに

業務効率化：システムが共通なので、職員の異動や広域連携もスムーズに

データ活用：データ形式が統一されるため、分析やAI活用がしやすくなる

#### ■ 現在の状況（2025年時点）

総務省は「2025年度末」までに、全国の自治体で標準化を完了することを目指しており、各自治体では今、急ピッチで移行作業が進められている。

## ■本市状況

浜松市では、国が推進する「地方公共団体情報システムの標準化」に対応するため、基幹業務システムの標準化に積極的に取り組んでいる。

現在の取り組み状況（2025年4月時点）

### 1. 共通基盤システムの標準化対応

浜松市は、庁内の各業務システムを連携させる「共通基盤システム」について、以下の対応

- ・ガバメントクラウドへの移行
- ・庁内データ連携機能の標準化対応
- ・団体内統合宛名機能の標準化対応
- ・標準化対象外のシステムとの連携維持のための機能追加

この事業は、令和6年度（2024年度）に要件定義と環境構築を行い、令和7年度（2025年度）に機能検証・動作確認を経て稼働開始を予定。

### 2. 基幹業務システムの標準化と移行計画

浜松市は、国が定めた標準仕様に基づき、基幹業務システムの標準化を進めている。2025年度末までに、20業務のシステムを順次標準準拠システムへ移行する計画。

### 3. 業務プロセスの見直し（BPR）

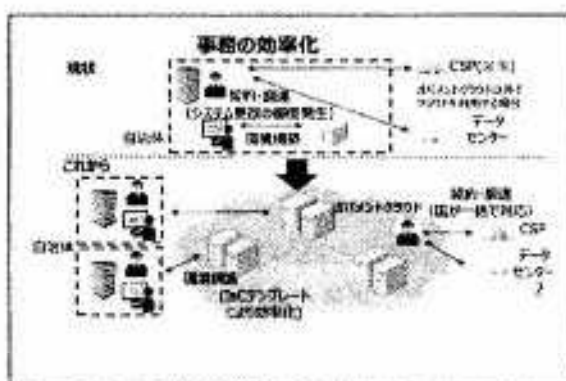
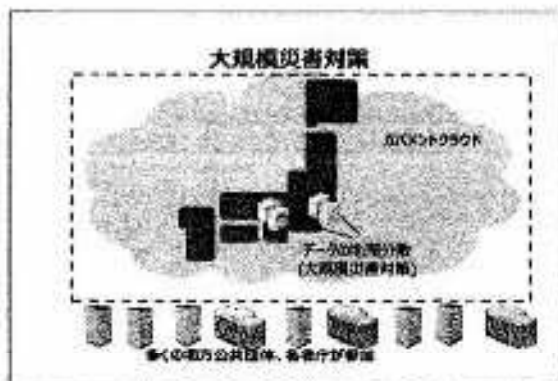
システムの標準化に伴い、業務手順の見直し（BPR：Business Process Re-engineering）も実施。これにより、業務の効率化と職員の負担軽減を図る。

#### 【セミナー概要】

- ・ガバメントクラウドへの移行の必要性

～大規模災害対策・事務効率化～

少子高齢化社会が進み、急速な人口減社会に突入する中で、質の高い公共サービスを維持し、国民のニーズに多様化に柔軟に対応していくには、国と地方のデジタル基盤の共通化を推進することが重要である。自治体の基盤業務の標準化及びガバメントクラウドへの移行は大規模災害対策が実現するほか、従来システムに発生していた事務の効率化にも資する。



～高度で均一なセキュリティ対策～

デジタル庁が求める技術要件を満たすクラウドサービスをデジタル庁が選定し、しっかりと管理しており、自治体情報システム全体のセキュリティレベルの高度化に資する。

～運用経費等の削減～

標準化対象事務に関する情報システムの運用経費等については、標準準拠システムへの移行完了後に、2018年度比で少なくとも3割の削減を目指すこととし、国は当該目標の実現に向けた環境を整備するとされている。デジタル庁で実施しているガバメントクラウド先行事業の中間報告を踏まえると、特に自治体クラウドを進めてきた自治体において、ガバメントクラウド移行初期において、ランニングコストが一時的に上昇する可能性は否定できないが、デジタル庁と連携しながら、コスト削減方策に取り組んでいる。また、デジタル庁の試算によれば、いわゆるクラウド最適化を行うことにより、中長期的には、ほとんどのケースにおいて、コスト削減が見込まれている。

・市価よりも安価なクラウド利用料

デジタル庁が一元的な窓口となり、クラウドサービス提供事業者との契約条件を調整。行政機関全体の利用を視野に、スケールメリットをフル活用し、有利な割引率を設定。

・デジタル改革共創プラットフォーム（共創 PF）

地方公共団体、政府機関職員が意見交換を「直接対話型」で行うことができる場として運用。地方公共団体職員、政府機関職員であればだれでも参加可能。既存のビジネスチャット「Slack」利用。地方公共団体業務端末からの接続も可能。先行地方公共団体の事例共有や情報交換、意見交換の場として、また、政府機関からの通知・照会に関する補足等の場としても活用。

【所感】

地方議員研究会主催の研修会に参加し、「自治体システム標準化」と「ガバメントクラウド」について学んだ。本研修では、デジタル庁戦略・組織グループの浅岡参事官を講師に迎え、国が進める地方自治体のデジタル基盤整備の全体像と、それに伴う期待される効果や課題についての説明が行われた。浜松市としての今後の進め方や現状の課題、そして展望についての所感を述べる。

まず、自治体システムの標準化とは、全国の自治体が個別に構築していた住民基本台帳、税、福祉、水道などの基幹業務システムを、国が定めた共通仕様に基づき統一する取り組みである。これにより、開発・運用コストの削減、災害時対応やサイバー攻撃への耐性強化、さらには業務の効率化が図られる。標準化によりデータ形式が統一されることで、AIやビッグデータ解析など先端技術の活用も現実的な選択肢となる。

浜松市も、こうした国の方針に沿って積極的に取り組んでおり、2025年度末を目標に基幹業務20業務の標準準拠システムへの移行を進めている。既に2024年度中には、共通基盤システム

の要件定義と環境構築を完了しており、2025年度には機能検証・動作確認を経て稼働を予定している点は、大きな前進である。また、単なるシステムの置き換えにとどまらず、業務プロセスの見直し（BPR）も併せて行い、職員の負担軽減と業務の合理化を図ろうとしている点は、高く評価できる。

一方で、研修会でも指摘された通り、標準化移行初期にはランニングコストが一時的に上昇する可能性があるという点は、注意が必要だ。これまで各自治体が個別に最適化してきたシステムを全国で統一することは、一概にスムーズとは言いがたい。特に、本市のような中核市では、既存の業務フローや周辺システムとの整合性確保に時間とコストがかかる懸念もある。しかしながら、クラウド最適化とスケールメリットの活用により、中長期的には2018年度比で運用経費の3割削減が可能とされており、将来的な財政健全化に資する取り組みと考えられる。

また、災害対応という観点からも、ガバメントクラウドへの移行は大きな意義がある。災害が頻発する現代において、庁舎や設備が被災しても、クラウド上で業務を継続できる体制の構築は、市民の命と生活を守るうえで極めて重要だ。セキュリティ面でも、デジタル庁が選定・監督するクラウドサービスを利用することで、全国一律で高度な対策が施される体制が整い、自治体単独では対応しきれなかった脅威への備えが可能となる。

さらに注目すべきは、「デジタル改革共創プラットフォーム」の存在である。これは、全国の自治体職員が、事例共有や問題意識の交換をリアルタイムで行える仕組みであり、自治体間の連携強化に貢献する。浜松市としても、先行自治体のノウハウを積極的に取り入れる姿勢が重要であり、このプラットフォームを活用した職員レベルでの情報収集・連携が、標準化の成功に直結するだろう。

総じて、浜松市は国のデジタル施策に呼応する形で、着実に対応を進めていることが確認できた。今後は、導入後の実運用に向けて、職員への周知・教育といった「人の部分」への対応、業務改善と住民サービス向上の両立、そして一時的な財政負担の合理的説明が求められる。標準化とクラウド移行は単なる技術導入ではなく、行政の在り方そのものを見直す改革である。浜松市としても、この機会を活かし、次世代にふさわしい持続可能な行政運営を目指していくべきだと強く感じた。

機密性2情報  
2025年4月10日

デジタル庁

# ガバメントクラウドについて

2025/4/10 戦略・組織グループ 参事官 浅岡孝光

デジタル庁  
Digital Agency



令和7年3月31日

会派名 浜松市議会 市民クラブ  
代表者 北野谷富子 様

会派名 浜松市議会 市民クラブ  
氏名 石津 陽子

## 出張届

下記により、政務活動のため、出張することになりましたので届け出ます。

### 記

1. 出張者 石津陽子
2. 期間及び出張先 令和7年5月19日（月）～20（火）  
〒520-0106 滋賀県大津市唐崎2丁目13-1  
全国市町村国際文化研修所
3. 目的 市町村議会議員研修  
「自治体決算の基本と実践」  
～行政評価を活用した決算審査～

---

## 視察依頼書送付願

令和 7 年 3 月 3 1 日

浜松市議会議長 様

会 派 名 浜松市議会 市民クラブ  
代表者氏名 北野谷富子 様

上記のとおり、所属議員が政務活動のため、出張することになりましたので、視察先あての視察依頼書の送付をお願いします。

令和7年度

# 市町村議会議員研修[2日間コース] 自治体決算の基本と実践 ～行政評価を活用した決算審査～

予算執行の実績を明らかにする「決算」ですが、最近では予算編成と並び決算審査の重要性が注目されています。

この研修では、予算編成を見据え、決算審査のあるべき姿について考察し、行政評価や地方公会計によるバランスシート等の財務書類を活用した決算審査について学習します。

特に、地方議員が身に付けておきたい決算書類審査のポイント及び財政指標による自治体財政分析の手法を学ぶとともに、行政評価手法を活用して事務事業の改善ポイントを検討し、予算審議にも活用していく方法を学びます。

後援：全国市議会議長会、全国町村議会議長会

開催要諦

**日程** 令和7年5月19日(月)～5月20日(火) (2日間)

**場所** 全国市町村国際文化研修所 JR京都駅より徒歩約15分 港鶴駅下車徒歩約3分

**対象** 市区町村議会議員の皆様

2日間全日程をご受講いただける方を対象とします。途中退席や一時滞りはできませんのでご注意ください。財政状況資料集など、細かい数字を確認しながらの講義・演習となりますので、眼鏡などが必要な方は、予め準備をして研修へご参加ください。過去に本研修を受講された方もお申込みいただけますが、より多くの方に受講していただくため、申込人数によって、お断りする場合がありますので、ご了承ください。

**募集人数** 60人 募集人数を大幅に超えた場合は、申込期限後に抽選等をさせていただきますので、予めご了承ください。なお、受講者の決定については、他の研修、セミナーの申込み・受講の有無にかかわらず、本研修単独で行います。

**宿泊** 研修所宿泊棟(宿泊型研修) ※外泊はできません。

**経費** 8,050円 左記金額は、研修、宿泊、食事(朝食1回、昼食2回、夕食1回)、資料等にかかる費用です。なお、事前準備・事前学習にかかる費用は含まれておりません。

**申込期限** 令和7年4月4日(金)まで

**申込方法** 議会事務局を通じて、JIAMホームページ内「研修Web申込みフォーム」からお申込みください。

**受講決定** 受講の可否については、開講日の約1か月前を目途に通知をお送りします。経費納入方法等の手続きについては、受講決定通知書によりお知らせします。

**事前課題** 研修受講にあたって、事前課題に取り組みいただく予定です。詳細は受講決定通知書送付時にお知らせします。

問い合わせ先

公益財団法人 全国市町村研修財団 全国市町村国際文化研修所(JIAM) 教務部

〒520-0106 滋賀県大津市唐崎二丁目13番1号 TEL.077-578-5932

[e-mail] kenshu@jiam.jp [ホームページ] <https://www.jiam.jp>

令和7年

5月  
19日(月)

11:00~

入寮受付・昼食

12:45~

開講式・オリエンテーション

13:00~17:00

**講義・演習** 自治体決算の意義と審査のポイント

武庫川女子大学 経営学部 教授 金崎 健太郎 氏

自治体決算の意義や流れ、その役割や重要性について学びます。さらに、決算カードや類似団体比較カードの読み方を学習し、実際の決算審査の際のポイントなどについて理解を深めます。

17:45~

**交流会** 夕食を兼ねて、ともに学ぶ受講者同士の親睦(情報交換・交流)を深めます。

令和7年

5月  
20日(火)

9:00~14:10

**講義・演習** 行政評価等を活用した決算審査

京都大学公共政策大学院名誉フェロー 小西 敦 氏

行政評価の基本と目的を理解し、評価手法等を学び、それらを活用した決算審査の進め方について理解を深めます。また、議会による行政評価への関わり方についても考えます。

14:10~14:25

**閉講・事務連絡**

### 講師紹介

武庫川女子大学 経営学部 教授 金崎 健太郎 氏

京都大学法学部卒業。京波大学大学院システム情報工学研究科博士課程修了、博士(社会工学)。

1992年自治省(現総務省)入省、佐賀県財政課長、佐賀県総括政策監、和歌山市副市長、総務省選挙部企画官、札幌市財政局長、内閣官房内閣参事官、東京大学大学院客員教授、関西学院大学法学部・大学院法学研究科教授等を経て、2020年より現職。

京都大学公共政策大学院名誉フェロー 小西 敦 氏

東京大学法学部卒業。博士(政策科学・立命館大学)。

1984年自治省(現総務省)入省、群馬県財政課長、仙台市企画局長、総務省行政評価局調査官等を歴任。2006年東京大学公共政策大学院教授、2008年全国市町村国際文化研修所教務部長兼調査研究部長、2009年同調査研究部長・京都大学公共政策大学院特別教授、静岡県立大学教授等を経て、2018年より現職。

### 令和6年度 研修受講者の声 ~研修アンケートから~

- 自治体決算の基本的なしくみがよく理解できた。
- 決算カードの中のデータの見方と基本が分かった。
- 行政評価に議会が関わる重要度が理解できた。
- 行政評価の自治体での状況や活用方法、決算審議のあり方についてグループでの意見交換ができたこともよかった。

● 研修内容については、都合により変更になることがありますので、予めご了承ください。なお、研修についての最新情報は、JAMホームページをご覧ください。

### JAMメールマガジンのお知らせ

当研修所では、メールマガジンを発行しています。お研修に関する最新情報などを定期的にお知らせします。ぜひご登録ください。登録方法は、JAMホームページで受け付けています。

全国研第113号  
令和7年4月11日

浜松市議会議員様

公益財団法人全国市町村  
全国市町村国際文化研修  
学長 荻澤 浩  
滋賀県大津市唐崎二丁目13番  
登録番号 T6040005002305

研修受講決定兼請求書

先にお申込みいただきました貴所属議員の研修受講について、次のとおり決定しましたので、お知らせいたします。  
つきましては、以下の事項にご留意のうえ、所要の事務手続等についてよろしくお願いたします。

氏名	石津 陽子
コース名	令和7年度市町村議会議員研修〔2日間コース〕「自治体決算の基本と実践～行政評価を活用した決算審査～」
研修期間	令和7年5月19日（月）～ 5月20日（火）

1 研修受講に要する経費の納入について  
下記金額を、指定期間内に指定口座に振り込んでください。

- (1) 納入金額：8,050円  
<内訳> 研修費(税1,300)(課税10%分) 2,600円  
食費(課税10%分) 1,700円  
食費(不課税分) 1,450円  
研修生活動費(課税10%分) 2,300円
- (2) 税区分による内訳：(課税10%分) 6,600円(内税 600円)  
(不課税分) 1,450円(内税 0円)
- (3) 指定期間： 令和7年5月8日（木）～ 5月14日（水）
- (4) 指定口座： 滋賀銀行 唐崎支店 普通No. 461158  
みずほ銀行 大津支店 普通No. 1705329  
名義人：ザイ センカシヨウケンシヨウ タン  
センカシヨウケンカクイン カクシヨウ  
(公財) 全国市町村研修財団  
全国市町村国際文化研修所

- 注1) 振込依頼書の「ご依頼人氏名欄」は、必ず団体名を記入してください。  
注2) 貴団体からの振込通知書の送付は不要です。  
注3) 振込手数料は、貴団体が負担願います。

- 2 受講者に対する連絡指導について  
同封した以下の書類を受講者に渡していただき、受講者が必要な事前の準備を整えたうえ、所定の日時（令和7年5月19日 11:00～12:00）に研修所に入所するよう指導してください。  
・受講にあたっての留意事項（受講者用）  
・受講される皆さまへ  
・時間割
- 3 受講者を研修に専念させることについて  
研修期間中は、研修に専念していただくため、緊急の場合を除き、職務の都合により途中退所や一時帰庁するのはもちろんのこと、職務関連の電話連絡を受けることのないよう、事前準備についてお伝えください。
- 4 研修所への利用交通機関について  
研修所は、JR湖西線・唐崎駅より徒歩3分です。唐崎駅には快速・新快速列車は停車しませんので、ご注意ください。  
所内の駐車スペースには限りがありますので、来所の際は、なるべく公共交通機関をご利用ください。なお、研修期間中は、休日を除いて車での外出はできません。
- 5 最終日の宿泊について  
最終日の宿泊はできませんので、当日帰れない場合は、別途宿泊場所の確保及び手当の支給等の用意をお願いします。  
最終日の研修終了時刻は、15:15頃です。
- 6 受講申込みの取消等について  
この受講決定通知受領後の受講申込みの取消（受講辞退）は、原則として認めません。疾病その他真に止むを得ない事由により、受講が困難となった場合には、直ちにその旨を当研修所（教務部）に連絡してください。  
なお、受講辞退となった場合であっても、ご負担いただく経費（手配済物品の費用等）が発生することがあります。  
また、この研修は応募者多数のため、抽選により受講者とキャンセル待ち者を決定しました。本通知に記載の受講者が受講できなくなった場合は受講辞退となり、受講者の変更はお受けいたしかねますのでご了承ください。
- 7 途中退所について  
研修期間中、受講者に、他の受講者等に著しく迷惑を及ぼす行為、研修所の規律を乱す行為その他公務員としてふさわしくない行為が認められる場合は、貴職に通知したうえで、退所を命ずることがあります。
- 8 感染症等への対応について  
当研修所では、マスクの着用については、個人の選択を尊重することとしています。が、集団研修を実施している組織として、教室等の換気やアルコール消毒液の設置、受講者数に応じた配席の工夫など、可能な範囲で新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止策を講じていくこととしております。  
また、体調不良等の方については、マスク着用の要請や受講をご遠慮いただくこともありますので、あらかじめご承知下さい。
- 9 問い合わせ先  
全国市町村国際文化研修所（JIAM）  
【研修に関すること】 教務部 TEL 077-578-5932  
【経費納入に関すること】 経理課 TEL 077-578-5931

## 受講にあたっての留意事項（受講者用）

研修所での生活については、JIAMホームページに掲載している「研修のしおり」（※1、裏面参照）を事前にダウンロードして読んでおいてください。また、次の事項は特にご注意ください。

・研修期間中は研修に専念し、全日程を受講していただくため、緊急の場合を除き、職務の都合により途中退所や一時帰庁することはできません。

- 1 受講者は、5月19日の 11:00～12:00 の間に到着するよう来所してください。
- 2 研修所は、JR湖西線・唐崎駅より徒歩3分です。唐崎駅には快速・新快速列車は停車しませんので、ご注意ください。所内の駐車スペースには限りがありますので、来所の際は、なるべく公共交通機関をご利用ください。なお、研修期間中は、休日を除いて車での外出はできません。
- 3 宅配便で荷物を送られる方は、「研修名」、「勤務先の都道府県名・市町村名」及び「受講者氏名」を必ず記入ください。なお、冷蔵・冷凍品・生ものの送付は禁止していますので、ご注意ください。
- 4 宿泊室は個室で全室禁煙です。トイレはありますが、浴室・シャワーは共同です。喫煙は所定の喫煙場所をお願いいたします。
- 5 飲酒は許可されている部屋のみでお願いいたします。なお、飲酒により他の受講者に迷惑を及ぼし苦情が寄せられるなど、目に余る行為があった場合には、派遣元に連絡いたします。
- 6 研修所では次のものを準備しておりません。受講にあたり必要な場合は、各自でご準備いただきますようお願いいたします。なお、宿泊室のベッドメイクも各自でお願いいたします。
 

・ゆかた（パジャマ等）	・歯ブラシ、歯磨き粉	・コップ（歯磨き用）
・タオル、バスタオル	・石けん	・室内用スリッパ
- 7 講義中の録音、写真撮影はお断りしておりますので、ご了承ください。
- 8 最終日の研修終了時刻は、15:15 頃です。
- 9 研修期間中、他の受講者等に著しく迷惑を及ぼす行為、研修所の規律を乱す行為その他公務員としてふさわしくない行為は厳に慎んでください。そのような行為が認められる場合には、派遣元に通知したうえで、退所を命ずることがあります。
- 10 本通知受領後の受講申込みの取消（受講辞退）は、原則として認めません。疾病その他真にやむを得ない事由により、受講が困難となった場合や受講者を変更しなければならないこととなった場合には、直ちにその旨を当研修所（教務部）に連絡してください。なお、万一受講辞退となった場合であっても、ご負担いただく経費（手配済物品の費用等）が発生することがありますので、ご了承ください。
- 11 当研修所では、マスクの着用については、個人の選択を尊重することとしています。が、集団研修を実施している組織として、教室等の換気やアルコール消毒液の設置、受講者数に応じた配席の工夫など、可能な範囲で感染症等の感染拡大防止策を講じていくこととしております。  
また、体調不良等の方については、マスク着用の要請や受講をご遠慮いただくこともありますので、あらかじめご承知下さい。

裏面に続く

- 12 当研修所では、地球温暖化防止及び省エネルギーに資するため、夏季の期間（5月1日から10月31日まで）は、「ノー上着・ノーネクタイ」などの軽装での受講を奨励しており、職員も軽装で執務しております。公務研修の場における服装として品位を保てる軽装で受講してください。

※1 JIAM ホームページの「研修のしおり」掲載箇所  
直接 URL を入力いただくか、トップページの「受講生の皆様」からお進みください。

「研修のしおり」 (<https://www.jiam.jp/support/pdf/shiori.pdf>)



The screenshot shows the JIAM homepage with a search bar at the top. Below the search bar, there is a navigation menu with the following items: 「研修のしおり」 (Training Guide), 「受講生の皆様」 (Dear Participants), 「お問い合わせ」 (Contact Us), and 「お問い合わせ」 (Contact Us). The 「研修のしおり」 link is highlighted with a red box. Below the navigation menu, there is a large banner with the text 「研修のしおり」 (Training Guide) and a link to 「研修のしおり (PDF)」 (Training Guide (PDF)).

※ 「研修のしおり」冊子の配付はございません。未所前请务必ご覧ください。

## 受講される皆さまへ

全国市町村国際文化研修所

この度は、令和7年度市町村議会議員研修[2日間コース]「自治体決算の基本と実践～行政評価を活用した決算審査～」にお申し込みいただき、誠にありがとうございます。

本研修は、すでにちらし・HP等でご案内のとおり、次のねらいのもと実施いたします。再度ご確認いただき、下記のとおりご準備いただきますようよろしくお願いいたします。

### 本研修のねらい

決算審査の意義・重要性を認識し、市町村議会議員が身に付けておきたい決算書類審査のポイント及び財政指標による自治体財政分析の手法を学びます。

また、決算審査のあるべき姿について考察し、地方公会計によるバランスシート等の財務書類を活用した決算審査について学習します。特に、行政評価手法を活用して事務事業の改善ポイントを検討し、予算審議にも活用していく方法を、演習を通じて身に付けます。

### 記

#### 1 事前アンケートについて

研修に先立ち、研修テーマに関する貴団体の調査をしていただくことにより、状況把握をしていただきます。また、本研修で特に聞きたい内容があればお書きください。

なお、提出いただいた資料は、集計し、今回の出講講師及び受講者に配付させていただきますので、ご了承ください。

事前アンケートの提出がない場合は、本研修を受講いただけません。

「事前アンケート」については、下記のとおりご提出ください。

①様式は、研修所ホームページ (<https://www.jiam.jp>) の「受講者の皆様」からダウンロードしてください。

②提出期限：令和7年5月2日（金）12時 必着

③提出方法：電子メールにて、[h-kitao@jiam.jp](mailto:h-kitao@jiam.jp) 北尾 あてに提出してください。

※ファイル名は「事前アンケート 団体名 氏名」とし、電子メールの件名を「事前アンケート」としてお送りください。

Excelにて集計を行いますので、提出は必ず電子メールにてお願いいたします。

#### 2 受講に際してご持参いただくもの

・財政状況資料集など細かい数字を確認しながらの講義・演習となりますので、眼鏡などが必要な方は、あらかじめ準備してご参加ください。

・貴団体の直近の決算カード及び類似団体比較カードをご持参ください。

貴団体の財政担当課にお問い合わせいただくか、または総務省のホームページ (<https://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/card.html>) から入手できます。

#### 3 参考図書・資料について

事前学習の参考図書として、研修前にご一読いただくと理解が深まります。

○福沢克祐[著] (2021年)『ゼロからできる 自治体の財政分析』学陽書房

また、貴団体の決算書類、財務諸表や行政評価シート等をご一読していただきますと、講義内容をイメージしやすくなり、研修がさらに効果的になるものと思われます。

#### <連絡先>

〒520-0106 滋賀県大津市唐崎2丁目13番1号

全国市町村国際文化研修所 (JIAM)

TEL:077-578-5932 /担当：北尾



令和7年度 市町村議会議員研修【2日間コース】  
「自治体決算の基本と実践～行政評価を活用した決算審査～」事前アンケート

【提出期限】令和7年5月2日（金）12時 必着

【提出方法】ファイル名は「事前アンケート 団体名 氏名」とし、  
電子メールの件名を「事前アンケート」としてお送りください。

【提出先メールアドレス】  
提出の際はメールアドレスの「★」を半角の「@」に変換してください。

【様式】JIAMホームページ (<https://www.jiam.jp>) 内の「受講者の皆様」を  
クリックし、様式をダウンロードしてください。

※ Excelにて集計を行いますので、列・行・セルの追加・削除は行わないでください。  
また、提出は電子メールにてお願いいたします。

※ このアンケートにご記入いただいた内容は、集計の上、講師及び受講者全員に配布いたしますので、あらかじめご了承ください。  
なお、質問がある場合は、下記2(1)の「講師に対する質問」欄に、講師名を選択し、ご記入ください。ただし、このアンケートにご記入いただいたご意見、ご質問につきましては、講義中にすべて採り上げることができない場合があります。ご容赦いただきますようお願いいたします。

都道府県	所属議会名	氏名

1 あなたの自治体における決算審査等の状況について、ご記入ください。

- (1) 決算審査を効果的に進めるために工夫していることがあればご記入ください。  
例：事業別の決算書を作成している。決算審査にあたって公聴会を積極的に開催している。  
等

- (2) 住民に対して決算の説明をするために、どのような工夫をしていますか。  
議会だけでなく執行部で行っている工夫も含めてご記入ください。

次ページもご回答ください。

- (3) 執行部において、行政評価制度を実施していますか。  
実施している場合には、どのレベルの行政評価を実施していますか。

行政評価制度 (どちらかの番号を選択)	1 実施している 2 実施していない	回答番号			
実施している場合 (該当する番号全て選択)	1 事務事業評価 2 施策評価 3 政策評価	回答番号 (複数可)			

- (4) 地方公会計制度・行政評価制度を活用した決算審査を行っていますか。

地方公会計制度 (どちらかの番号を選択)	1 行っている 2 行っていない	回答番号			
行政評価制度 (どちらかの番号を選択)	1 行っている 2 行っていない	回答番号			

- (5) 決算審査をする際に問題や課題となっていることがあればご記入ください。

--

2 研修時に聞きたいことについて、ご記入ください。

- (1) 講師に対する質問があれば、どの講師あての質問か、その講師名を選択した上で、ご記入ください。いただいたご質問については、時間等の可能な範囲で、講義時間中に当該講師から回答いたします。

質問したい講師名	質問事項 (簡潔にご記入ください)

- (2) 他の受講者から意見を聞きたいと考えていることがあればご記入ください。

--

令和7年度 市町村議会議員研修[2日間コース]  
 「自治体決算の基本と実践～行政評価を活用した決算審査～」 時間割

月日	曜日	1時限 (9:25-10:35)	2時限 (10:50-12:00)	3時限 (13:00-14:10)	4時限 (14:25-15:35)	5時限 (15:50-17:00)	課外 (17:00-)
5/19	月	11:00-12:00 受付 11:00- 昼食 12:45- 開講式 謝講オリエンテーション 入寮オリエンテーション	11:00-12:00 受付 11:00- 昼食 12:45- 開講式 謝講オリエンテーション 入寮オリエンテーション	【講義・演習】 自治体決算の意義と審査のポイント 武庫川女子大学経営学部 教授 金崎 健太郎	【講義・演習】 自治体決算の意義と審査のポイント 武庫川女子大学経営学部 教授 金崎 健太郎	17:15- 憲法交換会  17:45- 交流会	
5/20	火	【講義・演習】 (9:00-15:00) 360分、途中10分休憩、昼休憩 行政評価等を活用した決算審査 京都大学公共政策大学院 名譽フェロー 小西 敦	【講義・演習】 (9:00-15:00) 360分、途中10分休憩、昼休憩 行政評価等を活用した決算審査 京都大学公共政策大学院 名譽フェロー 小西 敦	15:00-15:15 閉講・事務連絡 ※「受講証明書」の再発行はできませんので 紛失されないようご注意ください。			

(敬称略)

◎日程は、都合により変更になる場合があります。

(令和7年4月11日現在)

# 支払証明書

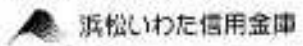
金額		百	拾	万	千	百	拾	円
				¥	8	7	1	0

但し 令和7年5月19日(月)～5月20日(火)  
市町村議会議員研修「2日間コース」の受講料と振込手数料

内訳	受講料(研修費、食費、研修生活動費)	8,050
	振込手数料(ATM現金、他行宛)	660
		<hr/>
		8,710 円

### キャッシュサービスご利用控

再度ご利用いただきありがとうございます



お振込日	07-05-08	取扱金額(円)	1503011-7405
カード発行金融機関	三井住友銀行	口座番号	000001000003
お振込内容	お振込金額 ¥8,050		
手数料	¥660	振込手数料	¥710
時間	10:20	場所	お支店

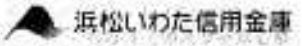
〒415-0001 浜松市中区西三河 1-1-1  
イイト アイデアラボ株式会社  
代表取締役 鈴木 真実  
TEL053-457-2496

ご利用ありがとうございました。

(写し)

### キャッシュサービスご利用控

再度ご利用いただきありがとうございます



お振込日	07-05-08	取扱金額(円)	1503011-7405
カード発行金融機関	三井住友銀行	口座番号	000001000003
お振込内容	お振込金額 ¥8,050		
手数料	¥660	振込手数料	¥710
時間	10:20	場所	お支店

〒415-0001 浜松市中区西三河 1-1-1  
イイト アイデアラボ株式会社  
代表取締役 鈴木 真実  
TEL053-457-2496

ご利用ありがとうございました。

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和7年 5月 8日

会派名 浜松市議会 市民の会

代表者名 鈴木 真実

# 旅費支払証明書

出張年月日	2025年5月19日(月)～20日(火)
出張先 (目的)	滋賀県大津市 全国市町村国際文化研修所 (市町村議会議員研修)
出張者氏名	石津陽子

## 旅費額内訳

項目	金額	備考
交通費	15,820 円	詳細は下記の通り
日当	0 円	経費に研修、宿泊、食事(朝食1回、昼食2回、夕食1回)、 資料等を含むため、日当及び宿泊費は不支給
宿泊費	0 円	
合計	15,820 円	

金額		百	拾	万	千	百	拾	円
	¥			1	5	8	2	0

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 7年 6月 20日

会派名 浜松市議会 市民クラブ

代表者 鈴木真人

### <詳細>

※浜松市内の移動については市内近隣地旅費にて精算

JR券

15,820 円

- ① 7,910 5/19 浜松駅⇒唐崎駅(乗車券+特急券:自由席)
- ② 240 5/20 唐崎駅⇒京都駅(乗車券)
- ③ 7,670 5/20 京都駅⇒浜松駅(乗車券+特急券:自由席)

(A)

領収書 浜松市議会  
 市民クラブ 様  
 Receipt  
 領収年月日 2025-5-13 登録番号: T3180001031569  
 金額 ¥7,910 (消費税等込み) 税10%

上記金額額かに領収いたしました。  
 購入商品 JR乗車券類  
 (00637 2枚)  
 東海旅客鉄道株式会社  
 浜松駅M4発行 10638-01

印紙税申告納  
 付につき名古屋中村  
 税務署承認済

(B)

領収書 浜松市議会  
 市民クラブ 様  
 Receipt  
 領収年月日 2025-5-20  
 金額 ¥240 (消費税等込み) (税10%)  
 購入内容 JR乗車券類 JR T - K v 1 a  
 登録番号: T4120001031930  
 西日本旅客鉄道株式会社  
 橋本駅  
 発行所発行 伝票番号 08627

(C)

領収書 浜松市議会  
 市民クラブ 様  
 Receipt  
 領収年月日 2025-5-20 登録番号: T3180001031569  
 金額 ¥7,670 (消費税等込み) 税10%


上記金額額かに領収いたしました。  
 購入商品 JR乗車券類  
 (00105 2枚)  
 東海旅客鉄道株式会社  
 浜松駅M4発行 10706-02

印紙税申告納  
 付につき名古屋中村  
 税務署承認済

令和 7年 6月 20日

会派名 浜松市議会 市民クラブ  
 代表者名 会長 鈴木真人 様

## 報 告 書

出張年月日	令和7年5月19日(月)～20日(火)
出張先	滋賀県大津市 全国市町村国際文化研修所
出張の理由	市町村議会議員研修の受講
出張者氏名印	石津陽子 
(出張の顛末) 別紙のとおり	
(備考)	

## 受講証明書

団 体 名 : 浜松市

所属・氏名 : 浜松市議会 議員 石津 陽子

研 修 名 : 令和7年度市町村議会議員研修 [2日間コース]  
「自治体決算の基本と実践～行政評価を活用した決算審査～」

期 間 : 令和7年5月19日(月) ～ 5月20日(火)

上記の研修を受講したことを証明します。

令和7年5月20日

全国市町村国際文化研修所  
学 長 萩 澤 滋



## 【研修会報告】

石津陽子

### 「自治体決算の基本と実践」

～行政評価を活用した決算審査～

【日時】 令和7年5月19日（月）～20日（火）

【場所】 全国市町村国際文化研究所

【講義】 「自治体決算の意義と審査のポイント」

武庫川女子大学 経営部 教授 金崎 健太郎 氏

自治体決算の意義や流れ、その役割や重要性について学ぶ。さらに決算カードや類似団体比較カードの読み方を学習し実際に決算審査の際のポイントなどについての理解を深める。

「行政評価等を活用した決算審査」

京都大学公共政策大学院名誉フェロー 小西 敦 氏

行政評価の基本と目的を理解し、評価手法等を学び、それらを活用した決算審査の進め方についての理解を深める。また、議会による行政評価への関わり方についても考える。

【研修概要】

＜自治体決算の意義と役割＞

地方公共団体は、何をやるかが一番大事。民間企業は決算が一番大事。

お金を使わなかったら、仕事をしていないと言われてしまうのが公共団体。

決算審議で見えてくるものを次の予算審議に活かす。

項目	地方公共団体（官庁会計）	民間企業（企業会計）
作成目的	住民の福祉の増進	利益の追求
報告主体	首長	取締役

報告先	住民（提出先は議会）	株主（提出先は株主総会）
説明責任	議会の承認・認定（予算・決算） →事前統制（予算）の重視	株主総会の承認（決算） →事後統制（決算）の重視
簿記方式	単式簿記	複式簿記
認識基準	現金主義会計	発生主義会計
出納整理期間	あり	なし
決算書類	歳入歳出決算書 歳入歳出決算事項別明細書 実質収支に関する調査 財産に関する調査	貸借対照表 損益計算書 株主資本等変動計算書 キャッシュ・フロー計算書

法令で昭和 33 年につくられている様式—ややこしい言葉が多い  
 決算が遅いのは、会計原理が民間とは違う。  
 お金を使わなかった=仕事をしなかった。  
 公会計として、民間会計のように財政状況が見える化したもの。

- ・自治体決算とは①歳入歳出に対する出納の実績、歳出予算の適正な執行及びその成果を調査しその適否をみる。  
②次年度予算の執行の際の指針となる。
- ・一般会計と特別会計  
 一般会計：教育や福祉、土木、産業振興などの仕事と必要な財源  
 特別会計：特別の目的に従って別々に作られている  
 介護保険事業会計 国民健康保険事業会計 = 公営事業会計  
 上下水道事業会計 病院事業会計 = 公営企業会計  
 \* 公営企業会計は公営事業会計の一部
- ・財政分析するための統計上の会計 普通会計と公営事業会計  
 気候も地形も人口、産業構造など、千差万別な市町村自治体の違いを統一することで、財政分析が可能にようにするもの。  
 普通会計=一般会計と一般会計に近い内容の仕事の特別会計  
 公営事業会計=普通会計に入らない特別会計全般

#### 《決算カードの読み方》

- ・実質収支が自治体の基本。翌年度に繰り越すべき財源を形式収支から引いた数字。  

$$\text{形式収支} = \text{歳入決算額} - \text{歳出決算額}$$

$$\text{実質収支} = \text{形式収支} - \text{翌年度へ繰り越すべき財源}$$

黒字か赤字かを判断する際を中心。実質収支が赤字でないことは、収支健全性の最低条件ではあるが、大きな黒字を出すということは企業ならばよいが自治体の場合は、住民に対して相応のサービスを提供していないということ。どの程度が最適なのか。大切なのは、実質収支比率。標準財政規模とはその自治体の標準的な一般財源の総額。地方税収入額+地方交付額+地方譲与税額+臨時財政対策債発行可能額を合わせたもの。

$$\text{実質収支比率} = \text{実質収支} / \text{標準財政規模} \times 100$$

3 から 5%程度が望ましい。

- ・単年度収支：繰越金の影響のない収支

$$\text{単年度収支} = \text{当該年度の実質収支} - \text{前年度の実質収支}$$

単年度収支には以下のような要素が加味されている

- ・歳入増となるため現金が余る方に働くが、実質的には余る要因と言えないもの

= 財政調整基金の取り崩し

- ・歳出増となるため現金が不足する方に働くが、実質的には不足するとは言えないもの

= 財政調整基金への積立、地方債の繰上償還

↓ 単年度の現金の実質的な過不足額を把握

- ・実質単年度収支：正味の単年度財政運営の姿

$$\text{実質単年度収支} = \text{単年度収支} + \text{実質的な黒字要素} - \text{実質的な赤字要素}$$

実質的な黒字要素：財政調整基金積立額、地方債繰上償還額

実質的な赤字要素：財政調整基金取崩し額

実質単年度収支の赤字が継続→次第に財政が危険水域に

- ・財政力指数

財政力指数とは、自治体の財力的豊かさを示す。

$$\text{財政力指数} = \text{基準財政収入額} / \text{基準財政需要額} \quad \text{過去3年間の平均値}$$

財政力指数が高い→保留財源が大→財源に余裕

$$\text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額} = \text{普通交付額}$$

保留財源 標準的な地方税収 × 25%

- ・経常収支比率

経常的な一般財源が経常的経費にどれだけ使われているかを表す。

→政策的な経費など回す余裕はどの程度あるのか。

$$\text{経常収支比率} = (\text{経常経費} / \text{経常一般財源}) \times 100$$

#### 《行政評価等をどう活用するか》

行政評価の基本として、地方自治体の全般的な行政評価について、実施を義務付け、方法等を規定する国は存在しない。

→実施・非実施を含めて地方自治体の自由→評価制度の設計も自由。

#### 「評価法の目的規定（第1条）行政機関が行う政策の評価に関する法律」

行政機関が行う性格の評価に関する基本的事項等を定めることにより、政策の評価の客観的かつ厳格な実施を推進し、その結果の政策への適切な反映を図ると共に、政策の評価に関する情報を公表し、もっと効果的かつ効率的な行政の推進を資すると共に、政府の有するその諸活動について国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

#### 制作評価の在り方（評価法大3条1項）

行政機関はその所掌に係る政策について、適時にその政策効果（当該政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活および社会経済に及ぼし、また及ぼすことが見込まれる影響をいう。）を把握し、これを基礎として、必要性、効率性または有効性の観点からその他当該政策も特性に応じて必要な観点から、自らを評価するとともにその評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならない。

#### 評価法と地方公共団体の評価委の関係

本法制における政策評価は、国が自らの政策について行う評価であることから、地方公共団体はその実施主体とはならない。

地方公共団体が自らの政策について評価を行いこれを公表することも、住民に対する説明責任や行政の効率化の観点から重要であることから、本法制において、政策評価制度の導入に取り組むことを地方公共団体の責務として規定することも考えられる。

しかしながら、各地方公共団体の政策評価について、本法制における政策評価制度を「標準形」として一律にこれと同様の取り組みを求めることは、地方公共団体の自主性や独自性を考慮すると必ずしも適当ではなく、また既に地方公共団体の間で独自の取り組みも始まっていることから、本法制においては地方公共団体の責務についての規定は盛り込まないことにすることが適当である。

現状として、各地方自治体それぞれがおのおのの評価制度に基づき行っている。評価の法的根拠として、条例を定めている自治体もある。政令指定都市では、47.4%が条例として定めている。行政評価として、「政策」「施策」「事務事業」においては施策については、50.4%が導入済み。事務事業については60.9%が導入済み。

## 【所感】

「自治体決算の意義と役割」に関する学びは、地方議員として、財政の透明性と説明責任を果たすという観点から、非常に重要なテーマであり、改めて自治体会計の基本的な考え方と、それをどう読み解き、議会として活用していくかという視点を深めることができた研修でした。

特に印象的だったのは、決算カードの読み方について、ここまで丁寧かつ体系的に学ぶ機会がこれまでなかったということです。決算カードには、形式収支・実質収支・単年度収支・実質単年度収支・財政力指数・経常収支比率など、さまざまな財政指標が示されており、それぞれに自治体の財政運営の現状や課題が読み取れるようになっています。

例えば、「実質収支比率」は3～5%程度が望ましいとされ、これはその自治体が適正に予算執行を行い、一定の財源を翌年度に繰り越すことで、持続可能な財政運営ができてきているかを判断する大きな指標になります。一方で、民間企業であれば「黒字」が歓迎されますが、自治体にとって大幅な黒字は「市民に対する必要なサービスが行き届いていないのではないか」という逆の懸念にもつながります。こうした基本的な価値観の違いを学び直すことができた点は、決算書を議会で審議する際の視点に大きく影響するものと感じました。

また、「実質単年度収支」に関しても、単純な収支だけでなく、財政調整基金の積立や取崩し、地方債の繰上償還などを調整して、実質的な年度ごとの財政状態を把握する必要があるという点は、議会のチェック機能において非常に重要です。表面的な黒字や赤字にとらわれることなく、その背景にある政策判断や運営方針にまで目を向け、適切に指摘や提案を行っていく姿勢が求められると感じました。

さらに研修では、自治体会計と民間会計の根本的な違いについても改めて整理されました。地方自治体では「現金主義」「単式簿記」で処理されるため、支出の事実がそのまま業務遂行の証明となります。つまり「お金を使っていない＝仕事をしていない」と捉えられる世界です。逆に民間では「発生主義」「複式簿記」によって、利益を最大化するための経営判断が重視されます。公共性を最優先する自治体と、利益追求が本質の企業との間で、会計処理や意思決定の前提が異なるという点を、再確認することができました。

一方で、研修後半では「行政評価」についても学びました。こちらは制度的に全国一律の実施義務はなく、各自治体が独自に制度を設計し、実施・非実施を判断しているという点が特徴です。グループワークでは他の自治体の議員の方々と意見交換を行う機会があり、それぞれの自治体で評価対象や手法、評価の位置づけがまったく異なることに驚きました。条例で制度化している自治体もあれば、ガイドラインベースで柔軟に運用している自治体もあり、「行政評価の仕組み＝正解があるわけではない」という現状を実感しました。

この経験を通じて、今ある評価制度が「完成されたもの」ではなく、市民にとってより分かりやすく、納得感のある形を模索し続ける必要性を強く感じました。例えば、政策の達成度を客観的に数値化する、PDCA サイクルを明確に制度に落とし込む、市民に結果を広く公表するなどの工夫によって、評価制度が形骸化せず、むしろ「よりよい行政」のために活用されるべきものとなるよう改善の余地があります。

議員として、こうした行政評価の在り方を点検・提案する立場にあることを再認識すると同

時に、自らも政策や事業を「評価する視点」を持ちながら議会活動を行うことの大切さを学びました。

今回の研修は、自治体の財政運営や政策評価について、理論と実務の両面から理解を深める非常に有意義な機会となりました。今後は、議会での決算審査や予算提案において、得られた知見を活かし、より健全で透明性のある自治体運営に貢献できるよう努めてまいります。また、市民の皆さまにもわかりやすく行政の財政状況や評価結果を伝えることで、自治体への信頼と参加意識を高めていく一助となれるよう、今後も日々研鑽を重ねてまいります。

2025年5月19日  
JIAM市町村議会議員研修

# 自治体決算の意義と審査のポイント

武庫川女子大学教授 金崎 健太郎

自己紹介 金崎健太郎（かなさき けんたろう）



KANASAKI Kentaro's Wwaste

京都大学法学部卒業

筑波大学大学院システム情報工学研究科修了 博士（社会工学）

旧自治省（現・総務省）入省後、

佐賀県財政課長、佐賀県総括政策監、和歌山市副市長、総務省選挙部企画官、札幌市財政局長、内閣官房内閣参事官、関西学院大学法学部教授等を経て、

現在 武庫川女子大学経営学部教授・JIAM客員教授

西宮市監査委員（識見委員）

(全50頁)



令和7年11月6日

会派名 浜松市議会 市民クラブ  
代表者 鈴木真人 様

会派名 浜松市議会 市民クラブ  
氏名 大城七瀬

## 出張届

下記により、政務活動のため、出張することになりましたので届け出ます。

### 記

1. 出張者 花井洋介 大城七瀬
2. 期間及び出張先 令和7年11月13日(木) 18:30~20:40  
日本体育大学 東京・世田谷キャンパス
3. 目的 学校・部活動における重大事件・事故から学ぶ研修会  
●部活動の重大事故・事件を防ぐためにできることを学ぶ  
・防ぐことの出来た重大事故の実例を学びながら、  
子どもたちが安心安全に部活動を楽しむために、  
すべきことを事故当事者と共に考える。

---

### 視察依頼書送付願

令和 年 月 日

浜松市議会議長 様

会派名 浜松市議会 市民クラブ  
代表者氏名 鈴木真人 ㊟

上記のとおり、所属議員が政務活動のため、出張することになりましたので、  
視察先あての視察依頼書の送付をお願いします。

# 学校・部活動における重大事件・事故から学ぶ研修会

～日本体育大学が「超本気」で取り組み続ける「命の授業」～



対象：教職・スポーツ指導者を目指す学生、学友会に所属する学生  
部活動事故や安全指導に関心のある学生・一般の方

時間：18時30分～20時40分 受講料：無料

## 第1回 2025年11月13日(木)

◎日本体育大学 東京・世田谷キャンパス 記念講堂

### ■部活動中の重大事故・事件を防ぐためにできること■

この研修会では、防ぐことのできた重大事故の実例から学びながら、子どもたちが安心・安全に部活動を楽しむために、私たちがすべきことについて事故当事者の方々と共に考えます。

#### ・ 兵庫県立龍野高校テニス部熱中症事故 栗岡正則さん

2007年、当時高校2年生であった栗岡梨沙さんは、テニス部の練習中に熱中症で倒れ、救急搬送されました。幸い命は取り留めたものの、脳に重い障害を負い、24時間の介護を必要としています。父である正則さんは「なぜ事故が起きたのか、防ぐことはできなかったのか」を問い続けています。

#### ・ 須賀川一中柔道部暴行傷害事件 車谷政恭さん・晴美さん

2003年10月、中学1年生の侑子さんは柔道部の練習中に頭を打ち、意識不明の重体となりました。自宅での懸命な介護を続けてきましたが、2018年に亡くなりました。ご両親は、侑子さんの事故を教訓に、安全な部活動の実施を呼びかけたという願いの下、日体大でお話し下さいます。

【お申込】専用フォーム（QRコード）からお申込みください。

【申込期限】第1回：11月9日(日) / 第2回：11月30日(日)

主催/お問合せ 日本体育大学キャリアセンター

東京・世田谷キャンパス 東京都世田谷区深沢7-1-1 TEL.03-5706-0914

※取材やカメラ撮影等をご希望の方はお申込みと併せて取材申請手続きをお願いします。TEL.03-5706-0948（広報課）

## 第2回 2025年12月5日(金)

◎日本体育大学 横浜・鶴巻台キャンパス新5号館 5302教室

### ■学校・部活動での「不適切指導」について考える研修会■

この研修会では、生徒の心を追い詰める「不適切指導」や「指導死」の問題について、当事者を交えてともに考えます。教師やスポーツ指導者、子どもと関わる仕事をしている方・志している方、部活動に携わっている教員・学生の方々には必聴です。

#### ・ 北海道立高校吹奏楽部「指導死」事件

2013年、道立高校1年の男子生徒が自ら命を絶しました。前日に、吹奏楽部の顧問教諭から部活の後に別室で呼び出され、事実上反することを一方的に告げられた上で、理不尽な指導を受けていました。

#### ・ 栃木県中学・体育教師による「不適切指導事件」

中学校の体育の授業中に教師が「お前の態度が気に入らない」などの威圧的な発言とともに、不適切な指導を受けた3年生男子(14歳)が、その指導によって追い詰められ、橋の上から飛び降りました。一命はとりとめたものの、重傷を負い、今も後遺障害に苦しんでいます。



3

### 旅費支払証明書

出張年月日	2025年11月13日(木)
出張先 (目的)	東京都 日本体育大学:世田谷キャンパス (「学校・部活動における重大事件・事故から学ぶ研修会」へ参加)
出張者氏名	花井洋介、大城七瀬

#### 旅費額内訳

項目	金額	備考
交通費	33,900 円	詳細は下記及び別添の行程表通り
日当	3,000 円	@ 1,500 円 × 2 人 × 1 日
宿泊費	0 円	@ 14,800 円 × 0 人 × 0 泊
合計	36,900 円	

金額	百	拾	万	千	百	拾	円
		¥	3	6	9	0	0

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和7年 11 月 14 日

会派名 浜松市議会 市民クラブ  
代表者 鈴木真人

#### <詳細>

※交通費の詳細については以下の通り。

東海旅客鉄道特  円 / (往路(自由席)7,910円+復路(指定席)8,440円) × 2名

領収書 (A)(B)

東急田園都市線  円 / 180 × 2(往復) × 2名

東急バス  円 / 240 × 2名



### 領 収 書

Receipt  
領収年月日 2025.11.13 登録番号: T3150001031569  
金額 ¥7,910 (消費税等込み) 税10%

浜松市議会市民クラブ様

上記金額に領収いたしました

購入商品 上記領収書  
(40060 1枚)  
東海旅客鉄道株式会社  
乗車券MV5発行 50061-02

印 税 申 告 納  
付につき名古屋中村  
税務署承認済

(A)

### 領 収 書

Receipt  
領収年月日 2025.11.13 登録番号: T9011001029597  
金額 ¥8,440 税10%

浜松市議会市民クラブ様

上記金額に領収いたしました

購入商品 上記領収書  
(30185 1枚)  
東日本旅客鉄道株式会社  
乗車券MF7発行 40186-02

印 税 申 告 納  
付につき渋谷  
税務署承認済

30185  
30185  
30185

### 領 収 書

Receipt  
領収年月日 2025.11.13 登録番号: T3150001031569  
金額 ¥7,910 (消費税等込み) 税10%

浜松市議会市民クラブ様

上記金額に領収いたしました

購入商品 上記領収書  
(10092 1枚)  
東海旅客鉄道株式会社  
乗車券MV3発行 21093-02

印 税 申 告 納  
付につき名古屋中村  
税務署承認済

(B)

### 領 収 書

Receipt  
領収年月日 2025.11.13 登録番号: T9011001029597  
金額 ¥8,440 税10%

浜松市議会市民クラブ様

上記金額に領収いたしました

購入商品 上記領収書  
(60188 1枚)  
東日本旅客鉄道株式会社  
乗車券MF7発行 00189-02

印 税 申 告 納  
付につき渋谷  
税務署承認済

# 行程表

日程：令和7年11月13日(木)  
 場所：東京都  
 出張者：花井洋介、大城七瀬、以上2名  
 目的：学校部活動における研修会

日	行程・内容	会場
11/1 3 (木)	<p>15:15 新幹線改札口 集合</p> <p>■浜松 5番線発</p> <p>こだま730号(N700系)(東京行) 250.3km</p> <p>15:25-17:11 [106分] (4,510円) (指定席-3,930円)</p> <p>◇品川 22番線着・3番線発 [乗換10分+待ち0分]</p> <p>山手線外回り渋谷方面行 7.2km 3号車</p> <p>17:21-17:34 [13分]</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>◇渋谷 1番線着・1番線発 [乗換6分+待ち1分]</p> <p>東急田園都市線(長津田行) 6.3km 8・10号車</p> <p>17:41-17:52 [11分] (180円)</p> <p>◇桜新町/桜新町駅 1番線着・2番のりば発 [乗換5分+待ち11分]</p> <p>[東急バス]黒07(目黒駅前行)</p> <p>18:08-18:13 [5分] (240円)</p> <p>◇日本体育大学前 2番のりば着</p> <p>徒歩 0.1km (18:13)-(18:15) [2分]</p> <p>■日本体育大学 東京・世田谷キャンパス</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>●18:30～20:40 日本体育大学                      学校・部活動における重大事件・事故から学ぶ研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動中の重大事故・事件を防ぐためにできること</li> <li>・防ぐことのできた重大事故の実例</li> <li>・子どもたちが安心・安全に部活動を楽しむために</li> </ul> </div> <p>■日本体育大学 東京・世田谷キャンパス</p> <p>徒歩 1.3km (20:56)-(21:16) [20分]</p> <p>◇桜新町 2番線発</p> <p>東急田園都市線(押上行) 6.3km 5・8号車</p> <p>21:16-21:27 [11分] (180円)</p> <p>◇渋谷 2番線着・2番線発 [乗換6分+待ち0分]</p> <p>山手線内回り品川方面行 7.2km 6・10・11号車</p> <p>21:33-21:46 [13分] (4,510円)</p> <p>◇品川 1番線着・24番線発 [乗換10分+待ち14分]</p> <p>ひかり669号(N700S系)(名古屋行) 250.3km</p> <p>22:10-23:17 [67分]</p> <p>(指定席 3,930円)</p> <p>■浜松 6番線着</p>	<p>【集合：浜松駅改札口】                      花井洋介(企画者)</p> <p style="background-color: black; height: 20px; margin: 5px 0;"></p> <p>【日本体育大学】                      〒158-0081 東京都世田谷区深沢7-1-1                      日本体育大学キャリアセンター                      ☎03-5706-0948</p>

令和 7 年 11 月 14 日提出

会派名 浜松市議会 市民クラブ  
 代表者名 会長 鈴木 真人 様

報 告 書

出張年月日	令和7年11月13日(木)
出張先	東京都世田谷区(日本体育大学世田谷キャンパス)
出張の理由	学校・部活動における重大事件・事故から学ぶ研修会
出張者氏名印	花井 洋介 [印] 大城 七瀬 [印]

(出張の顛末)

11月13日 午後6時30分から、日本体育大学世田谷キャンパスにおいて開催された、「学校・部活動における重大事件・事故から学ぶ研修会」を聴講した。主な内容は別紙のとおり

## 学校・部活動における重大事件・事故から学ぶ研修会

市民クラブ 花井 洋介

- 開催日時：2025年11月13日(木)18:30～20:40
- 会場：日本体育大学世田谷キャンパス
- 研修：「学校・部活動における重大事件・事故から学ぶ研修会」

### 【須賀川一中柔道部暴行傷害事件】

車谷優子さん（当時中学1年生）は、明るく活発で正義感の強い少女だった。柔道部に入部した半年後の2003年9月、部長の生徒に投げられて頭部を負傷し入院。母親は復帰に際して顧問に配慮を求めたが、顧問は怪我の情報を部員に共有せず、適切な指導も行っていなかった。

#### ■ 2回目の重大事故（2003年10月18日）

顧問・副顧問が不在の中、足を痛めて練習を休んでいた優子さんを部長の少年Aが「サボっている」と決めつけ、繰り返し投げつけた結果、急性硬膜下血腫で意識不明となった。一命は取り留めたが、「遷延性意識障害（植物状態）」に陥った。

#### ■ 学校側の不誠実な対応

救急要請が遅れ、到着時には重篤な状態だった。校長は「頭は打っていない」と虚偽の説明を行い、事故を3ヶ月公表しなかった。顧問不在の事実も隠蔽されていた。

A少年は「軽く投げただけ」「なんとも思わない」と証言し、反省は見られなかった。

#### ■ 裁判と矛盾

被害者家族は民事裁判を起したが、未成年部員の証言集めは困難だった。刑事捜査では「上級生の暴力」が原因と認定された一方、民事では学校側が責任を否定し続け、矛盾した状況が続いた。

#### ■ 15年間の在宅介護と両親の思い

優子さんは重度障害のため24時間介護が必要で、母親は睡眠不足と孤立の中で必死に介護を続けた。制度上、医療的ケアをヘルパーが担えず、家族の負担は非常に大きかった。それでも両親は「苦しいが幸せな時間でもあった」と振り返り、2018年に27歳で逝去した娘ともしっかり一緒にいたかったと語る。

#### ■ 社会へのメッセージ

家族は加害者追及ではなく、事故原因の解明を望んでいた。しかし学校は誠実な調査をせず、再発防止にも向き合わなかった。両親は、被害者と学校が敵対するのではなく、同じ方向を向いて真相究明ができる仕組みの必要性を強く訴えている。

#### 【兵庫県立辰野高校テニス部熱中症事故】

2007年5月24日、兵庫県立龍野高校テニス部3年の栗岡理沙さんは、11日ぶりの部活動再開日にランニング中に突然倒れた。気温・湿度が高い悪条件の下、休憩も設定されない過密な練習が行われ、顧問は開始30分で学校に戻り不在。理沙さんは低酸素脳症と遅延性意識障害と診断され、倒れてから救急搬送までの約10分間で脳が深刻なダメージを受けた。2年の入院治療後、現在は自宅で24時間介護を受けている。話す、見る、食べる、動くといった行動はできないものの、声に反応して泣いたり笑ったりする表情は見られる。

#### ■家族が向き合った“原因究明の空白”

学校が渡した報告書は「部活動中の意識喪失」とだけ記された1枚のみ。事故の原因調査は行われず、家族は詳細を知ることすらできなかった。搬送先の医師から「熱中症の可能性」を指摘されたことを受け、父・正則さんは独自に検証を始める。

#### ■調査の結果、

- ・顧問不在のまま過密なメニューが指示されていた。
- ・気温・湿度は熱中症リスクの高い水準だった。
- ・すでに学校には熱中症予防資料が配布されていたにもかかわらず活かされていなかったことが明らかになった。

#### ■学校側の対応 隠蔽とすり替え

学校側の対応は誠実とは言えず、校長は「多忙」を理由に家族との面会を避け続け、PTAや警察には「事故ではなく持病によるもの」「家族が金銭を求めている」と虚偽の説明をしていた。裁判では、校長が「学校事故と認められると評価が下がる」ことを恐れていた事実も判明した。事実解明を求める家族に対し、学校は寄り添うどころか、情報を隠し、責任から逃れようとしたのである。

#### ■4.8年半に及んだ裁判 認められた過失と隠蔽

事故から3年後、栗岡さん夫妻は学校と県を提訴。しかし2014年、神戸地裁は「顧問に事故を予見できる特段の事情はない」として請求を棄却した。これに対し、大阪高裁は判断を覆した。顧問には健康状態に配慮し、練習を軽度を抑える義務があった。校長は不都合な事実を隠し、家族の名譽を毀損した。と認定し、両親は逆転勝訴。県が上告したものの最高裁はこれを退け、提訴から8年6か月、ようやく判決が確定した。

#### ■データが示す“繰り返される悲劇”

日本スポーツ振興センターによると、2005年度以降、学校での死亡事故は1614人、障害の残った事故は7115人にのぼる。その分析では、食物による窒息死、窓からの転落など同じような事故が繰り返されており、「教訓が生かされていない」実態が浮かび上がる。

特に部活動での死亡事故の8割は、「突然死」「頭部外傷」「熱中症」に集中。中学・高校では「走る」活動と突然死の関連も指摘され、5月に事故が最も多いという特徴も明らかになっている。国は2016年に重大事故対応指針を作成したものの、法的拘束力はなく、詳細調査が行われた事故は7年間でわずか13件にとどまる。

#### ■これからの部活動・学校に求められること

栗岡家が求めたのは「金銭」ではなく、“何が起きたのかを知りたい”“なぜ教えなかったのかを真摯に向き合ってほしい”という、ごく当たり前で切実な願いだった。

いま学校に必要なのは、「勝利至上主義や根性論からの脱却」「科学的根拠に基づいた安全な指導」「事故情報の透明化と共有」「被害者や家族に寄り添う姿勢」である。

安全は、多くの失敗と犠牲の上に成り立つ。

「自分たちとは関係ない」と過去の事故を無視する限り、同じ悲劇は繰り返されてしまう。子どもたちの命を預かる場として、学校が責任と覚悟を持ち、教訓を未来につなぐことが求められている。

#### 【所感】

この事件・事故の話聞き、改めて学校における子ども、生徒の安全を優先とした取組みを学校や行政を含めた大人が責任を持って取り組む必要があると認識した。一方でこのような悲しく、悔しい事例が積み重なり、少しずつ社会の見方、部活動における認識も変わってきている事も事実である。私自身、幼い頃から部活動に励み、今現在も指導者としても活動をしているため自分の中のバイアスもあり、新しい気づきを得る事ができた。思い返すと、部活をしている中で、チームメートが「気持ちが入っていない」と感じた際に、暴力はしないにしろ強く当たってしまった時や、熱中症についても自分が見ているから大丈夫だろうという軽い気持ちを持って指導に当たってしまったかもしれないと不安を覚えた。この先、中学部活動の地域展開が進む中で、地域の方に指導員を担っていただく事になるが学校・部活動における事件・事故の事例を共有したうえで、教育活動を行っていく事が重要であると感じた。それも風化させないための定期的に受講できる仕組みづくりを国と力を合わせて本市でも進めていきたい。

熱中症対策については、非常に難しい問題と感じる。辰野高校の事例ではテスト期間明けでの疲労感、睡眠不足、久しぶりの運動、気温、湿度など悪条件も重なっている。すべてを把握した上での指導管理の限界と、部活動における監視する目であるマンパワーの不足をどう補えるかは課題として残る。熱中症アラートなど、これまでの事故を受けて進められてきた施策はあるが、更に進化させていく事が必要であり、すでに10年、20年前とは夏場の気温自体も大きく上昇している中、指導者においても変わっていく決断が必要である。

2つの事例では、学校側に隠ぺいしてしまう、せざるを得ない環境も問題となっている。学校における部活動の位置づけの見直しも含めて地域展開となっている。学校側の反省点が、地域展開となり忘れられないように引き継ぎがされるように、提言を続けていきたい。言い方を変えれば、部活動に対する学校の責任を学校から切り離すと受け止められかねない。それでは双方に良い方向には進まないし、一番被害を被るのは子どもたちであり、それを望む大人はいない。子どもたちが一番という認識を私たち大人が共有し、私たちも市政へ取り組んでいきたい。

## 研修会報告書

大城七瀬

実施日：令和7年11月13日 18:30～20:40

行程：浜松駅～品川駅～日本大学 世田谷キャンパス～品川駅～浜松駅

内容：以下の通り

### 学校・部活動における重大事件・事故から学ぶ研修会に参加して

この研修会では、防ぐことのできた重大事故の実例から、子どもたちが安心・安全に部活動を楽しむことが出来るために、大人がすべきことについて、事故当事者の方との話を聞きながら考える研修会。

2つの重大事故の事例（兵庫県龍野高校テニス部熱中症事故、須賀川一中柔道部暴行傷害事件）の話を聞いた。

話を聞いた2つの事故には、共通していることがいくつかあった。まずは、両方とも顧問や指導者となる大人が不在中の事故だったこと。もうひとつは、学校側が責任逃れをしたということ。

柔道部暴行事件においては、当事者の女の子が一度暴行され入院をしているのにも関わらず、教師はその旨をクラスメイトや部活の生徒にも伝えず、2度目の暴行で彼女は植物状態になってしまった。部室内で倒れた彼女をすぐに救急車も呼ばずにいたことも原因の一つだ。その後の学校の対応も最悪で、事故後、学校集会もなし、クラスの話もなし。マスコミが取り上げて報道があったからやっと対応したのだそう。また、両親は、ぜひ友達に面会に来てほしいと言っているのにも関わらず、学校側が生徒に伝えたのは、「両親は面会を断っている」とのことだった。その後も、学校の対応は原因不明の事故として「うちは悪くないの」点張り。ご両親がなんとか本当にことを知りたいため、自ら調査をはじめ、ようやくAという加害者が判明した。しかしこのAは13歳と11か月だったため、14才から施行される少年法にあたらないとのこと。保護観察で終わったそう。

保護者は被害者の女の子を24時間体制で看護することに。昼間はヘルパーさんがきてくれてはいるものも、胃ろうや淡の吸引等の医療行為にあたるものは、ヘルパーさんが出来ないため、保護者がやらなくては行けないので、2時間置きに介護しなければならない現状があったけれど、彼女が亡くなった今思うことは、「大変だったけれど、娘とずっと一緒に過ごしたかった」と語る姿は本当につらく感じた。

テニス部の事故においては、熱中症のため倒れてしまった女子生徒の事故。3時間休憩をとる時間もないという練習の中、顧問不在の状況で彼女は倒れて病院に運ばれた。今回も学校側は、校長は多忙ということで両親との面会を避け、PTAや警察に対して、虚偽の情報を流すという悪質な行為をした。こちらの裁判は8年かかり最終的には勝利した。

(所感)

2005年度以降、学校での死亡事故は1614人もいるという現状である。その上、こどもの事故には新しい事故はないということ。イコール同じ事故が繰り返されているということが見える。

浜松市でも今後部活動が地域移行していく中で、指導者には「子どもの命を預かっている」ということを忘れないように指導していくことが重要である。また、こどもたちにも、スポーツ事故の予防を教えること。子どもたちの両親にも教えること。これが同じ事故を繰り返さないことにつながると思う。

# 新人議員が1期目でつまづかないための 緊急ZOOMセミナー ご案内



～その活動がダメな理由と過去受講者からの気づきの共有～

移動時間ゼロ、夜の2時間で完結する特別Zoomセミナー。  
過去多数の全国全政党の新人議員にセミナーをしてきた人気講師である議員20年の経験者が  
知っているかどうかで大きく差がつく“新人議員の基礎”を解説します。  
初めてのセミナー参加でも大丈夫◎お気軽にご参加ください。

11/14 (金) 11/16 (日) 11/24 (月) 11/26 (水)  
17:00～19:00

- ・ 議員活動は誰も教えてくれない — 最初に知るべきルール
- ・ 一人会派・新人でも成果を出す「質問力」の磨き方
- ・ 財政の知識で“できる議員”かどうかが決まる
- ・ 先輩に聞けない「暗黙ルール」とは？
- ・ 議会質問でやってはいけない失敗と回避法
- ・ 市民から信頼を得る活動報告・発信のコツ
- ・ 与党・野党・無所属 — 立場によって変わる戦い方
- ・ 地方自治法を味方につける新人の視点
- ・ 選挙で勝った後が本当の勝負 — 1期4年で残るか消えるか
- ・ 20年の経験者が語る「新人議員の落とし穴と突破口」
- ・ 議案書が配られたら何からしたらいいのか？
- ・ 先輩議員が正しいわけではない？ここが変だよ意味不明な議会
- ・ 新人議員なんでも相談会



**宮本 正一** 元参議院議員、日本公共経営研究所代表、元吉野町役場政策アドバイザー  
 1975年早稲田大学卒業、ボストン・カレッジ、筑波大学卒業、神奈川大学大学院でMBA（経営学博士）  
 大塚地区大学で中級経営学研究所で専攻科目「公共経営学」を履修。  
 元参議院議員、元参議院議員「カシオ計算機株式会社」取締役（1992年）  
 同社社長に就任、同社取締役兼取締役部長「カシオ計算機株式会社」（2002年）  
 元参議院議員、元参議院議員「カシオ計算機株式会社」取締役（2002年）  
 元参議院議員、元参議院議員「カシオ計算機株式会社」取締役（2002年）  
 元参議院議員、元参議院議員「カシオ計算機株式会社」取締役（2002年）  
 元参議院議員、元参議院議員「カシオ計算機株式会社」取締役（2002年）  
 元参議院議員、元参議院議員「カシオ計算機株式会社」取締役（2002年）  
 元参議院議員、元参議院議員「カシオ計算機株式会社」取締役（2002年）

① 電話番号、FAX、  
メールアドレスが変わりました！

お申込みはFAXまたはメールにて  
**050-6875-7448**

お申込み後、一両日中に事務局よりFAXまたはメールにて【受講確認書】を送付いたします。  
【受講確認書】に従い、事前に口座へお振込みください。



メール申し込み

**chihogiken@h3o.works**



FAX申し込み

申込書に必要事項を明記し、  
参加される講座をお選びいただき  チェックを入れて  
FAXで050-6875-7448宛にお送りください。

	11.14(金)	11.16(日)	11.24(月)	11.26(水)
17:00~19:00 新人議員が1期目でつまづかないための 緊急ZOOMセミナー			○	

お名前	石津 陽子	所属会名	浜松市議会
電話番号		FAX番号	(053) 457 - 2486
メールアドレス			
領収書のご宛名	※領収証はセミナー終了後、メールにて送付致します。		

浜松市議会  
市民の方

zoom参加URLは講演開催数日前にメールでお知らせいたします。

### Zoomの使い方 (初めての方へ)

#### ① Zoom (ズーム) とは？

パソコンやスマホで、テレビ電話のように顔を見ながら話せるアプリです。

#### ② 参加の手順

1. 講演開催数日前にメールにて「参加用URL」をお送りします。
2. 開始時間になったら、そのURLをクリックするだけで参加できます。

### パソコンで参加する場合

1. URLをクリックすると、自動的にZoomアプリが開きます。
2. 画面が出たら「コンピューターでオーディオに参加」を押してください。

### スマートフォン・タブレットで参加する場合

1. 事前に「Zoom」アプリをインストールしてください (無料)。  
(iPhone → App Store / Android → Google Play)
2. アプリを開いて、参加用URLをタップします。

### 受講料

**1講座 5,000円**

③ キャンセルは7日前までのご連絡をお願いいたします。  
受講料は【受講確認書】到着後、  
事前のお振込みをお願いいたします。

### お問合せ

地方議員研究会

TEL 050-1089-9835

FAX 050-6875-7448

メール chihogiken@h3o.works

住所 〒221-0042  
神奈川県横浜市神奈川区蒲島町362-28

差出人: [Redacted]  
 送信日時: 2025年11月20日木曜日 11:09  
 宛先: [Redacted]  
 件名: FW: 2025年11月24日(月)17時～宮本正一【ZOOM】開催セミナーの件  
 添付ファイル: 受講確認書 石津陽子 様(2025年11月24日(月)17時～宮本正一【ZOOM】新人議員が1期目でつまづかないための緊急ZOOMセミナー)20251120.pdf

From: mom fu [Redacted]  
 Sent: Thursday, November 20, 2025 11:08 AM  
 To: [Redacted]  
 Subject: Fwd: 2025年11月24日(月)17時～宮本正一【ZOOM】開催セミナーの件

----- Forwarded message -----

From: 地方議員研究会 [Redacted]  
 Date: 2025年11月20日(木) 10:41  
 Subject: 2025年11月24日(月)17時～宮本正一【ZOOM】開催セミナーの件  
 To: [Redacted]

静岡県浜松市議会 石津陽子 様

いつもお世話になっております。

このたびは、お申込みありがとうございます。  
 添付ファイルにて、「受講確認書(ZOOM)」を送信いたします。  
 (1講座 ご請求額: 5,000円)

※zoom参加リンクはお振込み確認後、講演開催数日前にメールでお知らせいたします。

その他、ご要望等ございましたらお気軽にお申し付けください。

よろしくお願いいたします。

【お振込み口座】※2025年5月1日より変更になりました。

[Redacted]

名義 株式会社H3O (カ)エイチスリーオー  
 ※お振込名義に自治体名、またはお申込みいただいた方の個人名の記載をお願いします。  
 ※会派名でお振込をいただくことがありますが、全国的に同じ会派名が多数存在し、  
 ※どなたからのお振込かわかりかねる例が多くございます。ご協力よろしくお願い致します。

地方議員研究会 セミナー事務局

TEL:

FAX:

メール:

※2025年7月5日より電話番号、FAX、メールアドレスが変わりました。

※2025年5月1日より「株式会社H3O」へ法人名が変更になりました。

※新所在地 〒221-0042 神奈川県横浜市神奈川区浦島町362-28

石巻 ④

# 支払証明書

金額		百	拾	万	千	百	拾	円
				¥	5	6	6	0

但し 11/24(祝日)「新人議員が1期目でつまづかないための緊急Zoomセミナー」  
石津陽子議員受講

内訳 受講料 5,000  
振込手数料(ATM現金、他行宛) 660  
5,660 円

## キャッシュサービスご利用印

毎度ご利用いただきありがとうございます

浜松いわた信用金庫

お振込日	07-11-20	口座番号	1503011-4216
お振込金額	000001000000	お振込内容	お振込 ¥0
手数料	¥660	手数料	¥660
振込先	カ、エイチスリーア-様	振込先	カ、エイチスリーア-様
振込先住所	〒4100000 浜松市東区...	振込先住所	〒4100000 浜松市東区...
振込先電話番号	TEL053-457-2496	振込先電話番号	TEL053-457-2496
ご利用ありがとうございました。		ご利用ありがとうございました。	

## キャッシュサービスご利用印

毎度ご利用いただきありがとうございます

浜松いわた信用金庫

お振込日	07-11-20	口座番号	1503011-4216
お振込金額	000001000000	お振込内容	お振込 ¥0
手数料	¥660	手数料	¥660
振込先	カ、エイチスリーア-様	振込先	カ、エイチスリーア-様
振込先住所	〒4100000 浜松市東区...	振込先住所	〒4100000 浜松市東区...
振込先電話番号	TEL053-457-2496	振込先電話番号	TEL053-457-2496
ご利用ありがとうございました。		ご利用ありがとうございました。	

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和7年11月20日

会派名 浜松市議会市民クラブ

代表者名 鈴木真人

②

領収証

2025 年 11 月 24 日

石津陽子

様

★

¥5,000

但 2025年11月24日(月)17時～宮本正一【ZOOM】新人議員が1期生でつまづかないための緊急ZOOMセミナー  
研修会費源代として  
上記正に記載いたしました

地方議員研究会

〒221-0042

神奈川県横浜市神奈川区浦

TEL 050-1089-9835





令和7年12月17日

会派名 浜松市議会 市民クラブ  
代表者名 会長 鈴木真人 様

## 報 告 書


出張年月日 令和7年11月24日（月） Zoom参加

出張先

-

出張の理由 新人議員が1期目でつまづかないためのZoomセミナー

出張者  
氏名印

石津陽子 

(出張の顛末)

別紙のとおり

(備考)



2025/12/07

## 【オンライン講習報告】

石津 陽子

日時：令和7年11月24日（月）

講師：宮本正一

元寝屋川市議会議員、日本公共経営研究所代表、元吉野町役場政策アドバイザー

### 『新人議員が1期目につまずかないためのZOOMセミナー』

<概要>

#### 【議会のルール構造】

- 地方自治法、会議規則、申し合わせ、慣行の4層構造を理解
- 「根拠確認→議事録化→明文化」の可視化ステップが重要

#### 【質問力の強化】

- 一般質問／委員会質疑／代表質問の使い分け
- 質問構成は「事実→制度→課題→提案→合意形成」
- 再質問・KPI設定・台本準備が成功のカギ

#### 【財政を味方に】

- 決算カード4指標：実質半年度収支／財政調整基金／標準財政規模／経常収支比率
- 類似団体と比較して「うちの個性」を把握

#### 【暗黙ルールとその対処】

- 「飲みの席で決まる」「前例踏襲」などを可視化・構造化
- 変更時は新旧対照表と理由を記録

#### 【少数会派・無所属の戦い方】

- 情報格差を補う工夫と市民との連携が鍵
- 質問・発信で「中立・建設的」を前面に

#### 【市民への発信】

- 「1テーマ1メッセージ+画像」で記憶に残る発信
- 報告会・SNSを連動させた双方向の仕組み化

#### 【1期4年の戦略設計】

- 1年目：学習と関係構築、2年目：成果の見える化
- 3年目：制度化、4年目：検証と再選戦略
- 「小勝の連鎖」で成果を物語化する

## <所感>

このたび参加した「新人議員が一期目でつまづかないための Zoom セミナー」は、これまでの議員活動を振り返るとともに、今後の活動をより戦略的・構造的に進めていくための大きな気づきを与えてくれる内容でした。特に、新人議員が陥りがちな“慣例の壁”と“質問力の伸ばし方”という二つのテーマは、まさに自分自身のこれまでの経験に重なるものでした。私は2年半前に議員としての活動をスタートさせましたが、その中で最も驚き、戸惑ったことの一つが「明文化されていない慣例」の多さでした。議会には地方自治法や会議規則といった法的・制度的なルールが存在する一方で、運用上は「昔からこうしている」「なんとなくの決まり」といった、根拠が曖昧な“暗黙の了解”で物事が進んでいることが少なくありません。その都度、先輩議員に確認をして対応してきましたが、なぜそういう決まりになっているのかを尋ねても、明確な説明が返ってこないことも多々あり、まさに“政治の世界特有の文化”を目の当たりにするようでした。

今回のセミナーでは、そのような慣例を「公式」「半公式」「非公式」と分類した上で、根拠の明示・議事録化・ガイドライン化といったプロセスを通じて可視化し、必要であれば条例や規則として明文化していく重要性が語られました。この点は、自分自身がこれまで感じていたモヤモヤを言語化してくれたようで、大きな安心と同時に、これから自分の議会でも取り進むべき具体的な方向性を示してくれたと感じました。また、質問力の部分では、「課題追求政策実現型」という言葉がとても印象に残りました。議員としての質問は、単なる意見表明や要望ではなく、具体的なデータや事実に基づいて課題を明確にし、それに対して実行可能な提案を行うことが本来のあり方であると再確認しました。実際、過去の自分の質問を振り返ってみると、感情や直感に頼った部分があったことも否定できず、今後は質問の背景となる根拠を明確にし、政策の実現可能性を高める構成を意識していきたいと思います。「事実→制度→課題→提案→合意形成」という流れに沿った質問の組み立ては、今後の活動における大きな武器になると感じました。さらに、財政に関するセッションでは、「決算カード」や「類似団体比較」の視点も大変有益でした。数値で語ることで質問の説得力が増し、議会の議論の質も高まることは間違いありません。これまで数字にはやや苦手意識を持っていた自分にとっては、「実質単年度収支」「財政調整基金残高」「標準財政規模」「経常収支比率」といった指標を“使える視点”として理解することができたのは大きな収穫でした。活動報告・情報発信のパートについても、多くの学びがありました。これまで私は Instagram を中心に議会活動の発信を行ってきましたが、セミナーで示された「1テーマ1メッセージ+画像1枚」「SNS と月1レポートの併用」などの戦略を踏まえると、今後は発信媒体の多様化と配信頻度のバランスを意識すべきだと実感しました。特に、情報の“鮮度”と“深さ”の両立という点は、市民との信頼関係を築くために欠かせない要素だと再認識しています。今後は Twitter (X) や Facebook、note などとも活用し、多様な世代・属性の市民と接点を持てるよう努めたいと考えています。

最後に、セミナーで繰り返し語られたのは「1期4年をどう戦略的に使うか」という視点です。私自身、任期の折り返しを過ぎた今、残りの期間をどう使うかは非常に重要な課題です。小さな成果でも可視化し、ストーリー性を持って積み上げていくことで、市民に対して「この議員に任せてよかった」と思ってもらえるような実績を残していきたいと強く思いました。このセミナーは、自分自身の活動の原点を再確認し、次のステップに向けて必要な視点とスキルを得る機会となりました。今後も初心を忘れず、慣例に流されず、事実に基づいた議論と市民との丁寧なコミュニケーションを通じて、着実に議員活動を進めていきたいと思っています。

令和7年11月20日(木)

静岡県浜松市議会  
石津陽子 様

地方議員研究会  
セミナー事務局  
電話 050-1089-9835  
(平日9～12時、13～17時)  
FAX 050-6875-7448

### 入金確認書

このたびは、地方議員研究会主催 研修会にお申込みいただきありがとうございます。  
受講料のお振込みを下記のとおり確認いたしました。  
領収証はセミナー終了後7-10営業日中にメールにて送付いたします。  
※zoom参加リンクは、講演開催数日前にメールでお知らせいたします。  
当日のご参加をお待ちいたしております。

#### 記

お申込み講座	金額	備考
① 2025年11月24日(月)17時～宮本正一【ZOOM】新人議員が1期目でつまづかないための	¥5,000	ZOOM
領収証宛名:	石津陽子 様	
領収証金額:	¥5,000	
お振込み金額:	¥5,000	
お振込み日:	令和7年11月20日(木)	
お振込み名義:	石津陽子 様	

※2025年7月5日より電話番号、FAX、メールアドレスが変わりました。  
 ※2025年5月1日より「株式会社H3O」へ法人名が変更になりました。  
 ※新所在地 〒221-0042 神奈川県横浜市神奈川区浦島町362-28

令和7年11月20日(木)


静岡県浜松市議会  
石津陽子 様

地方議員研究会  
セミナー事務局  
電話 050-1089-9835  
(平日9～12時、13～17時)  
FAX 050-6875-7448

### 受講確認書

このたびは、地方議員研究会主催 研修会にお申込みいただきありがとうございます。  
お申込みいただきました内容を下記のとおりご確認申し上げます。  
つきましては、お確かめのうえ、事前に受講料のお振込みをお願いいたします。  
お申込みをいただきました時点で、お席は確保させていただいております。  
キャンセルの場合は、必ずご連絡をお願いいたします。  
お振込み確認後、入金確認のご連絡をいたします。  
領収証は、セミナー終了後7-10営業日中にメールにて送付いたします。  
※zoom参加リンクはお振込み確認後、講演開催数日前にメールでお知らせいたします。  
当日のご参加をお待ちいたしております。

#### 記

お申込み講座	金額	備考
① 2025年11月24日(月)17時～宮本正一【ZOOM】新人議員が1期目ですみずかないための!	¥5,000	ZOOM
領収証宛名:	石津陽子 様	
領収証金額:	¥5,000	
ご請求額:	¥5,000	
【お振込み口座】※2025年5月1日より変更になりました。		
		
名義 株式会社H30(カ)エイチスリーオー		
※お振込名義に自治体名、またはお申込みいただいた方の個人名の記載をお願いします。		
※会派名でお振込をいただくことがあります。全国的に同じ会派名が多数存在し、		
※どなたからのお振込かわかりかねる例が多くございます。ご協力よろしく願い致します。		

※2025年7月5日より電話番号、FAX、メールアドレスが変わりました。  
※2025年5月1日より「株式会社H30」へ法人名が変更になりました。  
※新所在地 〒221-0042 神奈川県横浜市神奈川区浦島町362-28

各位

2025年12月吉日  
一般社団法人バリテ・アカデミー  
共同代表 三浦まり 申きよん

### 女性議員向け研修について

平素より大変お世話になっております。女性政治リーダー養成事業を実施してまいりました一般社団法人バリテ・アカデミーでは、このたび、女性地方議員の皆さま(おおむね1～2期)を対象とした研修会を下記の通り開催する運びとなりましたので、ご案内申し上げます。

地方自治体におけるジェンダー平等の推進には、地方議会においてジェンダー視点を踏まえた政策提言を行い、効果的な議会質問を通じて行政を動かすことが極めて重要です。

本プログラムでは、主に1～2期目の女性地方議員の皆様を対象に、ジェンダーに関する最新動向の共有や、先進自治体の好事例の学習を通じて、議会質問力の向上を図ることを目的としております。

取り扱う政策分野は、女性の健康、女性に対する暴力、女性の経済的自立、ジェンダー平等教育、ジェンダー主流化など、多岐にわたります。

また、オンラインセミナーと対面での研修を組み合わせ、受講生同士のピアサポートを促進しながら、地域におけるジェンダー平等の実現をめざします。

未来を切り拓く一歩を、バリテ・アカデミーの活動の趣旨にご賛同いただける皆様と共に踏み出せればと存じます。

ご多用の折とは存じますが、何卒ご参加賜りますようお願い申し上げます。

#### ■開催概要

日 時: おおよそ毎月第3月曜日 19時～21時 及び対面、特別視察含む

会 場: オンライン及び対面

対 象: 女性地方議員(おおむね1期～2期目)

主 催: 一般社団法人バリテ・アカデミー

内 容: 全10回 オンライン及び対面、ジェンダー×専門家及び自治体等職員による講義、意見交換会、視察、シンポジウム

定 員: 30名

受講料: 4万円

※政務活動費が無い自治体議員の方はご相談ください。

※交流会、懇親会での飲食費は別途会費制で徴収いたします。

#### ■受講申込

受講をご希望の方は、12月25日(木)までに下記フォームよりお申し込みください。

バリテ政策アカデミー申込 <https://forms.gle/G6CBCzMeHVDEX4Vg6>

※12/25申込後に受講確定の有無、受講料振込先をお知らせいたします。

ご不明な点等ございましたら、どうぞお気軽にお問い合わせください。

#### 【事前説明会】

2025年12月5日(金)2025年12月5日(金)17:00～19:00

古澤えり講義および【事前説明会】を実施します。

参加費:無料 オンライン実施

事前説明会申込: <https://peatix.com/event/4670897/view>

【パリテ・政策アカデミープログラム内容】

第1回 オンライン 2026年1月19日(月)19-21

内容:第6次男女共同参画基本計画を自治体に活かす

講師:大崎麻子 (Gender Action Platform理事)、野村羊子(三鷹市議会議員)

第2回 オンライン 2月16日(月) 19-21

内容:会計任用年度職員の改革に向けて

講師:瀬山紀子(埼玉大学准教授)、中山均(新潟市議会議員)

第3回 オンライン 3月16日(月) 19-21

内容:包括的性教育を進める

講師:田代美江子(埼玉大学教授)、自治体職員

第4回 対面研修及び交流会 4月18日(土)14-16、交流会17~19

内容:未来のまちを描く政策セミナー&春の交流会

講師:川久保みなみ(つくば市議会議員)、他

第5回 特別視察 5月16(土)

内容:ユースクリニック視察及び懇親会

講師:高橋幸子(埼玉医科大学)、自治体職員

第6回 オンライン 6月15日(月) 19-21

内容:災害とジェンダー

講師:浅野幸子(減災と男女共同参画研修推進センター共同代表)及び自治体職員

第7回 オンライン7月13日(月) 19-21

内容:カスハラ条例の活かし方

講師:内藤忍(独)労働政策研究・研修機構 副主任研究員)、自治体職員

第8回 対面交流会 8月12日(水)15-17 交流会17-19

内容:議会質問力パワーアップ講座&夏の交流会

第9回 オンライン 9月14日(月) 19-21

内容:多文化共生とジェンダー

講師:新倉久乃(和光大学)、松岡真理恵(公益財団法人浜松国際交流協会 多文化共生コーディネーター)

第10回 対面 11月21日(土)

内容:シンポジウム ジェンダー平等政策を地方議会で進めるー好事例をもとに

場所:都内会場

※プログラムは変更する場合がございますのでご承知おきください。

■この件に関するお問い合わせ■  
一社)パリテ・アカデミー


東京都港区芝公園2-6-8日本女子会館5階  
event@parity-academy.org


# プログラム全10回


## 多彩な講師陣が語る、ジェンダー平等の最前線

※毎回、専門家から最新情報を学び、先進自治体の議員や職員から具体的な取り組みを聞き、議会質問へとつなげます。

※オンライン研修は【見逃配信あり】場所の記載がない場合は【オンライン】


2026年  
1 1月19日(月) 19時~21時   
第6次男女共同参画基本画を自治体に活かす  
講師：大崎麻子 (Gender Action Platform理事)、野村羊子 (三浦市議会議員)


2 2月16日(月) 19時~21時   
会計年度任用職員制度の改革に向けて  
講師：瀬山紀子 (埼玉大学准教授、中山均 (新潟市議会議員))

3 3月16日(月) 19時~21時   
包括的性教育を進める  
講師：田代美江子 (埼玉大学教授)、自治体職員


4 4月18日(土) 14時~16時  
未来のまちを描く政策セミナー 春の交流会  
講師：川久保みなみ (つくば市議会議員)、他  
場所：都内会場

5 5月16日(土) 13時~16時  
ユースクリニック視察  
講師：高橋幸子 (埼玉医科大学助教) および自治体職員  
場所：埼玉県内/懇親会有

6 6月15日(月) 19時~21時   
災害とジェンダー  
講師：浅野幸子 (減災と男女共同参画研修推進センター共同代表)、他

7 7月13日(月) 19時~21時   
カスハラ条例の活かし方  
講師：内藤忍 (独)労働政策研究・研修機構 副主任研究員) および自治体職員

8 8月12日(水) 15時~17時  
議会質問カパワーアップ! 夏の交流会  
場所：東京都内会場

9 9月14日(月) 19時~21時   
多文化共生とジェンダー  
講師：新意久乃 (和光大学)、松岡真理恵 (公財)浜松国際交流協会 多文化共生コーディネーター

10 11月21日(土)  
シンポジウム  
ジェンダー平等政策を地方議会で進める  
場所：東京都内会場/懇親会有



# パリテ政策アカデミー 議会質問力を磨く！ ジェンダー視点で 政策を動かす！

事前  
説明会

2025年  
12/5

17時～  
19時  
ハイブリッド  
開催

地方自治体でジェンダー平等を進めるためには、地方議員がジェンダー視点を身につけ、効果的な議会質問を繰り出し、行政を動かすことが重要です。

本プログラムでは、1～2期目の女性地方議員を対象に、ジェンダーに関する最新情報を共有し、先進自治体の好事例等に学び、議会質問力を向上させることを目指します。

扱う政策分野は、女性の健康、女性に対する暴力、女性の経済的自立、ジェンダー平等教育、ジェンダー主流化等と全般にわたります。オンライン・セミナーと対面セミナーを組み合わせ、ピアサポートを通じて、地域からジェンダー平等を実現していきます。

未来を変える一歩を、仲間とともに踏み出してみませんか。

対象

地方議会おおむね1～2期の女性議員他

受講料

4万円

※政務活動費がない場合はお申し出ください、助成あり

※懇親会は別途会費制で実施します

定員

30名

締切

2025年12月25日

## プログラム予定【全10回】

2025年12月 事前説明会

2026年 概ね第3月曜日

1月～3月 オンライン

4月 対面

5月 特別現地視察

6月、7月 オンライン

8月 対面

9月 オンライン

11月 シンポジウム 詳細裏面へ

お申込み  
お問い合わせ

▼お申し込みフォームにて、お申込みをお待ちします

<https://forms.gle/rz9dUHMKtebani4Lw>

【主催】一般社団法人パリテ・アカデミー  <https://parity-academy.org/>

[event@parity-academy.org](mailto:event@parity-academy.org) 東京都港区赤坂2-6-6 日本女子会館5階

QRコードからも申込できます



# 支払証明書

金額		百	拾	万	千	百	拾	円
			¥	1	2	6	6	0

但し 一般社団法人バリテ・アカデミー  
「バリテ政策アカデミー～プログラム全10回～」  
石津議員受講：プログラム全10回として受講料40,000円（別紙のとおり）

内訳 40,000÷10回=4,000円

令和7年度分	4,000×3回=12,000円	①
令和8年度分	4,000×7回=28,000円	②
振込手数料	ATM現金扱、他行宛 660円	③

①+③=12,660円

### キャッシュサービスご利用

毎度ご利用いただきありがとうございます

浜松いわた信用金庫

お取組日	お取組金額	振込 元金
08-01-09	1503011-7572	
カード発行金融機関 口座	口座番号	
003001000005	お取組金額	¥40,000
お振込	お振込金額	¥0
手数料 ¥660	ペーシ 手数料	¥660
時間 09:37	印	
[Redacted]		
タナハ・アカデミー様		
[Redacted]		
ハママツキ イグマクラブ イグマクラブ ご様 TEL053-457-2496		
印鑑等申請 の承認済 税務署承認済		

(但し)

### キャッシュサービスご利用

毎度ご利用いただきありがとうございます

浜松いわた信用金庫

お取組日	お取組金額	振込 元金
08-01-09	1503011-7572	
カード発行金融機関 口座	口座番号	
003001000005	お取組金額	¥40,000
お振込	お振込金額	¥0
手数料 ¥660	ペーシ 手数料	¥660
時間 09:37	印	
[Redacted]		
タナハ・アカデミー様		
[Redacted]		
ハママツキ イグマクラブ イグマクラブ ご様 TEL053-457-2496		
印鑑等申請 の承認済 税務署承認済		

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和8年1月9日

会派名 浜松市議会 市クラブ

代表者名 鈴木真人

5

差出人: [REDACTED]  
送信日時: 2026年1月8日木曜日 12:16  
宛先: [REDACTED]  
件名: Fwd: 【ご案内】パリテ政策アカデミー受講申込み御礼及び受講料のお振込みについて

[REDACTED]

先日のセミナー受講の申し込みの詳細です。  
転送します。  
手続きを宜しく願います。

石津

----- Forwarded message -----

From: 一社)パリテ・アカデミー <event@parity-academy.org>  
Date: 2026年1月8日(木) 11:57  
Subject: 【ご案内】パリテ政策アカデミー受講申込み御礼及び受講料のお振込みについて  
To: [REDACTED]  
Cc: [REDACTED]

浜松市議会 石津陽子様

平素より、当法人の事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。  
一社)パリテ・アカデミー事務局西川です。

このたびは「パリテ政策アカデミー」にお申込みいただき、誠にありがとうございました。  
本研修へご参加いただけることとなりましたので、内容をご確認のうえ、下記指定口座へ受講料をお振込みくださいますようお願い申し上げます。  
なお、ご入金の確認をもちまして「受講確定」とさせていただきます。

- 受講料:40,000円
  - 振込期限:1月14日(水)
- 【振込先】

[REDACTED]

口座名義 シヤ)パリテアカデミー

振込手数料はご負担願います。

【その他のご連絡】

- ① やむを得ない事情により研修受講を辞退される場合は、できるだけお早めにご連絡ください。
- ② 一度ご入金いただいた受講料につきましては、原則として返金いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

③ 当初ご案内しておりました第4回プログラムの日程が、  
4月18日(土)から4月19日(日)に変更となっております。

④ 12月5日(金)に開催いたしました、当研修の事前説明会および、アメリカより講師をお招きした、「ジェンダー・公平性の視点から考えるまちづくり」ハイブリッド講座につきましては、現在【見逃し配信】を行っております。ぜひご視聴ください。

<https://vimeo.com/1144070011?share=copy&fi=sv&fe=ci>

⑤ なお、当日の様子が12月25日放送のNHK「ニュースウオッチ9」にて紹介されました。  
(「女性参政権80年・議員を取り巻く課題」/放送後1週間程度、NHKONEにて見逃し配信有)

ご不明な点やご質問等がございましたら、どうぞお気軽にお問い合わせください。  
今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

---

東京都港区芝公園2-6-8 日本女子会館5階

一般社団法人パリティ・アカデミー

事務局

✉ [event@parity-academy.org](mailto:event@parity-academy.org)

🌐 <https://www.parity-academy.org>

---

## 【パリテオンライン講習報告】

石津 陽子

研修：ジェンダー視点で政策を動かす（パリテアカデミー議員研修）

・開催日：2026年1月19日 ZOOM 19:00～21:00

・講師：大崎麻子氏

（Gender Action Platform 理事、内閣府男女共同参画会議 専門調査会委員）

野村羊子氏

（東京都三鷹市議会議員）

・主なテーマ：男女共同参画基本計画（第6次）の考え方とジェンダー主流化

地方自治体におけるジェンダー平等の実践事例（兵庫県豊岡市など）

議会質問における男女平等施策の活用と改善提案の手法

### 【概要】

#### ① 男女共同参画基本計画と「ジェンダー主流化」

研修では、第6次男女共同参画基本計画の核心として、従来の「是正型（足りない部分を補う）」から「構造変革型（社会の前提を組み替える）」への転換が強調されました。

・ジェンダー主流化：あらゆる政策や事業の策定・実施プロセスに男女双方の関心事や経験を統合し、不平等が永続しないようにする戦略です。

・EBPMの重視：印象や思い込みではなく、男女別データ（ジェンダー統計）を収集・分析し、地域の実態を可視化して政策設計・評価に活用する重要性が示されました。

#### ② 地方自治体における実践（豊岡市の事例）

若年女性の流出という課題に対し、「バックキャスト思考（ありたい未来から逆算する）」を用いた豊岡市の取り組みが紹介されました。

・若者の声を聞く「みらいワークショップ」の開催や、マルチステークホルダー（行政、企業、地域、市民）による戦略立案が行われました。

・漫画や絵本、コミュニケーション・シートの活用など、市民が自分の言葉でジェンダーを語るような工夫が成果を上げています。

#### ③ 議会質問力の向上と政策提案

議員としての役割を「行政のチェック」「市民の声の反映」「政策提案」の3点と定義し、具体的な手法が共有されました。

## 【所感】

構造変革への視点の転換が必要となる。これまで男女共同参画は「女性のための福祉的な施策」と捉えられがちでしたが、今回の研修を通じ、人口減少や地域再生に直結する「社会構造のアップデート」であると強く再認識しました。第6次計画が目指す「構造変革型」への転換は、地方創生における必須条件であると感じます。

データに基づく政策立案の重要性の点では、「印象」ではなく「データ（エビデンス）」で問い、是正を促すスキルの必要性を痛感しました。例えば、豊岡市が男女別データを用いて「男性は帰ってくるが女性が帰ってこない」実態を可視化したように、自自治体でも客観的なデータに基づき、施策の妥当性を問う姿勢を大切にしたいと考えます。

議会活動への応用として「議員は知らないことは質問しない」という言葉が印象的でした。市民の切実な声や現場の課題を、法や計画の文脈に「翻訳」して政策提言につなげるためには、行政職員との関係性構築や、継続的な調査・研修が欠かせません。今後は、SRHRなどの新しい視点も取り入れながら、全世代のウェルビーイングに資する議会質問に取り組んでいきたいと強く思いました。

豊岡市の事例にあったように、「男女別データで実態を可視化する」ことは、議会活動の説得力を高める基盤となります。

浜松市においても、

- 男女別賃金格差
- 産業別・役職別の女性比率
- 若年層の転出入の男女差
- 保育・放課後児童クラブの利用実態
- DV相談件数や相談経路の分析
- 外国人女性の就労・子育て状況

などを整理・分析することで、施策の優先順位や不足領域がより明確になるはずです。

EBPMの観点から、既存統計の再分析に加え、必要であれば独自のヒアリングやアンケート調査を通じて「浜松市版ジェンダー統計」を整備することも、今後の政務活動の重要な柱になり得ると考えます。浜松市が今後も持続的に発展していくためには、経済成長だけでなく、誰もが尊厳を持って暮らせる社会構造への転換が不可欠です。

今回の研修は、議会活動を「点の質問」から「構造を動かす提案」へと進化させるための重要な示唆を与えてくれました。今後は、ジェンダー主流化の視点を全ての政策分野に通底させ、浜松市の未来像を描きながら、実効性ある政策提案に取り組んでいきたいと考えます。

## 【パリエオンライン講習報告】

石津 陽子

研修：ジェンダー視点で政策を動かす（パリエアカデミー議員研修）

・開催日：2026年2月16日 ZOOM 19:00～21:00

・講師：額山紀子氏

（埼玉大学准教授）

中山均氏

（新潟市議会議員）

・主なテーマ：会計年度任用職員制度の改革に向けて

### 【概要】

会計年度任用職員制度の現状と課題

#### 1. 制度の概要と導入の背景

会計年度任用職員制度は、地方自治体で働く非正規職員の任用根拠を明確化し、処遇改善を図ることを目的として2020年度からスタートしました。それまで法的根拠が曖昧なまま急増していた非正規公務員の雇用を安定させるための「公務の働き方改革」の一環でしたが、実態はコロナ禍と重なる形での導入となりました。

#### 2. 制度が抱える構造的な問題点

制度の運用開始から約6年が経過し、以下の深刻な課題が浮き彫りになっています。

- 雇用の不安定性と「官製ワーキングプア」の固定化: 任期は1会計年度内（1年）に限定されており、年度末ごとに「再度の任用」という形をとるため、常に雇止めの不安がつきまといま
- ジェンダー格差: 会計年度任用職員の約4分の3（76.1%）を女性が占めており、エッセンシャルワークを担う女性たちの労働力や「やりがい」が搾取される構造（ジェンダー差別）が生じています。
- 低い賃金水準: フルタイム勤務であっても年収300万円未満が6割に達し、多くの職員が「将来への不安」を抱えながら働いています。
- 労働基本権の制約: 一般職公務員に組み込まれたことで、ストライキ権を失うなどの制約が生じています。

#### 3. 現場の実態と制度の乖離（新潟市等の事例）

専門的な知識や経験を必要とする職種において、制度と実態の乖離が顕著です。

- 専門職の過重な責任: 図書館司書、保健師、保育士などの専門職は、常勤職員とほぼ同等の基幹的業務を担っているケースが多く見られます。
- 経験が反映されない給与体系: 専門性が高く、長年の経験が業務に不可欠な職種であっても、昇給（号俸加算）に一律の上限が設けられていることが多く、有為な人材確保の妨げとなっています。

- 「公募」の形骸化: 3～5年ごとの一斉公募は、長年貢献してきた職員に心理的・経済的な苦痛を与え、制度の形骸化を招いています。

#### 4. 改善に向けた動きと成果

当事者ネットワーク（はむねっと）の調査や議会での働きかけにより、一部で改善が進んでいます。

- 国の通知による制度改善: 勤奨手当の支給可能化（2024年4月～）、公募によらない再度の任用回数上限の廃止（2024年6月通知）、私傷病の有給化検討などが示されました。
- 自治体独自の調査と是正: 新潟市人事委員会による実態調査報告書（2025年10月）では、専門職への適正な業務配分や給与上限の撤廃の必要性が提言されています。
- 司法・社会的な訴追: スクールカウンセラーの雇止め訴訟や労働基本権を問う訴訟など、法廷での争いも始まっています。

#### 5. 結論と今後の展望

会計年度任用職員制度は、公共サービスの質を支える「人」を不安定な立場に置くことで、公共そのものの形骸化（空洞化）を招く恐れがあります。

今後、持続可能な地域社会を維持するためには、以下の取り組みが不可欠です。

1. 専門性に応じた適正な処遇と、上限のない経験加算の実施。
2. 不当な「公募」や雇止めの撤廃と、長期雇用を前提とした制度設計への転換。
3. 第三者的機関（人事委員会等）による客観的な労働実態調査の継続と是正勧告。

公務現場が、働き手である女性にとっても住民にとっても、真に安心して集える「公共の場」となるための抜本的な制度改革が求められています。

#### 【所感】

会計年度任用職員制度は、地方自治体を支える非正規職員の処遇改善と任用根拠の明確化を目的として2020年度に導入されましたが、運用開始から約6年が経過した現在、多くの構造的な課題が浮き彫りになっています。特に1年ごとに任期が限定される雇用の不安定さや、専門的な業務を担いながらも年収水準が低く抑えられている実態は、公共サービスの質を維持する上で看過できない問題です。本制度の対象者の多くを女性が占めている現状を鑑みれば、これは単なる労働条件の問題に留まらず、社会的なジェンダー格差の固定化という側面も孕んでいます。

浜松市においても、図書館司書や保健師、保育士といった専門職が行政の最前線で基幹的な業務を担っており、これらの人材が持つ知識や経験は市民生活に不可欠な財産です。しかし、現在の制度下では、長年の経験が給与に適切に反映されない昇給上限の設定や、数年ごとの公募による心理的負担が、優秀な人材の定着を妨げる要因となっています。2024年度から勤奨手当の支給が可能になるなどの前進は見られますが、依然として「公立の職場」が不安定な雇用の供給源となっている実態については、本市議会としても真摯に向き合う必要があります。

一方で、現場の声を聴くと、この働き方を自身のライフスタイルに合った肯定的な選択として捉えている層が一定数存在することも事実です。フルタイムの正規職員としての重責を負うよりも、専門スキルを活かしながらワークライフバランスを重視して働きたいという主体的な動機は、現代の多様な働き方の一環として尊重されるべきものです。しかし、重要なのは「自ら選んだ働き方」であることと、「不合理な格差の放置」は別問題であるという点です。主体的に選択して働いている方々の満足度を維

持しつつ、同時に、この職種で生計を立て長期的なキャリアを望む職員が、将来への不安なく職務に邁進できる「複線的な制度設計」が求められています。

今後は浜松市議会議員として、専門職における適正な処遇の確保や、経験に応じた上限のない加算措置の実施を強く働きかけていく必要があります。また、不当な公募や雇止めの撤廃に向け、長期雇用を前提とした柔軟な運用を当局に求めるとともに、第三者的機関による客観的な労働実態調査の継続を提案します。公共サービスの担い手である職員が、その専門性や貢献度に見合った尊厳を持って働ける環境を整えることは、結果として市民に提供されるサービスの質を担保することに直結します。多様な価値観を認めつつ、誰もが安心して働ける「公共の場」としての市役所を実現するため、抜本的な制度改革と運用の是正に尽力してまいります。



## 【パリエオンライン講習報告】

石津 陽子

研修：ジェンダー視点で政策を動かす（パリエアカデミー議員研修）

・開催日：2026年3月16日 ZOOM 19:00～21:00

・講師：田代美江子 氏  
（埼玉大学学術院教授）

吉田徳史 氏  
（国立市政策経営部市長室 室長）

・主なテーマ：包括的性教育を進める

### 【概要】

#### 1. 包括的性教育（CSE）の概念と日本の現状

講義の前半では、埼玉大学の田代美江子教授により、日本における「性の権利」の不在と、包括的性教育の必要性が説かれました。

- ・ 包括的性教育（CSE）とは：ユネスコの「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」に基づき、科学的根拠、人権、ジェンダー平等、多様性の尊重を柱とした教育です。単なる知識の伝達ではなく、自分のからだや人生を人権に基づき主体的に決定する力を育むことを目指しています。
- ・ 日本の課題と「はどめ規定」：日本の教育現場では、学習指導要領の「はどめ規定」（例：小学校で受精に至る過程は扱わない）や政治的介入により、性教育が停滞・後退してきた歴史があります。国連からもリプロダクティブ・ヘルス教育の確保を求める勧告を受けていますが、日本政府は「包括的性教育」という用語自体の受け入れを拒否している現状があります。
- ・ 社会構造の問題：若者の性暴力被害や子期せぬ妊娠の背景には、劣悪な性的環境と教育の欠落があり、CSEの実現は子どもの権利やジェンダー平等を実現するための社会基盤であると強調されました。

#### 2. 自治体における実践：東京都国立市の事例

後半では、国立市の吉田徳史氏より、CSEを実現するための土台となる政策と具体的な取り組みが紹介されました。

- ・ 政策的土台の構築：国立市では「女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」などの条例を制定し、アウトティングの禁止や教育関係者の責務を明記しています。また、行政計画内に「包括的性教育」の実施を課題として掲げています。
- ・ 具体的なアクション：
  - 制度の見直し：書類上の性別欄の廃止や、事実婚・市外在住者も対象とするパートナーシップ制度の導入。
  - 啓発と研修：職員や教員向けの SOGI（性的指向・性自認）研修の実施や、生理の貧困に対する生理用品の配布・研修。

- ② 拠点の活用：「くにたち男女平等参画ステーション・パラソル」を拠点に、相談窓口の運営、学校への出前講座、SNSでの動画配信などを通じて、性的同意や境界線（バウンダリー）についての情報を発信しています。

#### 結論

講義全体を通じて、包括的性教育は単なる「性の知識」の教育ではなく、「人権が大切にされる社会」を構築するための不可欠な事業であることが示されました。国レベルでの制度化が遅れる中、地方自治体や議員が市民社会と協働し、現場から政策を作っていくことの重要性が語られています。

#### 【所感】

今回の講義を通じて、包括的性教育（CSE）が単なる知識の伝達ではなく、人権と自己決定権を基盤とした「より良く生きるための教育」であることを再認識しました。田代教授が指摘された「はじめて規定」による教育の停滞は、若者の権利侵害に直結する深刻な課題です。これに対し、国立市が条例や計画の中に「包括的性教育」を明確に位置づけ、アウトティング禁止や多様な性に関する具体的な施策を積み上げている点は、自治体が現場から社会を変えるための強力なモデルになると確信しました。

浜松市においては、すでに「あいホール」という男女共同参画の拠点が確立されており、国立市のパラソルと同様、市民の相談や啓発において重要な機能を果たしています。しかし、現状のあいホールが主に担っている「男女共同参画」や「キャリア支援」という枠組みをさらに一歩進め、パラソルのように「包括的性教育」や「SRHR（性と生殖に関する健康と権利）」の推進拠点としての機能をより鮮明に打ち出していくことが、今後の重要な視点になると考えています。

特に、国立市のように行政計画の主要課題として「包括的性教育」を掲げることで、あいホールが学校教育や地域活動とより有機的に連携し、性的同意や身体の境界線（バウンダリー）といったCSEの核心部分を、市民に直接届ける「情報の交差点」へと進化させる必要があります。

今後は、本市においてもCSEの視点を明文化するよう働きかけるとともに、あいホールが持つ既存のネットワークや専門性を最大限に活かし、単なる健康教育に留まらない「人権としての性教育」を浜松のスタンダードにしていくことが重要です。行政、教育現場、そして拠点が一体となり、一人ひとりの尊厳が守られる社会の構築に向けて、今回の学びを具体的な政策提言へと繋げてまいります。

広報費

月	日	番号	摘要	支出	累計
5	23	1	杉山メディアサポート㈱ 浜松磐田信用金庫	121,000 振込手数料	121,000 121,660
6	13		市内近接地旅費	4月分 518	122,178
7	1		市内近接地旅費	6月分 2,664	124,842
7	16	2	㈱NTTPCコミュニケーションズ	金庫PホスティングサービスWebARENA SuiteX年払(10月～12月の10ヵ月分)	20,743 145,585
7	16	3	㈱NTTPCコミュニケーションズ	金庫Pホスティングサービス各づつでネット利用P1年プラン(1月～12月の12ヵ月分)	6,600 152,185
9	3		市内近接地旅費	8月分 444	152,629
					152,629

広報費

月	日	番号	摘要	支出	累計
10	8		市内近接地旅費 9月分	740	740
12	2		市内近接地旅費 11月分	1,147	1,887
12	16	4	NTTPCコミュニケーションズ株式会社 SSLサーバー証明書グローバルサインクイック認証(12月~3月)	12,760	14,647
1	20	5	中部印刷株式会社 市民クラブ会報(新春A3チラシ制作、印刷、加工)	1,157,191	1,171,838
1	20		市民クラブ会報(折込料金)	1,028,907	2,200,745
1	20		浜松磐田信用金庫 振込手数料(10万円以上、窓口、当金庫宛て他店)	660	2,201,405
2	6		市内近接地旅費 1月分	1,776	2,203,181
2	17	6	日本郵便株式会社 市民クラブ会報 レターパック代(10通)	4,300	2,207,481
2	24		市民クラブ会報 レターパック代(4通)	1,720	2,209,201
2	25		市民クラブ会報 レターパック代(1通)	430	2,209,631
2	23	7	ヤマト運輸株式会社 市民クラブ会報 運賃(4通)	3,720	2,213,351
3	2		市内近接地旅費 2月分	2,587	2,215,938
					2,215,938

# 浜松市議会 市民クラブ

## 活動報告

▼ HOME > 活動報告



2025年5月1日

### 役員交代

本日(令和7年5月1日)付で役員が交代します。

新旧会 長 鈴木 真人 北野谷 富子 幹事長 花井 [-]



2025年2月14日

### 浜松市より回答

2024年10月16日に行いました市民クラブの政策提言に対して、2025年2月12日に浜松市から回答がありました。内容は以下の通りです。=>提言と回答



2024年10月16日

### 2025年度 市政運営に対する政策提言

2024.10.16. 私たち市民クラブは、「誰もが活躍でき、広く市民がウェルビーイングを感じられるための積極的な予算編成」を期待し、2025年度の市政運営に対する政策提言を本日(2024年10月16日(水)) 行いました [-]

2024年4月1日

### 役員交代

本日(令和6年4月1日)付で役員が交代します。  
会長 鈴木 真人 副会長 岩田 邦泰

新旧会 長 北野谷 富子 副会長 岩田 邦泰 幹事長 岩田 邦泰 鈴木 真人 政調



2024年2月13日

### 浜松市より回答

2023年10月25日に行いました市民クラブの政策提言に対して、2024年2月9日に浜松市から回答がありました。内容は以下の通りです。=>提言と回答

# 浜松市議会 市民クラブ

## 市議会報告

▶ 10/09 > 市議会報告



2025年9月29日

10/09

### 令和7年第3回市議会定例会 一般質問(齊藤晴明議員)

令和7年第3回市議会定例会の一般質問が本日（9月29日(木)）行われ、齊藤晴明議員(中央区)が登場しました。質問の内容は以下の通りです。⇒質問&答弁 テーマ<持続可能なまちづくり> 1. 財政について 2 [...]



2025年6月6日

10/09

### 令和7年第2回市議会定例会 一般質問(北野谷富子議員)

令和7年第2回市議会定例会の一般質問が本日（6月6日(金)）行われ、北野谷富子議員(浜名区)が登場しました。質問の内容は以下の通りです。⇒質問&答弁 1. 学校給食の充実について 2. 流域治水の推進について 3. 福祉の充 [...]



2025年6月5日

10/09

### 令和7年第2回市議会定例会 代表質問(鈴木真人議員)

令和7年第2回市議会定例会の代表質問が本日（6月5日(木)）行われ、鈴木真人議員(中央区)が登場しました。質問の内容は以下の通りです。⇒質問&答弁 1. 市政運営と財政について 2. こどもまんなか社会に向けた子どもの権利 [...]



2025年3月7日

10/09

### 令和7年第1回市議会定例会 一般質問(石津陽子議員)

令和7年第1回市議会定例会の一般質問が本日（3月7日(金)）行われ、石津陽子議員(中央区)が登場しました。質問の内容は以下の通りです。⇒質問&答弁 1. 市民の安全を守る環境について 2. サーフィン国際大会誘致について [...]



2024年12月9日

10/09

### 令和6年第4回市議会定例会 一般質問(花井洋介議員)

令和6年第4回市議会定例会の一般質問が本日（12月9日(月)）行われ、花井洋介議員(中央区)が登場しました。質問の内容は以下の通りです。⇒質問&答弁 1. 本庁から広げる交通安全意識の向上について 2. Go! みんなで4 [...]

# 浜松市議会 市民クラブ

## 重点政策

HOME > 重点政策

### 市民クラブの重点政策

1. 地域主権を推進し、創造性豊かなまちづくり・効率的な行政を推進します。
2. 財政の健全化や、複雑で多岐化した行政機構などを改革するため、組織機構の細小やムダの排除を進めるとともに、自主財源確保の取り組みや民間との役割分担意識などの行財政改革を積極的に推進します。
3. 市民生活を豊かにするためには、雇用の創出が不可欠であり、国際競争力のあるバランスのとれた産業振興を積極的に推進し、雇用の確保を図ります。
4. 住みよいまちづくりのために、公共交通機関の充実など生活環境の基盤整備を積極的に推進します。但し、開発に当たっては、自然環境保護を考慮し進めます。
5. 人間尊重を基本に、多文化共生社会や男女共同参画社会を推進します。
6. 高齢者や障がい者など、社会的弱者に対するいたわりの政策を推進するとともに、外国人も含めたすべての人に対応するユニバーサルデザインのまちづくりと、少子高齢化時代に対応する、福祉制度の充実を積極的に推進します。
7. 地球環境保全は、人類に課せられた大きな課題であり、森林や河川などの自然環境を保全するとともに、省資源・省エネルギー型社会を構築し、ごみの減量や資源物のリサイクル推進などの環境保護の活動を積極的に推進します。
8. 次代を担う青少年の健全育成は、重要な課題であり、青少年健全育成のため、学校制度の改革や人づくりの事業を積極的に推進します。
9. 市民生活を豊かにするためには、音楽、芸術、スポーツ、射士芸術などの文化振興が大切であり、市民文化を結集するため、参加機会の拡大や施設の充実を積極的に推進します。
10. 平和は市民生活の礎であり、国連を中心とした、すべての国との平和外交を推進することを支持します。但し、外交・防衛問題は国政であり、地方議会へは議論を持ち込まないことを原則とします。
11. 安全・安心して活力あるまちづくりに向け、地震や風水害、気象災害など、自然災害に対するハード対策と、市民の防災意識を高めるソフト対策を推進します。

HOME

活動報告

市議会報告

会報

市の政情

所属議員紹介

会議スケジュール

アクセス

プライバシーポリシー

お問い合わせ

・浜松子育て情報サイト

・浜松市

・浜松市議会

# 浜松市議会 市民クラブ

## 活動報告

HOME > 活動報告 > 役員交代

2025年5月1日 shimin-club

### 役員交代

本日(令和7年5月1日)付で役員が交代します。



	新	旧
会 長	鈴木 真人	北野谷 嘉子
幹 事 長	花井 洋介	岩田 邦泰
政 務 会 長	岩田 邦泰	鈴木 真人

活動報告

## 浜松市議会 市民クラブ

### 所属議員紹介

HOME > 所属議員紹介



【会 長】 鈴木真人

【幹 事 長】 花井洋介

【政調会長】 岩田邦泰

齊藤晴明

北野谷富子

石津陽子

大城七瀬

[HOME](#)

[活動報告](#)

[市議会報告](#)

## 鈴木真人【会長】

[所属議員紹介 | 鈴木真人【会長】](#)

氏名	鈴木真人（すずき まさと）
年齢	56歳
選挙区	中央区
期数	2期
所属委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務委員会</li> <li>・地方創生特別委員会(委員長)</li> <li>・浜松市議会 政務活動研究会委員</li> <li>・浜松市議員懲戒審査委員会委員</li> </ul>
その他情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鈴木まさと ブログ</li> <li>・鈴木まさと フェイスブックページ</li> <li>・鈴木まさと Instagram</li> </ul>

## 所属議員紹介

[鈴木真人【会長】](#)[佐藤直介【幹事長】](#)[加田利泰【副幹事長】](#)[菅原雅明](#)[北野裕美子](#)[石川優子](#)[水城七瀬](#)

## 花井洋介【幹事長】

[花井洋介議員のホームページ](#) (外部リンク)

氏名	花井洋介 (はない ようすけ)
年齢	45歳
選挙区	中央区
期数	1期
所属委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民文教委員会</li> <li>・地方創生特別委員会</li> <li>・浜松市社会福祉審議会委員</li> </ul>
その他情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・はない洋介 ブログ</li> <li>・はない洋介 スェイスブック</li> <li>・はない洋介 Instagram</li> </ul>

## 所属議員紹介

[鈴木真人【会長】](#)[花井洋介【幹事長】](#)[栗田利幸【政調会長】](#)[斎藤誠樹](#)[北野智美子](#)[石川陽子](#)[大塚七雄](#)

## 岩田邦泰【政調会長】

[HOME](#) / [議員紹介](#) / [岩田邦泰](#)

氏名	岩田邦泰 (いわたくによす)
年齢	57歳
選挙区	中央区
期数	2期
所属委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会運営委員会(副委員長)</li> <li>・議会改革検討会議</li> <li>・環境経済委員会(委員長)</li> <li>・大都市制度・行財政改革特別委員会</li> </ul>
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩田くによすフェイスブックページ</li> <li>・岩田くによすインスタグラム</li> </ul>

## 所属議員紹介

[鈴木良人【会長】](#)[花井洋介【幹事長】](#)[岩田邦泰【政調会長】](#)[斎藤晴雄](#)[北野谷高子](#)[石津陽子](#)[大城七穂](#)

## 斉藤晴明

上記の人物は議員の斉藤晴明



氏名	斉藤晴明（さいとう はるあき）
年齢	69歳
選挙区	中央区
期数	8期
所属委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厚生保健委員会</li> <li>・ 大型公共施設建設特別委員会</li> <li>・ 浜名湖ボートレース企業協議会 議員</li> </ul>
その他情報	

### 所属議員紹介

- [鈴木眞人【会長】](#)
- [森村洋介【幹事長】](#)
- [和田利孝【副会長】](#)
- 斉藤晴明
- 北野悠亮
- 石川信子
- 太城七瀬

## 北野谷富子

[北野谷富子 | 所属議員紹介 | 北野谷富子](#)

氏名	北野谷富子（きたのやふくこ）
年齢	41歳
選挙区	浜名区
期数	3期
所属委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境経済委員会</li> <li>・危機管理・交通政策特別委員会</li> </ul>
その他情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北野谷富子 Instagram</li> <li>・北野谷ふくこ フェイスブック</li> </ul>

## 所属議員紹介

[鈴木真人【会長】](#)[志井洋介【幹事長】](#)[森田郁香【政調会長】](#)[斎藤清康](#)[北野谷富子](#)[石津結子](#)[大塚七穂](#)

## 石津陽子

[石津陽子\(議員紹介\)石津陽子](#)

氏名	石津陽子 (いしづようこ)
年齢	47歳
選挙区	中央区
期数	1期
所属委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設消防委員会</li> <li>危機管理・交通政策特別委員会</li> <li>浜松市都市計画審議会 委員</li> </ul>
その他情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>石津陽子 Instagram</li> <li>石津陽子 フェイスブック</li> </ul>

## 所属議員紹介

[鈴木真人【会長】](#)[花井洋介【幹事長】](#)[石田利泰【政調会長】](#)[宮藤雅樹](#)[北野益富子](#)[石津陽子](#)[大塚七瀬](#)

## 大城七瀬

(131455644555)大城七瀬



氏名	大城七瀬（おおしろ ななせ）
年齢	42歳
選挙区	中央区
期数	1期
所属委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民文教委員会</li> <li>・大型公共施設建設特別委員会</li> </ul>
その他情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大城ななせ Instagram</li> </ul>

## 所属議員紹介

[鈴木貴人（会長）](#)

[花井洋介（幹事長）](#)

[若田邦彦（副会長）](#)

[青塚順昭](#)

[北野高薫子](#)

[石塚繁子](#)

[大城七瀬](#)

## 市議会報告

浜松市議会定例会(令和7年第2回 市議会定例会) 代表質問(鈴木真人議員)

2025年5月5日 ari@n-dub

### 令和7年第2回 市議会定例会 代表質問(鈴木真人議員)

令和7年第2回市議会定例会の代表質問が本日(5月5日(木))行われ、鈴木真人議員(中央区)が登壇しました。質問の内容は以下の通りです。

#### ⇒質問&答弁

1. 市政運営と財政について
2. こどもまんなか社会に向けた子どもの権利に係る取り組みについて
3. 不登校を経験した児童生徒の社会的自立に向けた支援について
4. 妊娠解等生活補助事業について
5. もうかる農業の将来像の実現に向けて
6. 大規模災害からの復旧・復興に向けた取り組みについて
7. カスタマーハラスメント防止対策について

#### ⇒資料



#### 市議会紀要



市の記事  
役員交代  
2025年5月1日



市の記事  
令和7年第2回 市議会定例会 一般質問  
【北野谷富子議員】  
2025年6月6日

#### アーカイブ

令和7年 第2回浜松市議会定例会  
代表質問及び浜松市答弁

質問者 市民クラブ 鈴木真人

質問	答弁
<p><b>1 市政運営と財政について</b>            本年3月に中期財政見通しが公表され、令和7年度施政方針では、中期的な財政見通しを踏まえ、市民満足度向上のための必要な投資と、市債の適切な管理を両立した、しなやかな財政運営を進めると表明された。            そこで、以下伺う。</p> <p>イ) 財政見通しで設定された管理指標である将来負担比率及び実質公債費比率は、類似政令指定都市との比較としているが、具体的な目標数値を設定する考えはないか伺う。</p> <p>(2) トランプ政権の関税政策による様々な影響が出ているが、以下伺う。</p> <p>ア 企業業績の悪化が多く、本市の市税収入への影響について伺う。</p> <p>イ 米国の関税政策による金融市場の混乱を受け、本市の起債への影響と、今後の対応策について伺う。</p>	<p><b>1 (1) 中野市長</b>            本年3月に公表した中期財政見通しにおいては、財政状況を網羅的に管理するため、債務と財源の関係が整理されている全国共通の指標である健全化判断比率のうち、実質公債費比率及び将来負担比率を管理指標として設定した。健全化判断比率には、自治体の財政の早期健全化や再生の必要性を判断する基準が定められており、将来負担比率には早期健全化基準が、実質公債費比率には早期健全化基準と財政再生基準が定められている。この比率が一定基準に達しない場合は自治体の財政は健全であると判断されるとともに、早期健全化基準以下の健全段階において、財政運営上最適であるという基準はない。一方で、健全化判断比率は、他団体と比較することにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義があり、現状において健全化判断比率は、類似政令指定都市と比較しても非常に良好な数値で、客観的にも健全な状態であると評価できる。今後見込まれる、成長に必要な投資や資産老朽化対策と、健全財政をバランスよく両立し、機動的でしなやかな財政運営を進めるため、各指標の数値について、具体的な数値目標は定めず、類似政令指定都市平均以下を維持することとしたものである。</p> <p><b>1 (2) ア 村上税務担当部長</b>            米国の関税政策が本年4月から始まり、多くの企業で今後の見通しを懸念している中、製造業が盛んな本市においても、法人市民税への影響が想定される。企業の収益が税収に影響する時期としては、本年4月以降の関税政策適用後に事業年度が終了する、本年度後半から、主には来年度と見込んでいる。これは、本市の主要企業の約7割が3月期決算であり、事業年度終了後のいわゆる決算から原則2か月後までに確定申告を行うことによるものである。加えて、この際の法人市民税の納付額は、確定した法人税額から、当該事業年度の間際に前年度の確定法人税額の2分の1を納付した予定申告との差額となるので、前年度との企業収益の差が大きいほど一層の減収となるといった要因もある。いずれにしても、現在、国家間において対象税率を含めた交渉がなされているので、引き続き企業収益の見通しなど、情報収集に努めていく。</p> <p><b>1 (2) イ 鈴木財務部長</b>            米国の関税政策を受け、国債の金利や為替については不安定な局面が見られ、地方債市場においても、金利の急激な変動が起きた。本市においては、この間、国債金利と連動性が高い市場公募債を発行していないため、大きな影響はなかった。市場環境を正確に予測することはできな</p>

質問	答弁
<p>2 子どもまんなか社会に向けた子どもの権利に係る取り組みについて</p> <p>第4次浜松市教育総合計画では、「自分らしさを大切にすること」が目指すこどもの姿として掲げられている。「自分らしさ」とは、自分の考えを持つこと、自己肯定感などと表現され、教育現場においてもこども基本法で求めているこどもの意見表明や子どもの権利が重要になっていると考える。</p> <p>また、本年4月に施行された浜松市こども計画においても、子どもの権利を守ることが目標として示されている。そのため、子どもの権利はこども自身に加え、保護者、教職員、市民も含めてこどもに関わるすべての関係者が理解すべき重要なことと考える。</p> <p>そこで、以下伺う。</p> <p>(1) 令和5年12月に閣議決定されたこども大綱で述べられている、学校をこどもにとって大切な居場所とするために、意見表明の機会などを含めて学校教育の現場で大切にしていることの現状や今後の取り組みについて伺う。</p> <p>(2) 令和4年に改訂された生徒指導提要では、教職員、児童生徒、</p>	<p>いが、今後の市場環境によっては金利水準の急激な変動や、地方債に関するリスクの拡大による需要の減少などが想定される。本市では、引き続き市場動向を注視するとともに、金融機関との情報共有を密にすることにより、地方債の発行環境を的確に把握していく。さらに、政府資金や銀行等引受債、市場公募債など資金調達が多様化に加え、借入時期の分散化を適切に行い、不透明な環境下でも必要な資金を安定的かつ確実に確保できるよう努めていく。</p> <p>2 (1) 野秋教育長</p> <p>学校教育では、子供の人格形成や自立を促すために、自分の意見や考えを述べること、他者との対話や議論を通じて考える機会をもつことを大切にしてきた。2023年4月施行のこども基本法では、基本理念の中で、年齢や発達段階に応じた意見表明の機会の確保や、子供の意見の尊重などが謳われている。こうしたことから、教育委員会では、第4次浜松教育総合計画の策定のほか、部活動の地域移行や、中学校における制服の見直しについて、児童生徒から意見を聴取し、検討を進めるうえでの参考としている。また、学校では、生徒会が中心となって校則改定案を作成したり、全校集会の場で校則について意見交換したりするなど、生徒主体による取り組みが進められている。今後も引き続き、学校は子供たちにとって大切な居場所の一つであるとの認識のもと、子供たちがより良い学校づくりや、社会づくりへ主体的に参画できる機会を増やすことで自律性や主体性を育み、自分が社会や学校に必要な価値ある存在であるという自覚の醸成につなげていく。</p> <p>2 (2) 吉積学校教育部長</p> <p>子どもの権利の理解につきましては、生徒指導提要に「基本的人権に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育が行われること」とあるとおり、全ての教育活動において大切であると認識している。そのため、各学校では、「静岡県人権教育の手引き」も活用し、社会科や道徳、特別活動等で指導している。教職員に対しましては、人権教育担当者だけでなく、校長のほか、初任者にも人権教育研修を位置付けている。また、保護者や地域の方に対しては、学校便りやブログ等を通じ、人権教育の取組を発信している。本市では、現在、子どもの権利に関する条例について検討が進められていることから、子どもが権利の主体であることを社会全体で共有できるよう、こども家庭部とも連携し、学校、保護者や地域への更なる理解促進に取り組んでいく。次に、書籍の配架、教材の利活用について、子どもの権利に関する絵本、カルタやすごろくなどは、子供が権利を身近に感じ、楽しみながら学ぶことができる有効な教材である。今後は、学校図書館に子どもの権利に関する学習コーナーを設けるなど、環境の整備についても検討し、理解を高めていく。</p>

質問	答弁
<p>保護者、地域の人々等にとって子どもの権利について理解が必須とされているが、その取り組み状況について伺う。</p> <p>また、今後、子どもの権利の理解を高めるために、子どもの権利に関する書籍の小中学校図書室への配架、子どもの権利を題材としたかるたやすごろくなどの教材の利活用について伺う。</p> <p>(3) 浜松市子ども計画の施行を受けて、子どもが権利の主体であることを含めて人権啓発センターとして子どもの権利に関する啓発を積極的に行うべきと考える。子どもの権利に関する書籍の配架と合わせて、今後の啓発の取り組みについて伺う。</p> <p>(4) 言葉を話せない乳幼児の泣き声や表情などが子どもの意見表明とも言われている中で、妊娠段階から子どもの権利の理解促進に向けて親子健康手帳（母子健康手帳）への子どもの権利の記載について伺う。</p>	<p><b>2 (3) 小松健康福祉部長</b></p> <p>本年度からスタートした浜松市子ども計画では、子どもが生まれながらに権利の主体であることを周知するとともに、子ども・若者が自らの権利について学び、社会全体で理解を深めていくことが、重要とされている。また、その施策の柱の一つに「子ども・若者の権利に関する理解促進・普及啓発の推進」が掲げられ、人権啓発センターの取り組みも盛り込まれている。本年スタートした第3次浜松市人権施策推進計画においても「子どもをめぐる人権」を施策の一つとして掲げており、人権啓発センターでは、幼稚園・小中学校の保護者を対象とした講座の実施や、幼児・児童を対象とした絵本等の作成など、啓発に取り組んでいるところである。今後は、「子どもアドボカシー」をはじめとする子どもの権利に関する書籍の充実を図るとともに、様々なイベント、講座、研修会等における啓発活動を通じて、子どもの権利が地域社会において理解が深まるよう取り組んでいく。</p> <p><b>2 (4) 平野医療担当部長</b></p> <p>親子健康手帳は、妊娠、出産及び育児に関する一貫した健康記録であり、母子ともに生涯にわたる健康づくりの大切な記録である。記載内容については、妊娠中の経過や乳幼児期の健康診査、予防接種の記録など府令様式と言われる全国共通の内容と、市町村の判断で掲載可能な任意様式で構成されている。本市では、届出をした妊婦に対し、親子健康手帳を、母子の健康管理や子どもの成長記録として活用できるよう、保健師及び助産師による面接により交付を行っている。親子健康手帳に、子どもの権利条約について記載することは、妊娠期から妊婦のみならずその家族に、子どもの権利についての理解を促し、これから生まれてくる子どもの命を守るとともに、誕生後は、子どもが一人の人間として大切にされ成長し、子ども自身も、自らのことについて意見を表すなど、自分らしく生きることにつながると考える。今後は、子どもやその保護者などが、子どもの権利について理解を深めることができるよう、親子健康手帳への記載について、記載内容等を含め検討していく。</p>
<p><b>3 不登校を経験した児童生徒の社会的自立に向けた支援について</b></p> <p>本年2月17日の浜松市総合教育会議において、子どもの社会的自立に向けた不登校児童生徒に対する支援が協議され、中学校における不登校生徒の49%が通信・サポート校に進学しているとの報告があった。一方で、</p>	<p><b>3 野田子ども家庭部長</b></p> <p>本市における不登校の児童・生徒数が増加傾向にあるなか、不登校を経験した若者の成長や自立を支援し、地域社会の担い手を育成することは、大変重要であると認識している。こうしたことから、「浜松市若者支援地域協議会」では、国・県・市や民間の関係機関が連携して個別に支援内容を検討するほか、静岡県教育委員会と共催で開催する「子ども・若者の悩みに個別に応じる合同相談会」では、不登校やひきこもり等の相談に応じている。また、昨年10月に開設した「浜松市子ども若者総合相談センターわかばプラス」では、不登校を経験した若者を含め、昨年度は179人から相談があり、個々の実情に応じた面談や交流ができる居</p>

質問	答弁
<p>市内の通信制高校の一つであるD高校では、高校1年生入学時は約70名の生徒が卒業時には140名まで増える状況にあり、不登校を経験した生徒の中には自分に自信が持てない生徒がいて、社会人として自立に向けた支援が必要な状況にある。</p> <p>また、浜松市総合計画基本計画では、若者の成長や自立を支える環境づくりの推進として、個々の状況に応じた伴走型の支援や居場所づくりなどにより成長や自立を支え、未来の浜松を担う若者を支援するとされている。</p> <p>不登校経験などにより、自分に自信が持てない若者の社会的な自立に向けた支援が必要と考えるが、庁内外の支援体制や他者との交流に加えて働く体験もできる居場所づくりなどの現状と今後の対応について伺う。</p>	<p>場所の提供等に取り組んでいる。これらの取組のほか、不安や悩みなどを抱える若者に、民間事業者等の協力を得て、職場体験活動やボランティア活動の場を提供する「青少年支援体験活動事業」を実施した。不登校経験などにより、自分に自信が持てない若者の社会的な自立に向けた支援には、庁内外の関係機関との連携や、職場体験等ができる多様な居場所の提供が欠かせない。今後も、様々な支援機関や団体と連携を図り、サポート体制を強化するとともに、当事者の声を聴き、誰もが安心して過ごすことができる居場所を提供することで、若者の成長と自立を支援していく。</p>
<p><b>4 妊産婦等生活援助事業について</b></p> <p>国は、家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う妊産婦等生活援助事業の整備を決めた。</p> <p>本市においても市民団体が行っている女性の居場所・相談の活動を通じて、この事業を必要としている方がいる実態がわかった。</p> <p>そこで、本市における妊産婦等生活援助事業の実施に向けた</p>	<p><b>4 野田こども家庭部長</b></p> <p>本市では、思いがけない妊娠や10代の妊娠など、悩みを一人で抱え、孤立する妊婦等が気軽に相談できる妊娠SOS相談ダイヤルを2011年12月に設置し、早期の相談支援に取り組んでいる。また、昨年度においては、産婦人科への受診遅れや、身寄りが無く転居を繰り返し居住地がまらない妊婦、経済的に困窮している妊婦など、安全安心な妊娠生活や出産を迎えることに困難を抱える特定妊婦を62人確認した。そのため、こども家庭センターの保健師等による家庭訪問や医療機関への同行受診に加え、養育支援訪問員による専門性の高い支援を導入し、産科医療機関や福祉事業所、児童相談所等と連携を図りながら丁寧に継続的な支援を実施している。国においては、昨年4月施行の改正児童福祉法により妊産婦等生活援助事業が創設された。特定妊婦等が安全に妊娠生活を送り、出産を迎え、安心した環境で子育てができるよう支援を行うことは、児童虐待を防止するため大変重要と認識している。今後は、妊娠SOS相談ダイヤルや特定妊婦からの相談内容、および女性の相談支援を行っている民間団体の活動状況からニーズを把握し、特定妊婦や出産後の母子が専門的な相談支援を受けながら安全安心に生活できる居場所の設</p>

質問	答弁
<p>考えについて伺う。</p> <p><b>5 もうかる農業の将来像の実現に向けて</b></p> <p>本年4月に豊かな資源を次世代につなぐ「もうかる農業」の実現を基本理念とする新たな「浜松市農業振興ビジョン」が施行された。本年3月に策定された地域計画にて優良農地の確保が進められつつある中、本ビジョンでは、認定新規就農経営体数の増加を指標に、さらなる新規就農者の確保に加え、企業の農業参入や外国人材の活用など、多様な農業の担い手確保が求められている。</p> <p>そこで、以下伺う。</p> <p>(1) 新規就農者支援として県・市・関係機関で相談窓口などのワンストップ支援を行っているところがあるが、認定新規就農者の申請は市が受け付け、園芸施設も含めた農地情報は農業協同組合が持つなど個別での対応が見られる。市と農業協同組合のさらなる連携について伺う。</p> <p>(2) 本市としての独自の新規就農者への支援制度について伺う。</p> <p>(3) 農業に興味・関心を持ってもらい、本市で農業を始めたいという人を増やすために、本市の農業の魅力を含めてこれまでに本市で新規就農した方の体験談をSNSで発信するなど新たな取り組みについて伺う。</p> <p>(4) 地域計画で確保した優良農地活用の一つとして、新たな就農事業者として他県・市で事業展開を行っている企業を誘致する考えについて伺う。</p>	<p>置について検討していく。</p> <p><b>5 (1) (2) (3) (4) (5) (6) 下位農林水産担当部長</b></p> <p>(1) 農業経営や技術指導、市内各地域の営農状況に精通している農業協同組合との連携は、就農希望から営農開始後の様々な段階において新規就農者への支援を進めるにあたり、必要不可欠なものと考えている。こうしたことから、農業協同組合や県との連携により、ワンストップの合同相談の機会を設け、認定新規就農者に対して、経営ノウハウや技術の習得、農地の確保などの課題について、相談できるサポート体制を整えるなどの取組を進めている。本年度は、就農希望者との相談内容を共有する仕組みづくりの検討など、農業協同組合などの関係機関とのさらなる連携強化に努めていく。</p> <p>(2) 直近の2020年農林業センサスによると、本市の総農家数は、10年前との比較で約3割減少しており、次代の担い手確保が喫緊の課題となっている。このため、本市独自の支援策として、2022年度より支援相談員を配置し、就農希望者の相談に応じるほか、「地域農業パワーアップ支援事業」により、認定新規就農者向けに施設や設備の導入助成を行っている。本年度は、国、県、市の支援制度を分かりやすく説明した手引きを新たに作成するなど、相談に来られる方のニーズに合ったきめ細やかで迅速な支援ができるよう努めていく。</p> <p>(3) 市への電話や窓口などでの就農希望者の相談件数は、2022年度からの3年間で延べ184件となっており、そこから38人の方が認定新規就農者になっている。新規就農者のさらなる創出には、こうした相談に導くために、農業の魅力や本市農業の状況、支援制度を紹介していく必要がある。現在、本市では、ホームページで、農産物や農業支援制度などの紹介をしているほか、インスタグラムの本市公式アカウントである「はまのう」や浜松市認定農業者協議会のLINEなどのSNSで旬の農産物や各種農業関連イベントなどの情報発信をしている。今後は、農業協同組合や浜松市認定農業者協議会などの関係機関と連携し、ホームページやSNSでの発信について、新規就農者の体験談や営農候補地である遊休農地の情報の充実を図るとともに、若者に農業への関心を持ってもらうような情報発信に努めていく。</p> <p>(4) 企業の農業参入は、作業の効率化による生産性向上や新規雇用創出といった効果が期待されている。本市としても、農地の集積・集約を進めることで優良農地を確保するなど、企業の参入にもつながる環境整備に取り組んできた。現在、村舎保令地区では、国内外で大規模農場を展開する株式会社サラダボウルによる次世代園芸施設の整備事業が進んでいる。本事業では、農地の有効活用や人材不足等の課題解決を図るため、AI等の先端技術を導入するとともに、市が法手続きや関係機関との調整を支援するなど、企業と地元、市の三者が連携し、ノウハウの共有や約250人の雇用を生み出すことで地域活性化を図る農業の新しいカタチを</p>

質問	答弁
<p>(5) 静岡県は温暖化への対応として、しずおかアボカド産地化プロジェクト推進事業費を今年度当初予算に盛り込んだ。本市におけるしずおかアボカド産地化への考えを伺う。</p> <p>(6) 地域計画策定の話し合いの中で、農業用水のインフラ老朽化を心配する声がある。国営三方原用水、天竜川下流用水の補修工事が推進されているが、末端農業用水インフラの老朽化への本市の対応について伺う。</p>	<p>目指している。今後においても、農業に積極的に取り組む企業の調査を行うとともに、優良農地の確保を通じて、市内外の企業の誘致を図っていく。</p> <p>(5) 地球温暖化による気候変動の農業分野への影響として、病害虫の発生や品質低下、生育不良などが想定され、「しずおかアボカド産地化プロジェクト推進事業」はこうした気候変動に対応する取組として静岡県が行うものと承知している。本事業は、幼木の安定生育の栽培試験や実証など栽培技術の確立、ブランド化に向けた研究やAIを活用した選果技術の開発を目指すもので、果樹研究センターなど農業分野の研究機関を有する県の取組として注目している。本市としては、実施にあたり栽培試験の候補地の選定などに協力していくとともに、気候変動を踏まえた本市農業の今後のあり方についても情報収集、研究を進めていく。</p> <p>(6) 農業用水インフラは、国営事業などで造成された幹線と、農地を結ぶ支線が一体となることで機能が発揮され、その多くが土地改良区などの農業者団体を中心に管理・運用されている。施設の多くは、建設後40以上が経過しているため、国営事業などの耐震・老朽化対策の推進とともに、末端部分についても機能維持のための対策を講じる必要がある。本市では、予期しない損傷に対する局部補修とあわせ、機能診断結果に基づいた計画的な補修・更新を進めており、土地改良区が管理する施設についても、地域の実情に応じた助言や技術指導などを通じ、施設の機能維持を促してきた。市内の計画的な老朽化対策につきましては、浜松市西南部土地改良区で2012年から2017年に実施したほか、2020年から浜北土地改良区で着手している。また、市が管理している和田・中ノ町地区の水路についても2022年度から事業を進めている。本市としては、引き続き、農業者団体と連携を密にして、国庫補助事業等の活用による団体の負担軽減を図りつつ、老朽化対策を推進することで、農業用水の安定供給に努めていく。</p>
<p><b>6 大規模災害からの復旧・復興に向けた取り組みについて</b></p> <p>令和6年能登半島地震において、本市は珠洲市の対口支援として、応急期（発災直後）から復旧期にかけて、総括支援、物資管理業務支援、避難所運営支援等の全12業務の支援を行った。その中で関係機関合同会議にNPO、ボランティア団体が参加することで避難所や被災者の状況が把握できたとの報告があった。一方、避難所運営支援</p>	<p><b>6 (1) (2) 清水危機管理監</b></p> <p>(1) 能登半島地震の被災地では、炊き出しや物資の個別配付、家財道具の運び出し、交流イベントなど、多くのNPOやボランティア団体が被災者のニーズにあわせて支援を行っている。このことから、被災自治体が専門性や迅速性を有した多種多様な支援団体と連携して災害対応に当たるとは、被災者支援を行う上で重要であるとともに、国は、支援活動を円滑に進めるため、支援団体同士を繋ぐ調整役として災害中間支援組織の育成・整備を図っている。本市は、静岡県第4次地震被害想定において県内市町の中で最も被害が大きく、被災した場合は、市内のNPOなどに加え、市外の建設系や医療系の専門職団体も数多く支援に来ることが予想される。このため、全国で活動するNPOとの繋がりや本市の地域特性などに精通した災害中間支援組織が必要になると考えている。こうしたことから、市内の実績ある支援団体と協議を重ね、災害時に行政の手</p>

質問	答弁
<p>では、各避難所の運営支援に、想定以上の職員を配備しなければならなかったとの報告があった。</p> <p>そこで、以下何う。</p> <p>(1) 国が昨年11月に公表した「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について」の報告書では、NPOや民間企業・ボランティア等の力を最大限活かすための体制整備として、災害中間支援組織の設置などが提言されている。そこで、本市における災害中間支援組織の体制整備の考え方について何う。</p> <p>(2) 岡崎市では、市の職員の到着を待たずに避難所開設ができるように、行動手順書、見取り図等がラミネート加工されたアクションカード、避難者情報の記載用紙、筆記用具、スタッフを示すピブスなどの避難所の初期準備に必要なマニュアル・備品一式を入れたファーストミッションボックスを全ての指定避難所に設置している。本市におけるファーストミッションボックスの取り組みについて何う。</p>	<p>の届きにくい分野も含めて被災者支援が行えるように災害中間支援組織の体制構築を推進していく。</p> <p>(2)本市の避難所には「浜松市避難所運営マニュアル」をはじめ、筆記用具や案内看板、ピブスなど開設・運営に必要な資機材一式をプラスチックボックスにまとめ、配備している。災害発生直後には、避難所に駆け付けた自主防災隊などの関係者が、それらの資機材を活用し、避難所開設にあたる。議員指摘のとおり、速やかに避難所運営の初動対応ができるよう、やるべき任務を記載したチェックリストと指示書をあらかじめ用意しておくことが有効だと考える。今後、本市としましては、「浜松市避難所運営マニュアル」の中から、避難所開設の初動時に特に必要な施設の安全確認、トイレの設置と利用方法の周知などの項目を抜粋して「アクションカード」を作成し、これに指示書を加えてファーストミッションボックスとして配備していく。併せて、地域防災連携連絡会や避難所運営訓練の際には、地域の皆様にボックスの内容を周知し、速やかな避難所開設ができるよう取り組んでいく。</p>
<p>7 カスタマーハラスメント防止対策について</p> <p>近年、カスタマーハラスメント(カスハラ)は社会問題化しており、民間企業では業務に支障をきたす場合があるなど社会的影響が看過できない状況にある。そして、カスハラは働く人たちの意欲を大きく減退させ、健康にも悪影響をもたらし、ひどい場合には退職にまで追い込</p>	<p>7 (1)(2) 北嶋産業部長</p> <p>(1)顧客による理不尽な要求を受けるカスタマーハラスメントは、昨今、社会問題として大きく取り上げられることが増えており、労働者の意欲低下や健康被害、さらには退職に至るケースもあるなど、看過できない状況にあると認識している。現在、国においてカスタマーハラスメント防止策を企業に義務付ける労働施策総合推進法の改正が国会で審議されている。静岡県ではカスタマーハラスメント防止のための条例の制定が検討されていて、本市もその適用の範囲になるものと認識している。カスタマーハラスメントの対策は、全国で統一的な取り扱いが必要であると考えているので、本市独自の条例制定については、今後公表される静岡県の条例の内容を確認するとともに、他都市の状況等の情報収集を</p>

質問	答弁
<p>まれてしまう状況にもある。</p> <p>労働組合の産業別組織であるU Aゼンセンの調査によれば、サービス業に従事する組合員のうち、5割弱の方が2年以内にカスハラ被害にあったと回答している。本市においても販売に従事する方から、「暴言」、「説教など、産威的な態度」、「威嚇・脅迫」などがあり、業務に支障をきたす場面があったと聞いた。</p> <p>そこで、以下伺う。</p> <p>(1) カスハラ防止の実効性を高めるために、本市独自でカスタマーハラスメント防止条例を制定すべきと考えるが、いかがか伺う。</p> <p>(2) 市内民間事業者に対して、カスハラに対応するための対策、カスハラ予防に向けた啓発、従業員との相談体制の整備など行政からの働きかけについて伺う。</p>	<p>行いながら、必要性について検討していく。</p> <p>(2) カスタマーハラスメントを含む労働相談につきましては、毎週月曜から土曜日には静岡労働局や静岡県による相談窓口が設けられており、毎週日曜日には本市独自の取り組みとして、浜松市勤労会館内に相談窓口を設け、社会保険労務士による相談を行っている。昨年度における市内での相談件数は約5,000件あり、職場での上司や同僚等との人間関係や事業主との雇用面に関する相談が大半となっている。現時点においては、カスタマーハラスメントに関する相談件数は他の労働相談に比べ少ない状況にあるが、今後は増加することが考えられることから、関係機関との連携による情報交換や相談員のスキルアップに努めるなど、相談者に寄り添った対応ができるよう体制整備を進めていく。また、事業主に対しては、カスタマーハラスメントへの対応状況の確認を行うとともに、国のマニュアルや各種対策・予防に関する情報を提供するセミナーの開催のほか、ポスターやチラシなどの啓発用媒体による周知も検討していく。これらの取り組みを通じて、カスタマーハラスメントのない労働者がいきいきと活躍できる就労環境の実現を目指していく。</p>

## 浜松市こども計画(抜粋)

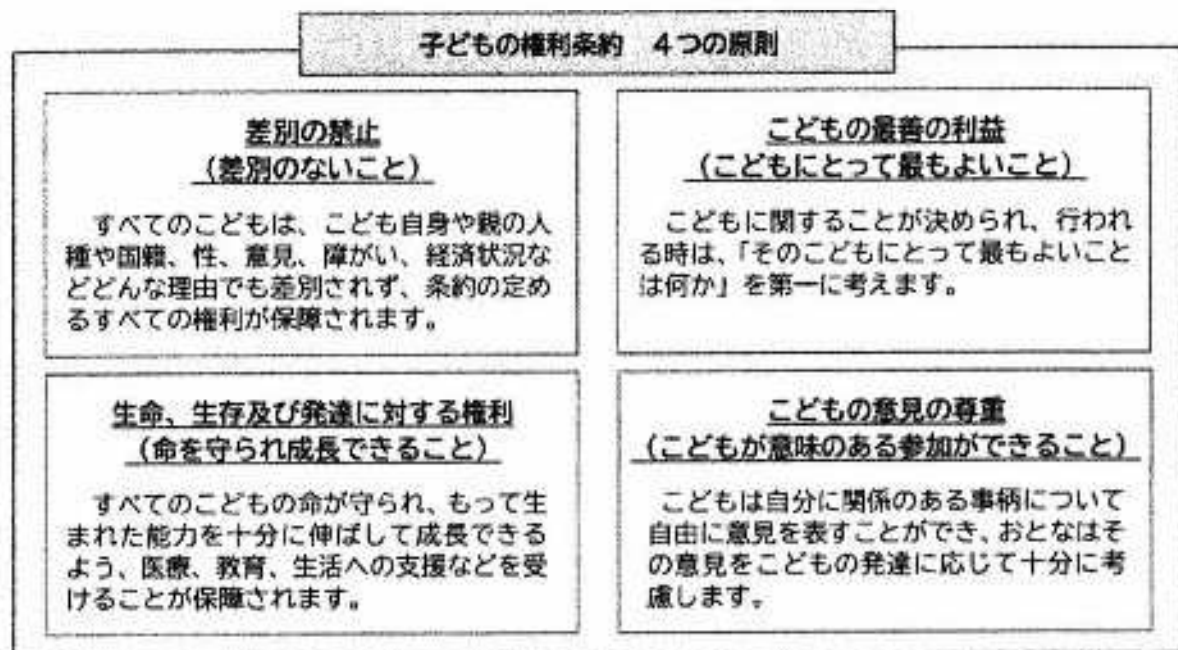
第1章 計画策定にあたって

### 5 こどもの権利

「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」は、世界中全てのこどもたちが持つ人権(権利)を定めた条約です。この条約は平成元(1989)年11月20日に国連総会で採択され、日本を含めた世界196の国・地域が締約しています。

こども基本法は、子どもの権利条約の4原則「差別の禁止」「こどもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」「こどもの意見の尊重」の趣旨を踏まえ、基本理念が規定されています。

→ 本計画においても、子どもの権利条約及びこども基本法の考え方にに基づき施策を推進します。



出典：(公財)日本ユニセフ協会「子どもの権利条約」ウェブサイト

### 6 SDGsとの関連

SDGs(持続可能な開発目標)とは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、17のゴール・169のターゲットが定められました。

本市においては、平成30(2018)年6月に「SDGs未来都市」に認定され、SDGsの達成に向けた取組を進めています。本計画においても、「誰一人取り残さない」社会の実現のため、SDGsの視点をもって各種施策を推進していきます。



## 令和7年度 静岡県人権教育の手引き（抜粋）

## 2 子どもの人権（子どもの権利条約、こども基本法、しずおかこども幸せプラン）

子どもの人権に関する重要な法令や施策を紹介します。まず、「子どもの権利条約」は、国際的な視点から子どもの権利を保障し、尊重することを求めています。また、「こども基本法」は、子どもがもつ権利を明確にし、健全な成長と発達を支援するための基本的な枠組です。

## ◆「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」(平成元年11月国連採択、平成6年4月日本批准)

「児童の権利に関する条約」は、「子どもの権利条約」とも呼ばれ、世界中すべての子どもたちがもつ人権(権利)を定めた条約です。児童生徒の基本的な人権に十分に配慮し、一人一人を大切にしたい教育が行われることが求められます。



文科省HP  
児童の権利に関する条約

4つの  
原則

- 1 生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)
- 2 子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)
- 3 子どもの意見の尊重(意見を表明し参加できること)
- 4 差別の禁止(差別のないこと)

## ◆「こども基本法」(令和5年4月施行)

すべてのこどもが幸せな生活を送ることができる社会をめざして、国や都道府県、市区町村など社会全体でこどもに関する取組「こども施策」を進めるためにつくられました。「こども基本法」では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとぎれないよう、心と身体の発達の過程にある人を「こども」としています。



こども家庭庁HP  
こども基本法

## こども施策 6つの基本理念

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからのためによりよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

## 「しずおかこども幸せプラン」を策定 こども施策を一元的に推進します！ (令和7-11年度)

静岡県では、子ども施策として、新たに「しずおかこども幸せプラン」を策定しました。本計画は、「こども基本法」「こども大綱」の趣旨に則り、すべてのこども・若者を個人として尊重し、最善の利益を図る考え方を大切にしています。また、「ふじのくに若い翼プラン」と「ふじさんっこ応援プラン」の考え方を継承し、両プランの施策を一元的に推進していくことで、こども・若者を、ライフステージを通じて切れ目なく支援していきます。

注:表記について/条約や法律等により、リーフレット上の表記が異なります。(「子ども、こども」「全て、すべて」等)



監修 甲斐田万智子

発行者 坂上美樹

制作 認定NPO法人国際子ども権利センター

発行所 合同出版株式会社



子どものけんり なんてやねん！ ！ごろく  
 なんてやねん！ ！ごろく実践報告(概要版)抜粋 なんてやねんカード

子どもの権利条約 関西ネットワーク団体  
 NOP法人 CAPセンター・JAPAN

資料5

## 「おもしろいなんてやねん」 「考えさせられたなんてやねん」 「印象的ななんてやねん」

なんで泣いたら 先生なのに守れて  
 あんかんねん。 いない。

先生だけが  
 許される。

授業で課題が終 自分の環境を隠し  
 わったあと、好きなの 友達のいる  
 ことをしてはいいけな ところで、家のことを  
 いのはなんてやねん 聞いてくる。

けんただけ握手をし 家でも学校でも、  
 てくれない。 友だちにもうるさい  
 といわれる。

おとなはこぼしても 美容室で金髪にし  
 怒られないけれど、 てもらい気に入って  
 こどもが飲み物など 街を歩いていたのに  
 こぼしたら怒られる。人から避けられた。

ウチはウチ、ヨソはヨソ  
 ソと言ってくせに成績 食べるのに子どもは  
 などは比較する。 あかんのなんてやねん。  
 。

おもしろい  
 なんてやねん

廊下を走るなど 音楽の授業でひとり 少数派の意見はあ  
 注意した先生が ずつ前に出て歌わせ まり反映されない。  
 走っていた。 られて歌が嫌いに  
 なった。

同じことをしても おとなはいいのに子 遊びを途中で止め  
 怒られること怒ら どもはあかんことがあ させられる。  
 れない子がいる。る。

心配してるふりし  
 て上から話してく  
 る。



アルバイトをはじめ アルバイトをほし  
 はいらぬお小遣い めたら不良と言われた。  
 親に言われた。 親に言われた。

鼻くそほっていたら、  
 おこられた。  
 どうしてこの世に  
 お金があるの。

どこかに行くときに ゲームの時間を勝  
 「早く準備して」って 手に決める！！な  
 言われるけど、親の んでやねん！  
 方が準備が遅い。 ん！！

わたしは母ちゃんに  
 話を聞いてもらう権  
 利がある！だから  
 今は話を聞いて  
 ！！

子どもたちがつくった

# 「なんでやねん!」 すごろく」で

遊ぼう

学ぼう

子どもの  
権利

2025年

**2/22** 土

10:00~11:00

会場 ▶ ∞KON ROOM

〒584-0073 富田林市寺池台一丁目9-70

対象 ▶ 小学生・中学生

/ 18名まで(先着順)

内容 ▶ ゲームを使って

子どもの権利を楽しく学ぶ

参加費無料



会場MAP



お菓子やカレー食堂の  
無料チケットもあるよ



QRコードから申し込んでください



(大阪大谷大学地域連携センター)

問い合わせ先 **0721-24-0452** または [okajimk@osaka-ohtani.ac.jp](mailto:okajimk@osaka-ohtani.ac.jp)

主催：大阪大谷大学人間社会学科 岡島克樹研究室

後援：チャイルドラインとんだぼやし / わっく金剛 / 富田林市人権協議会

※「なんでやねん! すごろく」は、  
子どもの権利条約関西ネットワークが  
開発したゲームで、子ども家庭庁の  
調査報告書でも普及されているものです。

※本事業はKLLP(富田林市・U府都市機構と近畿大学との連携事業)の一環として、一般財団法人教育振興財団の助成を受けて行います。

**子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)**

子どもの権利条約

子どもが一人の人間として大切にされ成長するために必要なことを「子どもの権利」といい、すべての子どもが同じようにこの権利を持っています。

1989年に国連大会の総会で「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」が採択され、日本も1994年にこの条約を批准しました。

子どもの権利について考えるときは、この4つの原則をあわせて考えることが大切です。

1. 命を守られ成長できること

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



2. 子どもにとって最もよいこと

子どもに関することが行われる時は、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えます。

3. 意見を表明し参加できること

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表明することができ、おとなはその意見を子どもの発達に際して十分に考慮します。



4. 差別のないこと

すべての子どもは、子ども自身や親の民族、性別、意見、障害、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



<安心こども基金を活用して実施>

## 1 事業の目的

家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う。

## 2 事業の概要

家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母と子等を支援するため、下記の業務を行う。

- 利用者の状態に応じた支援計画の策定
  - 妊娠葛藤相談やこどもの養育相談、自立に向けた相談等の相談支援
  - 入居または通いによる居場所や食事の提供等の生活支援
  - 児童相談所や市町村（こども家庭センター含む）、児童福祉施設、医療機関等の関係機関との連携
  - 医療機関受診、就労支援機関の利用、行政手続き等の同行支援
- ⇒ 現行の産前・産後母子支援事業は、本事業創設に伴い廃止する。



特定妊婦等



支援計画の策定



相談支援



居場所や食事の提供



妊産婦等生活援助事業所  
(乳児院、母子生活支援施設など)

関係機関との連携・同行支援

## 3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助基準額】

- ア 基本分
- ・ 支援コーディネーター 1人
  - ・ 保健師、助産師、看護師 1人
  - ・ 母子支援員 1人
  - ・ 個別ケース会議開催経費
  - ・ 医療機関連携費用
  - ・ 生活支援費
  - ・ デイケア対応費

イ 1か所当たり 30,250千円

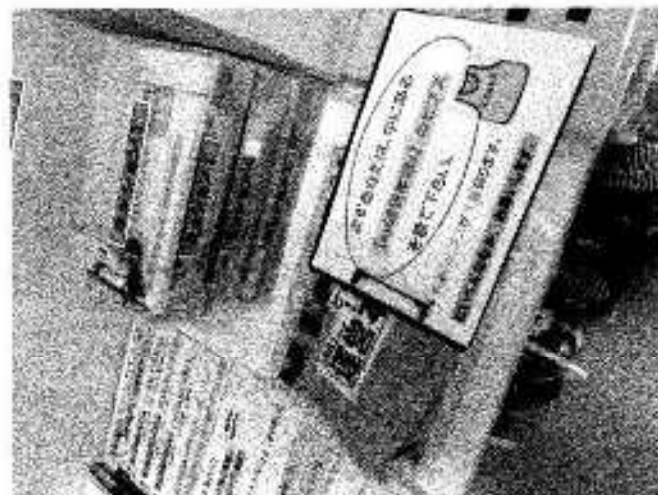
- イ 入居機能加算
- ・ 宿直手当加算
- ・ 居室稼働加算
- ・ 居室稼働450人日～900人日の場合
- ・ 居室稼働901人日以上の場合
- ウ 居室確保加算
- エ 休日相談対応体制加算
- エ 心理療法定連携支援加算
- オ 法律相談連携支援加算

- 1か所当たり 1,606千円
- 1か所当たり 6,205千円
- 1か所当たり 12,278千円
- 1か所当たり 10,000千円
- 1か所当たり 1,300千円
- 1か所当たり 887千円
- 1か所当たり 887千円

【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2

国：1/2、都道府県：1/4、市・福祉事務所設置町村：1/4

## ファーストミッションボックスの事例

2024年10月  
天竜中学校避難所開設訓練より

## 市議会報告

浜松市議会(定例会) 令和7年第2回市議会定例会 一般質問(北野谷富子議員)

2025年6月6日 shimin-dub

## 令和7年第2回市議会定例会 一般質問(北野谷富子議員)

令和7年第2回市議会定例会の一般質問が本日(5月6日(金))行われ、北野谷富子議員(浜名区)が登場しました。質問の内容は以下の通りです。

## ⇒質問&amp;答弁

1. 学校給食の充実について
2. 流域治水の推進について
3. 福祉の充実について
4. 中心市街地活性化に向けた取り組みについて
5. 企業立地補助金について
6. カスタマーハラスメント対策について
7. 林野火災対策について

## ⇒資料



## 市議会報告



前の記事

令和7年第  
2回市議会  
定例会 代表  
質問(鈴木真  
人議員)

2025年6月  
5日

アーカイブ

令和7年 第2回浜松市議会定例会  
一般質問及び浜松市答弁

質問者 市民クラブ 北野谷富子

質問	答弁
<p><b>1 学校給食の充実について</b></p> <p>本市の学校給食に係る経費について、食材費は、学校給食法に基づき保護者が負担している。物価高騰に伴う食材価格高騰分については国庫支出金の活用により、保護者負担の抑制を図っているが、令和7年3月に公表された「令和6年度包括外部監査結果報告書」の意見にもあるとおり、エネルギー摂取量が学校給食摂取基準の基準値に届いていないことは大きな問題だと考える。</p> <p>現状と課題について、以下伺う。</p> <p>(1) 現況の食材費では、エネルギー量と栄養素の摂取基準値を満たせない献立となることは明白である。</p> <p>ア この状況に対する本市の見解を伺う。</p> <p>イ 物価高騰下にあっても、地域の魅力ある食材を使用した学校給食の提供は積極的に行うべきと考えるが、伺う。</p> <p>(2) 本市の米飯の提供方法には、自校炊飯、個人別委託米飯（アルミバック米飯）、クラス別委託米飯（クラス別配缶）の3つがあり、そのうち約8割の学校等がアルミバック米飯での提供となっている。しかしながら、アルミバック米飯は、他の2方法と比べて1食当たりの単価が高く、アルミバック米飯が提供されている学校は、年々エネルギー量と栄養素の摂取量が減少しているとの結果も出ている。</p>	<p><b>1 (1)ア、イ (2) 吉積学校教育部長</b></p> <p>(1)ア、イ 食材価格高騰への対応につきましては、その財源として、2022年度から国の交付金を活用し、保護者負担を増やさないよう学校給食費を据え置いている。また、学校や学校給食センターでは、栄養教諭等が、栄養摂取量を維持しながら使用する食材の種類を見直したり、同じ食材を使用する学校数を増やしたりするなどの献立作成の工夫のほか、コロッケなどの加工品を手作りに変更するなど、調理方法にも工夫を凝らし、単価の抑制を図っている。併せて、子供たちが地元の食文化や伝統料理に親しむ機会として実施する「ふるさと給食の日」や「浜松パワーフード給食」などの献立にも、食材費とのバランスを考えながら、地場産物を積極的に活用してきた。しかしながら、議員指摘のとおり、現在の食材費の中で、今後に必要なエネルギー量を確保した献立作成ができるか不安であるとの声もあり、これ以上の創意工夫を図ることは困難であると考えている。こうした現状を踏まえ、本年1月、「学校給食の提供に関する検討委員会」を部内に設置し、有識者や保護者代表の意見も取り入れながら、学校給食における望ましい栄養摂取量の確保と提供コストの適正化を図りつつ、必要な食材費の検討を進めている。また、学校給食において、地産地消は栄養摂取量と食材費の双方に密接に関わるものであり、検討にあたっての重要な視点である。今後も、子供たちの健やかな成長に寄与するため、これらの課題に対する対応策を検討委員会で協議し、物価高騰下にあっても、栄養摂取量の維持や地場産物の積極的な活用が図られるよう継続して取り組んでいく。</p> <p>(2) 本年度、アルミバック米飯を提供する市立学校は、小学校75校、中学校40校の計115校である。小学校中学年に提供する70グラムの委託米飯を例として、本年5月現在の単価と、1食当たりの食材費325円に占める割合を比較した場合、アルミバック米飯は109.12円で約33%、クラス別配缶は71.56円で約22%であり、アルミバック米飯のほうが、1食当たりに占める米飯価格の割合が約37円、約11%高く、副食費を圧迫する一因になっている。アルミバック米飯からクラス別配缶への切り替えにあたっては、米飯製造業者が持つ炊飯設備の稼働状況をはじめ、食器の購入や保管場所の確保、児童生徒への配膳指導など、事前に調整すべき項目はあるが、切り替えに伴う差額を副食費に配分できる効果があることから、スピード感を持った見直しが必要であると考えている。こうしたことから、今</p>

質問	答弁
<p>学校給食の提供にかかる平等性の観点からも、アルミパック米飯より安価なクラス別配給での提供に切り替えるべきと考えるが、見直す考えはないか伺う。</p>	<p>後、食材調達業務の受託者である静岡県学校給食会と協議を進め、提供方法の見直しについて段階的に取り組んでいく。</p>
<p><b>2 流域治水の推進について</b></p>	<p><b>2 (1) (2) 平井土木部長</b></p>
<p>今後の治水対策事業は、気候変動の状況を踏まえ、河川の本川整備だけでなく流域のあらゆる関係者の協働による「流域治水」の推進が、より一層重要である。</p>	<p>(1) 昨年3月に改訂した浜松市総合雨水対策計画では、2033年度までに整備する事業について「水をながす」、「水をためる」、「川をしる」の3つの柱を軸としていて、本市河川整備のみならず、関係部局においても対策事業を推進している。「水をながす」対策としては、九領川の河川改修や排水機場の機能強化等、71事業のうち、西部排水機場の更新等、8事業が完了し、五反田川の改修等、48事業を実施中である。「水をためる」対策としては、地下貯留施設整備や小中学校への校庭貯留等、69事業のうち、可美公園地下調整池等、21事業が完了し、芳川公園地下調整池の整備等、23事業を実施中である。「川をしる」対策としては、住民の水害リスクに対する理解促進のため、自治会や小学校での出前講座等を11回開催したほか、出水期前に土のうステーションへ土のうを補充する等、地域の意見をもらいながら継続的に実施している。全体事業箇所ベースの進捗率は、140事業のうち29事業が完了し、約2割の状況である。今後におきましても、関係部局で組織する浜松市都市雨水対策協議会において進捗管理を行い、着実な事業推進を図っていく。</p>
<p>こうした中、本市では昨年3月に浜松市総合雨水対策計画を改訂したところであり、流域の関係者が協働して水害対策を行う「流域治水」へ転換し、「水をながす」、「水をためる」、「川をしる」の3つの対策の柱を軸として、エリアごとにハード、ソフト対策を組み合わせることで浸水被害の軽減を図ることとしている。</p>	<p>(2) 二級河川馬込川に流入する準用河川五反田川、有隣川は、2022年9月の台風15号で越水し、甚大な浸水被害をもたらした。このため、総合雨水対策計画2024では、従前から重点エリアに位置付けし、河川改修に取り組んできた五反田川エリアに加え、隣接する有隣川エリアを新たに重点対策エリアとして、対策を実施することとしている。五反田川については、引き続き堤防改良を進めるとともに有隣川においては、流下能力の向上に向けて河道拡幅の測量設計や用地買収を進めていて、両河川が合流する馬込川の暫定改修を実施している静岡県と連携しながら早期の工事着手を図っていく。また、有隣川の負荷軽減を目的とした雨水の流出抑制対策として、新原小学校における校庭貯留を実施したほか、五反田川では、堰池雨水貯留池を改良すると共に、産業部との連携により田んぼダムや農業用ため池の活用等、新たな貯留機能の確保に取り組んでいる。更に、両河川においては、流下能力を確保するため、流水を阻害する堆積土砂や水草を出水期前に除却する等、適切な維持管理を実施しているところである。今後も本計画に基づき、県や市内関係部局等と連携し、浸水被害軽減に向けた対策を着実に実施していく。</p>
<p>そこで、以下について伺う。</p>	
<p>(1) 浜松市総合雨水対策計画について、昨年3月の改訂から1年が経過したが、計画に位置付けた事業の進捗状況について伺う。</p>	
<p>(2) 重点エリアの一つに位置付けられている、馬込川上流域の五反田川・有隣川エリアにおける対策事業について伺う。</p>	

質問	答弁
<p><b>3 福祉の充実について</b></p> <p><b>(1) 補装具費支給 事業について</b></p> <p>補装具費支給事業は、身体障害者等の失われた身体機能を補完、代替するものとして、日常生活において、又は就労、就学のために、身体に装着して使用する補装具に係る費用を支給するもので、障害者総合支援法に基づく全国共通の基準で実施されている。</p> <p>ただ、可否の判定は、各自治体により運用が異なるのが実状である。現在本市では、補装具費支給事業の申請をしても、承認されるまでに数カ月を要している。国の法律に則った対応、不正がないように再確認する丁寧な対応も承知しているが、目の前の市民に寄り添うための一日も早い対応を講ずるべきと考えるが、本市の運用の現状と、申請から判定及び決定を通知するまでの期間短縮を図るための改善策を講じる考えがあるか伺う。</p> <p><b>(2) 介護サービス確保における課題について</b></p> <p>本市では高齢化が進む中、高齢者の健康を維持し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境づくりが、ますます重要な政策課題となっている。近年では、介護が必要になっても施設ではなく、できる限り在宅での介護を希望される高齢者やご家族が増加していると認識している。</p> <p>その一方で、在宅介護を支える介護人材の確保は深刻な課題であり、とりわけ中山間地域や郊外など、訪問に時間や燃料費がかかる地域においては、介護サービス事業者の負担が大きくなっているとの声も聞かれる。</p>	<p><b>3 (1) (2) ア、イ 小松健康福祉部長</b></p> <p>(1) 補装具は、失われた身体機能を補完・代替する用具である。そのため、補装具を必要とする場合、障害の程度や身体状況に適切に対応した用具を速やかに支給することが重要である。補装具の支給は、医学的判定が必要な場合、障害者更生相談所へ技術的助言を求め、その結果も踏まえ支給決定している。補装具は、障がい者が自立した生活を送れるよう基準に沿って1件毎に公平公正に判定する。そのため、申請書類に不備がある場合は、補装具を扱う事業者等に修正や確認を依頼するなど、支給までに時間を要することがある。このため、申請後の進捗状況を定期的に確認し、修正等に時間を要している案件には、事業者へ確認を行うなどの取組みを昨年度から始めていて、その結果、支給決定までの期間は平均で約2週間短縮した。今後においても、支給決定期間のさらなる適正化に向け、庁内関係部署や関係機関と連携して取り組んでいく。</p> <p>(2) <b>ア</b> 生産年齢人口が減少する一方、高齢化の進展に伴い増大する介護ニーズに対応するための担い手の確保は、喫緊の課題である。そのため、人材の確保や定着支援に向けては、様々な事業に取り組んでいる。まず、介護職員の資質向上では、介護に関する研修の修了者に奨励金を交付しキャリアアップを支援している。また、市内の介護サービス事業所に就職し、介護職等として働く職員に対し、奨学金の返済額の一部を助成し、事業所への定着を支援している。さらに、介護施設等で職員の子どもや近隣の小学生を預かる「かいてらこや事業」では、将来の介護人材の確保を見据え、アルバイトの高校生等や、小学生が介護現場において高齢者と触れ合い、介護の仕事を身近に感じられる機会を提供している。そのほかにも、外国人介護人材の受入支援や、介護職に対する理解を深めイメージアップを図るイベントも開催している。今後も、これらの事業効果を検証するとともに、国や県等とも連携して効果的な施策を検討し、引き続き介護人材の確保に取り組んでいく。</p> <p>(2) <b>イ</b> 中山間地域では、事業所数が少ないことに加え、移動距離が長く居宅への送迎や訪問に時間がかかるなど、在宅サービスの提供の維持が課題であると認識している。そのため、本市では、中山間地域に居住する要介護者等に介護サービス等を提供した事業所に対し、ガソリン代を含めた交通費等の一部を助成する「中山間地域介護サービス利用支援事業」を行っていて、事業者の負担軽減や、介護サービスの確保を図っているところである。中山間地域においては、サービスの利用者が点在し、サービス提供が非効率であることに加え、今般の燃料費等物価の高騰により経営面で大きな影響も出ている。今後も、住民が必要な介護サービスを持続的に提供できるよう、事業者とも緊密に連携を図るとともに、中山間地域特有の課題に対しては、国への要望等も含め支援策について、検討していく。</p>

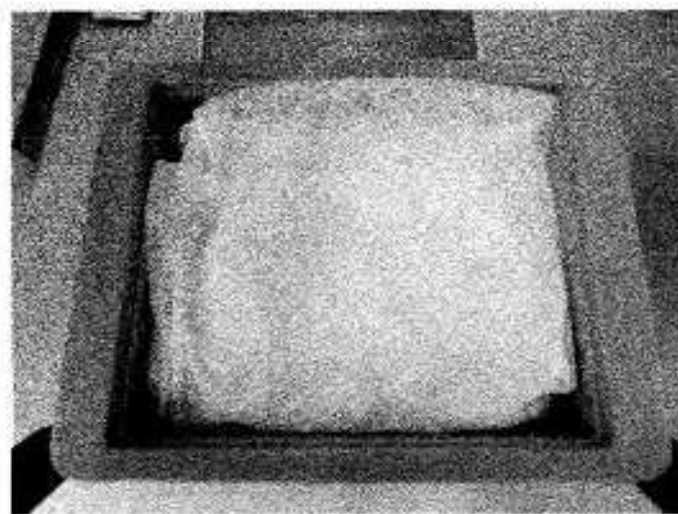
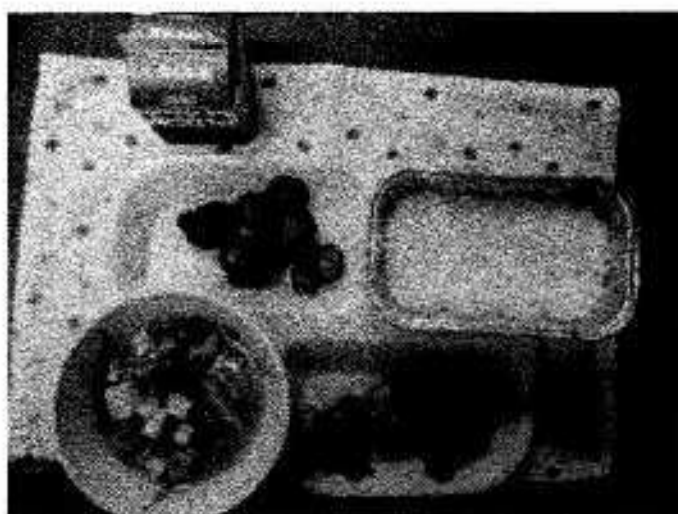
質問	答弁
<p>そこで、以下について伺う。</p> <p>ア 在宅介護を含め介護サービスに携わる人材の確保について、市としてどのような対策を講じているのか。</p> <p>イ 中山間地域における訪問介護等サービス事業者の燃料費や人件費など移動にかかるコストに対し、事業者を支援する具体的な方策は検討しているのか。</p>	
<p><b>4 中心市街地活性化に向けた取り組みについて</b></p> <p>本市では約10年ぶりに「中心市街地活性化基本計画」を策定することを決定し、今年度末までに国の認定を受けることを目指している。常葉大学浜松キャンパスや浜松調理菓子専門学校の移転計画をはじめ、スズキやハマキョウレックスの本社機能の一部移転、さらにはマンション建設による人口・世帯数の増加など、中心市街地には好材料がそろいつつあるが、こうした流れを追い風とし、活性化に向けた取り組みをさらに加速すべきと考える。</p> <p>そこで、「中心市街地活性化基本計画」策定の進捗状況について伺う。</p>	<p><b>4 北嶋産業部長</b></p> <p>本市では、現在、浜松まちなかにぎわい協議会と連携し、中心市街地の中長期的な指針となる「中心市街地活性化ビジョン」ととに、第3期「中心市街地活性化基本計画」の策定を進めている。昨年7月以降、浜松まちなかにぎわい協議会との協議やセミナー開催、地元自治会・商店会とのタウンミーティング、関係機関の若手職員が参加するワークショップなど、様々な機会を捉えて意見交換を重ねてきた。これらを踏まえて、「魅せる都市(まち)づくり」、「成長する都市(まち)づくり」、「共創する都市(まち)づくり」の3つを基本方針とする計画原案書を取りまとめ、本年4月に内閣府へ提出したところである。現在は、8月に提出を予定する計画素案の作成に向けて、目標達成につながる具体的な事業案をにぎわい協議会と協議している。今後においては、内閣府や各省庁と交付金や規制緩和に関する調整を進め、策定する計画の実現性や実効性を高めるとともに、来年1月の申請に向けた準備を着実に進めることで、年度内の認定につなげていく。</p>
<p><b>5 企業立地補助金について</b></p> <p>中野市長が掲げる「まち・ひと・しごとの創生」の中でも、「しごとの創生」を最優先で取り組むべきものとしている。「しごとの創生」に向け、企業誘致は新たな雇用や、新たなサプライチェーン構築による地域経済の更なる活性化が見込めるなど、重要な施策であると考</p>	<p><b>5 (1) (2) 北嶋産業部長</b></p> <p>(1)ものづくりのまちとして発展を遂げてきた本市にとって、魅力的なしごとの創生は本市の持続的な発展のために必須である。本市では、新たに用地を取得し、市内の雇用の増加につなげる製造業や物流事業者などに対し、用地取得、新規雇用、建物・機械設備に対する国内トップクラスの補助金を用意し、企業誘致を進めている。加えて、企業立地コンシェルジュ窓口を設け、宅地建物取引事業者と連携し、立地を希望する事業者への不動産情報の紹介を行っている。こうした取組により、2015年度から昨年度までの10年間で、</p>

質問	答弁
<p>える。</p> <p>昨年12月の静岡県議会において、企業を誘致する際の補助金について県外企業誘致につながるよう制度を見直していくとの知事答弁があった。</p> <p>静岡県の制度見直しに合わせた本市の対応について、以下伺う。</p> <p>(1) 本市の企業立地補助金の実績と成果について伺う。</p> <p>(2) 静岡県の制度見直しを受け、本市の補助金の方向性を伺う。</p>	<p>200件を超える立地件数、約1,500人の新規雇用を生み出している。中でも、今後の成長分野でもあるロボティクスのように、市内企業の持つ技術力とも親和性の高い新たな産業分野の企業の誘致は、市内企業との新たなサプライチェーン構築にもつながっている。</p> <p>(2) 県の企業立地の補助金につきましては、昨年12月の静岡県議会定例会において、県外企業の新たな活力を取り込むため、県外企業の誘致拡大につながるよう制度を見直すとともに、昨今の建設資材の高騰などにより補助金が大幅に増加している現状を踏まえ、将来にわたり持続可能な補助制度とするとの方向性が示された。本市としては、今後示される静岡県の制度改正の内容を精査し、本市の企業立地制度と企業の財務状況を熟知している金融機関などから意見を伺う中で、地域の産業力強化につながるよう、必要に応じて本市の補助制度の見直しを検討していく。</p>
<p><b>6 カスタマーハラスメント対策について</b></p> <p>消費者からの過剰なクレームや威圧的な言動などのカスタマーハラスメント、いわゆる「カスハラ」から労働者を守るため、厚生労働省は「カスハラ」を定義したうえで、企業に対策を義務付ける方針を示した。本市も昨年7月に職員向けにアンケート調査を実施したと認識している。</p> <p>安心して働くことのできる体制をつくるため、職員に向けた「対応指針」を整備するなど、実効性のある対策を講じていくべきだと考えるが、本市のカスタマーハラスメントの現状と今後について伺う。</p>	<p><b>6 田中総務部長</b></p> <p>昨年度実施した実態調査では、過去1年間においてカスハラを受けたと感じた職員がいた所属は全体の約65%で、解決に向けて対策マニュアルの策定や、相談窓口の整備などを求める意見が多く寄せられた。また、本市人事委員会からもカスハラについて、迅速かつ適切に職員の保護等を図っていくことが必要との報告を受けている。昨年10月には職員の名札について、個人情報を検索されるなどのトラブル防止のため、漢字のフルネーム記載から名字のみをひらがな及びローマ字で表記することに改め、本年6月30日からは市民コールセンターに外線からの架電に対して通話を記録する旨のアナウンスを流し、録音する対策を始めることとしている。公務員は全体の牽仕者であり、サービスの提供を拒否することができない場合もある中で、カスハラ対策をどのように講じるかが課題であると考えている。今後につきましては、本年度中を目途にカスハラの定義や判断基準のほか、対応方針や相談体制を定めるなど、組織的な対応により職員が安心して働くことのできる環境を整備していく。</p>
<p><b>7 林野火災対策について</b></p> <p>今春、大船渡市（岩手県）、岡山市（岡山県）をはじめとした全国各地で大規模な林野火災が相次いで発生した。中には住宅地の近くまで火の手が及ぶ例もあり、改めて林野火災の危険性と、それに備</p>	<p><b>7 那須田消防長</b></p> <p>本市では、市域の約66パーセントを森林が占めており、過去10年間に49件の林野火災が発生している。また、2017年及び2019年には、大規模な林野火災が発生し、自衛隊への派遣要請を行った事例もあることから、林野火災対策は、重要と認識している。林野火災では、消防水利から火災現場までの距離が遠いことや、地形的に消火活動が困難な状況が想定される。このため、消防署と消防団が連</p>

質問	答弁
<p>える体制の強化が強く求められている。</p> <p>本市は天竜区をはじめとして広大な森林を有し、乾燥や強風などの条件が重なれば、同様の火災がいつ発生してもおかしくない状況だと考える。</p> <p>市民の命と財産を守るため、本市の林野火災対策と初動対応の体制について伺う。</p>	<p>携した、遠距離の中継、送水訓練や、消防ヘリコプターはまかぜと連携した訓練を、計画的に実施している。初動対応体制については、消防局が定める消防隊等災害出動基準において、消火隊に重点を置いた出動体制としているほか、消防ヘリコプターはまかぜの機動性を活かし、上空からの赤外線カメラ等による火点確認や、状況に応じて空中消火を行うこととしている。また、本市の消防力で対応できない場合には、速やかに関係機関に対して、応援要請する必要があると考えている。今後、大船渡市などで発生した林野火災での課題を確認するとともに、現在、国が実施している「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」の検討結果を、本市の消防活動基準に反映させるなど、林野火災対応体制の強化を図っていく。</p>

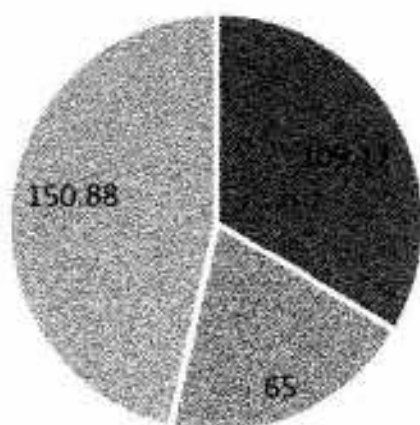
## 学校給食費、小学校(299円+26円)

1食325円	主食	牛乳	副食
クラス別配管	71.56	65	188.44
アルミバック米飯	109.12	65	150.88
	差額(円)		37.56



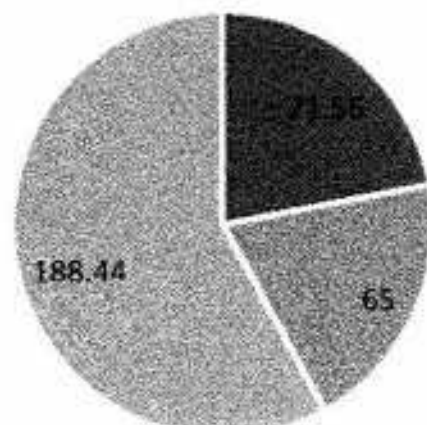
写真：健康安全課より提供

アルミバック米飯



■ 主食 ■ 牛乳 ■ 副食

クラス別配管



■ 主食 ■ 牛乳 ■ 副食

# 浜松市議会 市民クラブ

## 市議会報告

※HOME > 市議会報告 > 令和7年第3回市議会定例会一般質問(斉藤清明議員)

2025年9月25日 shimin-club

### 令和7年第3回市議会定例会一般質問(斉藤清明議員)

令和7年第3回市議会定例会の一般質問が本日(9月25日(木))行われ、斉藤清明議員(中央区)が登壇しました。質問の内容は以下の通りです。

⇒詳細は次のリンクからご確認ください

テーマ <持続可能なまちづくり>

1. 財政について
2. 予防医療を進めるための施策について
3. いじめ対応、不登校支援、教師の負担軽減について
4. 若者政策の推進について
5. モビリティを含めた公共交通施策について
6. 浜名湖における水産業と観光産業の構築について
7. 緑の適正管理と公園の活用について
8. 岡崎山の企業誘致について
9. 浜松駅周辺の活性化策について

⇒資料



市議会報告



前の記事

令和7年第2回市議会定例会一般質問(北野谷富子議員)

2025年6月6日

アーカイブ

月次通信

HOME

活動報告

令和7年 第3回浜松市議会定例会  
一般質問及び浜松市答弁

質問者 市民クラブ 斉藤晴明

質問	答弁
<p>テーマ&lt;持続可能なまちづくり&gt; 1 財政について</p> <p>平成27年度から令和6年度までの中期財政計画が終了し、速報値ではあるが市民1人当たり市債残高の目標は達成され、健全な財政運営が行われたと評価している。また、市民1人当たりの市債残高という目標は、将来も続くであろう人口減少に対応し、市民にも分かりやすい指標であった。</p> <p>一方、令和7年度からの中期財政見通しは、数値目標が無いなど、今後、健全財政を維持し、財政規律は保たれるのか危惧している。</p> <p>そこで、以下伺う。</p> <p>(1) 平成27年度から令和6年度までの中期財政計画は、具体的な目標や財政指標の改善目標を明記し、財政規律を守り持続可能な財政運営を実現するために、市債残高など具体的な数値目標を設定したのに対し、令和7年度から令和16年度までの中期財政見通しは、現行制度や既定方針を前提に収支見通しを試算し、収支不足が見込まれる状況を明示、その上でどう運営していくかを考える基礎資料である。</p> <p>そこで、新たな計画を中期財政計画ではなく中期財政見通しとしたが、目標値の曖昧化により健全財政が維持され、財政規律が保たれるのか、考えを伺う。</p> <p>(2) 市ホームページでの借金時計を継続し、市民1人当たり市債残高を明示して見える化をすべきと考えるが、伺う。</p>	<p>1 (1) (2) (3) 中野市長</p> <p>(1) 本年3月に作成、公表した中期財政見通しでは、全国統一の基準で算定される、明確な指標である、実質公債費比率と将来負担比率を管理指標とした現在の本市の財政指標は他都市と比べても良好な状態であり、健全性を保っている。一方で、今後10年間で1,077億円の収支不足が発生するものと試算している。基本計画に掲げた様々な施策による人口減少対策や地方創生の推進、施設やインフラの老朽化対応、昨今の物価高騰、賃金上昇による経費の増加などを踏まえると、引き続き、一定の財政規律を保つ必要があると考えている。元気なまち・浜松を創り上げるため、全てのバランスを取りながら総合的に進め、中長期的な健全財政の維持、財政規律の保持など、持続可能な行財政運営を進めていく。</p> <p>(2) 市債残高は、臨時財政対策債の増減など、国の地方財政制度やその運用に大きく影響を受け、本市の財政運営とは関係のないところで数値が変化する面があり、現にここ数年は、全国ベースの臨時財政対策債の発行額の縮小が市債残高の変動要因の中心となっている。そのため、本年度からスタートした中期財政見通しにおいては、本市の財政状況を網羅的に管理するため、本市単体での債務と財源の関係を整理包含している健全化判断比率を管理指標とした。市民に分かりやすく財政状況を伝えることは重要であるため、今後は新たに設定した指標を中心にグラフや他都市との比較も踏まえ、市民の皆様に分かりやすい形で丁寧に説明するよう努めていく。</p> <p>(3) 中期財政見通しにおいては今後の収支不足の状況を数値で明らかにした。今後、産業振興、少子化対策、災害対応、中心市街地や中山間地域の振興をはじめとした行政需要に対応していくためには、コスト意識を持って各種施策や事業を立案する必要性が更に高まると考えている。こうしたことから、令和8年度予算の編成方針では、一部に財源配分方式を導入し、部区局長の権限と責任のもとでマネジメント機能を発揮し、財源を意識した予算要求を行うこととした。私からも折に触れて、職員に財源確保の重要性を伝えている。所管部局においては、限られた財源のなかでの効果的な事業の構築や、事業量を広げるための歳入確保に積極的に取り組む必要性が明確であることから、今まで以上にコスト意識は高まっていくものと考えている。</p> <p>1 (4) (5) (6) ア、イ 鈴木財務部長</p> <p>(4) 中期財政見通しの投資的経費は、全庁各課における見込みを根拠に総額を試算し、実施時期が明確に定まっていない事業は平準化したうえで、アクトシティ浜松の改修、西部清掃工場の更新という実施時</p>

質問	答弁
<p>(3) 明確な目標が無いことで、財政規律が保たれなくなり、今まで培われてきた職員のコスト意識が低下するのではないかと危惧するが、考えと対策を伺う。</p>	<p>期の定まっている超大型事業の事業費を各年度に反映している。また、災害復旧費は、災害の激甚化、頻発化の状況を踏まえ、各年度40億円程度で措置した。中期財政見通しの進捗管理においては、決算時の管理指標の状況を踏まえ、次年度当初予算を編成するものとしている。投資的経費の増減や地方税財政制度の変更だけでなく、金利や物価といった社会経済情勢の状況を踏まえ、毎年度の当初予算編成のなかでしっかりと精査していく。</p>
<p>(4) 投資的経費総額6,475億円(年平均648億円)の算出根拠を伺う。 併せて、金利・人件費・物価上昇などに迅速に対応するために、1年ごとに精査すべきと考えるが、伺う。</p>	<p>(5) 中期財政見通しでは、収支不足対策として、執行段階における創意工夫による経費削減、資産の適正管理や配置による投資的経費の低減や平準化、施設の延べ床面積の削減、事業の再構築や効率化、新たな財源の確保などを取り組むべき対策として掲げた。中期財政見通しに記載した内容を含め、各部局において、令和8年度当初予算編成に向けて様々な検討、調整を進めているところであり、具体的な内容については当初予算や決算で表れてくるものと考えている。</p>
<p>(5) 10年間で1,077億円の収支不足について、3つの対策を講じるとあるが、具体的な施策と見通しについて伺う。</p>	<p>(6) ア 遊休財産については、2010年度から昨年度までに一般競争入札により137件を売却し、売却金額は約51億円となっている。昨年度には、遊休財産売却可能性簡易判定を実施し、市場性が高い土地は48件、約4万3千㎡となった。路線価等により試算すると、資産価値は約9億1千万円となる。現在策定中の土地遊休財産処分計画では、今後5年間で、市場性が高い土地48件を売却するとともに、市場性の低い土地についても、隣地土地所有者に購入希望を聞き取ることであり、また、売却できない土地については適正に管理していく。</p>
<p>(6) 資産の有効活用について ア 普通財産のうち、市場性の高い遊休財産の資産価値と、売却における計画を策定すべきと考えるが、伺う。 イ 財政調整基金残高は、合併時の150億円を今日まで維持しているが、不測の事態などに備えるとしても、100億円程度にしてはと考えるが、伺う。</p>	<p>(6) イ 財政調整基金は、経済事情の著しい変動等による予期しない収入減少や、支出増加局面においても行政サービスを安定的に提供するために必要不可欠な基金で、現在、概ね150億円を確保している。これまで、新型コロナウイルス感染症拡大初期には感染症対応事業等を迅速に実施するため、基金繰入額を追加したことにより、コロナ禍前の平成30年度末に150億円あった基金残高が、令和2年度中には予算ベースで一時10億円程度まで減少することとなった。こうした過去の状況を踏まえると、安定的かつ持続的な市政運営のためには、現在と同水準の基金残高を確保することが望ましいと考えている。</p>
<p>2 予防医療を進めるための施策について</p>	<p>2 (1) (2) (3) 平野医療担当部長</p>
<p>浜松市国民健康保険の令和5年度1人当たり保険給付費は年額約37.6万円で、4年前に比べ約17%と増え続け、日本の医療費も令和5年度は約47.3兆円と年々増え続けている。 医療費が増え続けている一因として、皆保険制度は治療行為のみに適用され、予防医療は保険適用外となり、一部公的負担はある</p>	<p>(1) 本市は、学校や企業等と連携し、ペジメータを活用した野菜摂取状況の見える化により、市民の野菜摂取を推進するとともに、医療機関や大学と連携し、測定後の食習慣の変化を検証したところ、食生活の改善意識や行動変容につながる等の効果がみられている。こうしたことから、教育現場や職場に加え、スーパーマーケット等、市民に身近な場所での測定機会を拡大し、若い世代の生活習慣病の予防や健康寿命の延伸につなげていく。また、AGE(終末糖化産物)は、生活習慣病のリスクと関係しているとされているが、健康への影響については研究段階であることから、科学的知見の蓄積を十分に見極め、適切な時期に検討していく。 (2) 本市における特定健診、がん検診の受診率は、ともに目標受診率</p>

質問	答弁
<p>ものの自費となっていることで、特定健診等の受診率が低いことが考えられる。市民の健康意識の向上の取組が、重要となっている。</p> <p>そこで、予防医療を進め健康寿命をさらに推進するための施策について、以下伺う。</p> <p>(1) 野菜摂取状況を測定するベジメータを、企業、市民、団体に広く展開してはと考えるが、伺う。</p> <p>併せて、AGE（終末糖化産物）測定器も、同様に展開してはと考えるが、伺う。</p> <p>(2) 浜松市国民健康保険事業の特定健診受診率が、令和5年度33.2%に留まっている。また、がん検診についても受診率が低調であり、効果的に受診率を向上させる施策を展開すべきと考えるが、伺う。</p> <p>(3) 国は来年4月以降から、住民のがん検診の受診歴を市町村が把握する仕組みの導入を予定しているが、本市の取組と効果について伺う。</p>	<p>を達成できていない状況にあり、受診率の向上が課題となっている。受診率向上のためには、健康意識の低い方への取組が重要なことから、未受診者に対するAIを活用したデータ分析による個々の特性に応じた勧奨通知の発送や、がん検診受診者へのインセンティブ事業等の取組を行っている。さらなる受診率向上のため、若い世代の受診率が低いことを踏まえ、特定健診におけるSNSの活用の拡充や、がん検診については、科学的根拠に基づいた勧奨資材の作成など専門アドバイザーの助言による効果的な受診勧奨の取組を行っていく。</p> <p>(3) 国は、本年度、指針の一部を改正し、市町村が職域等の検診を含めた住民のがん検診受診状況を一体的に把握し、その情報を踏まえ適切な受診勧奨及び精密検査の勧奨に努めることとし、来年度から準備が整った市町村で実施し、2029年度以降、自治体検診DX完了後に本格実施することとしている。一体的な把握により、市が、市民の職域等のがん検診受診状況を効率的に把握するとともに、未受診者に対する具体的な受診案内等、より効果的な受診勧奨が可能となる。今後は、他都市の取組状況などを確認するとともに、国の自治体検診DXの動向を注視し、受診率向上に向けた取組を推進していく。</p>
<p><b>3 いじめ対応、不登校支援、教師の負担軽減について</b></p> <p>令和5年度の市立小中学校のいじめ認知件数は、4年前に比べ約6倍に増加している。また、不登校児童生徒数も、4年前に比べ約2.5倍に増加している。</p> <p>一方で、市内学校現場における教員の時間外在校等時間が「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」上限の年360時間を超える割合が小学校57.2%、中学校70.6%と、多くの課題への対応に追われている現状がある。</p> <p>そこで、以下伺う。</p> <p>(1) 生徒指導・いじめ対応・不登校</p>	<p><b>3 (1) (2) (3) 野秋教育長</b></p> <p>(1) 教育現場では、複雑かつ多様なニーズへの対応が求められており、本市では、中学校に生徒指導担当教師を配置してきた。本年度はさらに、国の「中学校における生徒指導担当教師の配置拡充」を活用し、昨年度より2人増の30人を加配した。生徒指導担当教師は、学級担任外で、授業時数は週10時間以内とし、いじめや不登校などに優先して対応している。来年度の国の概算要求では、「小学校の生徒指導担当教師の配置充実」が示されており、その動向を踏まえつつ、小学校の加配実現にも取り組んでいく。さらに、生徒指導担当教師の適正な配置を来年度人事異動方針の重要な位置付けの一つとし、質の高い教育の実現に繋げていく。</p> <p>(2) 本市では、安心できる居場所の確保を進めており、本年度は、校内まなびの教室の支援員を10人増員し、60教室で約520人が学校生活を送っている。また、校外まなびの教室は、11教室目となる「ぬくもり教室」を増設し、全体で約340人が利用している。加えて、昨年度開設したホームページ「お家de 交流まなびの窓」は、自宅に留まる子供が、自宅以外の場所や人と繋がるきっかけとなっている。不登校の子供が</p>

質問	答弁
<p>支援をより丁寧に行うために、生徒指導加配の拡充をすべきと考えるが、何う。</p> <p>(2) 校内外での多様な学びの場を確保するために、不登校支援員及び場所の拡充をすべきと考えるが、何う。</p> <p>併せて、国の教育振興基本計画において、「不登校特例校（いわゆる学びの多様化学校）の各都道府県・政令指定都市での1校以上の設置を本計画期間内（令和9年度まで）において進める」としているが、本市の考えを何う。</p> <p>(3) 文部科学省が示す「学校・教師が担う業務に係る3分類」について、現在、見直しが進められている。改定案では、学校以外が担うべき業務や教師以外が積極的に参画すべき業務、教師の業務だが負担軽減すべき業務が明確に示されている。</p> <p>そこで、学校現場への徹底と、社会に対して説明・周知が必要と考えるが、何う。</p>	<p>通いやすいよう特別な教育課程を実施できる学びの多様化学校は大変意義があるものと考えており、現在、検討会議において設置に向けた協議を進めている。今後も多様なニーズに応じた様々な支援を計画的に進めていく。</p> <p>(3) 教育委員会では、毎年度、教育の質の向上に向けた取組への理解と協力を求める文書を学校との連名で保護者や地域の皆様に発出している。加えて、本年度は、学校運営協議会等を活用して、学校の働き方改革に対する家庭や地域の理解を深めていただくよう、学校に通知した。私は、働き方改革をより一層推進していくためには、保護者や地域の皆様に対して教職員の時間外勤務や業務の現状を正しく伝え、課題解決に向けて共に考え、協力を求めていく必要があると考えている。本年度策定する業務量管理・健康確保措置実施計画には、実効性のある取組を位置付け、計画や業務3分類を学校現場に徹底するとともに、家庭や地域にも丁寧に周知し、教職員の負担軽減を図っていく。</p>
<p><b>4 若者政策の推進について</b></p> <p>浜松市総合計画基本計画（2025～2034年度）では、「世界に誇れる地域資源や強みを活かした、戦略的な都市ブランドの構築を進めるとともに、若者や女性をはじめとした多くの人に選ばれるような、にぎわいと魅力あふれるまちづくりを推進します」とあるが、まちなかのにぎわい創出について、大学生のネットワークを含めた具体的な施策について何う。</p>	<p><b>4 北嶋産業部長</b></p> <p>令和6年度浜松市大学生アンケート調査によると、まちなかのにぎわいについての満足度は、必ずしも低くはなかったものの、若者にとって魅力的な場所の不足や、まちとの接点が少ないことが明らかになった。こうしたことから、教育機関の移転を控え、若者がまちに関わるきっかけや居場所づくりを進めるため、本年度、浜松まちなかにぎわい協議会が中心となり、新たに「若者が考えるまちプロジェクト」を立ち上げた。本プロジェクトは、若者と企業、地域をつなぐプラットフォームと位置付けており、現在、70名を超える学生が参加している。今後は、こうした学生のネットワークを通じて、まちなかと若者との接点を増やし、まちなかのにぎわい創出に努めていく。</p>
<p><b>5 モビリティを含めた公共交通施策について</b></p> <p>免許返納の平均年齢は約77才とされ、自主返納者の多くは、買</p>	<p><b>5 濱田都市整備部長</b></p> <p>本市では、市民の公共交通への関心は高く、特に免許返納後の移動手段に対する不安を持たれている方が多いことは認識している。これまでも、利便性増進に向けた交通政策を実施してきたが、人口減少や</p>

質問	答弁
<p>物・通院など生活に直結する交通手段の支援を必要としている。</p> <p>また、若者に魅力ある街づくりの為にも、公共交通の充実が喫緊の課題である。</p> <p>そこで、既存の公共交通手段にとらわれず、最新の情報を収集した上で、新たなモビリティを含めた交通計画を策定してはと考えるが、何う。</p>	<p>高齢化などの課題があり、このままでは公共交通を維持することは難しい状況である。そのため、様々な交通手段や運用方法、他都市での成功例など、公共交通に関する情報収集を行っているところである。来年度以降は、収集した情報を分析し、地域の特性などを考慮した上で、より良い手段を地域とともに模索し、持続可能な公共交通となるよう、利便性向上を図る計画の策定と合わせて取り組んでいく。</p>
<p><b>6 浜名湖における水産業と観光産業の構築について</b></p> <p>(1) 浜名湖産のアサリ、ノリ、鯛、ウナギ、ドウマンガニなどのうち、特にアサリの資源が枯渇状態となっているが、現状と対策について何う。</p> <p>(2) アサリ不漁が数年続き、当面、回復の兆しが見えないなか、漁の伝統・継承などを含め、漁業従事者の状況と支援策について何う。</p> <p>(3) 県中部の焼津さかなセンターや東部の沼津魚市場 INO(イーノ)のように水産物の価値を高め、その魅力を発信する拠点を舞阪漁港に整備する考えはないか何う。</p> <p>*) ホテル誘致について、本年度、宿泊施設誘致可能性調査事業を実施しているが、浜名湖の景観、特産品、アクセス、誘致への支援などを最大限活用し、浜松ならではの魅力ある宿泊施設を目指すべきと考えるが、コンセプトなど、状況について何う。</p>	<p><b>6 (1) (2) (3) 下位農林水産担当部長</b></p> <p>(1) (2) 浜名湖を代表する水産物であるアサリの水揚げ量は、2009 年をピークに減少しており、2023 年 9 月以降は採貝の収入が激減するなど、アサリ漁従事者にとって大変厳しい状況である。また、2009 年は市内のアサリ漁従事者は約 400 人、水揚げは 20 億円を超えていたが、昨年は従事者数約 220 人、水揚げも 10 万円程度まで減少するなど、アサリの資源回復は一刻の猶予も許さない状況であると考えている。本市としては、2020 年度から昨年度まで浜松ホトニクスが行ってきた稚貝の育成に関わる研究を支援し、年間約 3 万個体の稚貝が生産できるようになった。本年度は、水槽を増設することで 100 万個体の生産を目指している。また、生産した稚貝を活用して、静岡県が行う牡蠣棚を用いた垂下式養殖や湖底への被せ網設置による生育方法の検証箇所の増加を図る。ここまで減少したアサリだが“海のゆりかご”と呼ばれるアマモの下ではアサリの生育が確認されていることから、アマモ場の造成による環境整備にも取り組む。今後は、県の検証結果を共有することで、アサリの生育に適した水質やエリアを確認し、取組の精度を高める。また、アマモの生育状況を踏まえ、新たなアマモ場の造成を検討するなど、継続してアサリ資源の回復に取り組むことで漁業者支援につなげていく。</p> <p>(3) 水産物の魅力発信拠点としては、現在浜名湖の東岸で「よらっせ YUTO」の再整備事業が進んでおり、来年のリニューアルオープンを予定している。水産物の販売に加え、たきや漁との連携も計画されており、観光資源の一つとしても期待される。舞阪漁港は、シラスやカツオなどが水揚げされ、水産物の持つ魅力を近い距離で伝えやすい一方、水揚げや入札を行う荷さばき所が敷地面積の大半を占めている。この荷さばき所は、建設から 30 年以上が経過し、今後更新を検討する時期が訪れる。これらを踏まえ、舞阪漁港を活用した魅力発信拠点については、漁港を所管する県や荷さばき所を所有する漁協と意見交換を行い、可能性を調査・研究していく。</p> <p><b>6 (4) 中村観光・ブランド振興担当部長</b></p> <p>本市では、観光地として稼ぐ力を強化し、観光消費額の向上を図るため、高価格帯宿泊施設の誘致可能性調査を実施している。本調査で</p>

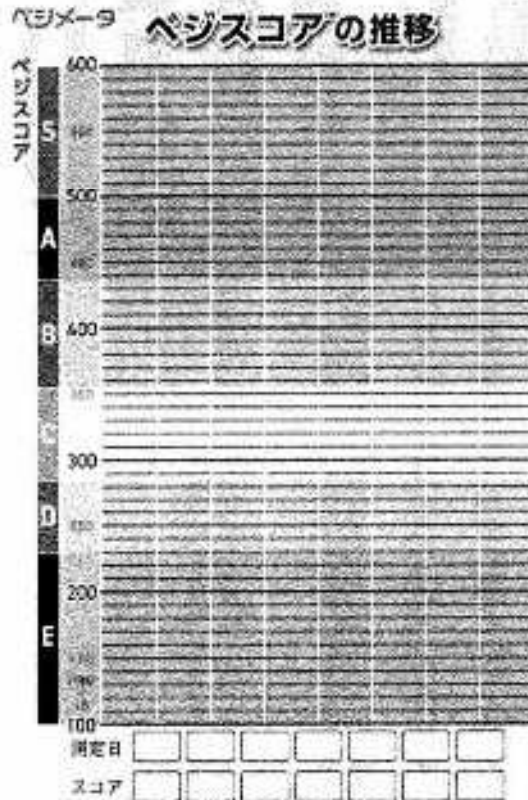
質問	答弁
<p>7 緑の適正管理と公園の活用について</p> <p>(1) 緑の適正管理について</p> <p>ア 多くの公園では、近年、樹木の太木化、過密化、老木化が進み、倒木、隣地への越境など維持管理費の増大が懸念される。管理が行き届かず、雑草が繁茂した公園の増加により、近隣住民に利用されないなど、公園の魅力低下の一因になっている。そこで、緑の管理を適正に進めつつ、効率化を図ることで経費の削減につなげるとともに、今後も、持続可能な公園とするため、管理における10年先までのロードマップを策定すべきと考えるが、伺う。</p> <p>イ 街路樹・植栽についても、10年間のロードマップ管理計画を策定すべきと考えるが、伺う。</p> <p>(2) 都市公園を中心に、市民の健康のためのジョギングコースを佐鳴湖公園、浜松城公園、四ツ池公園に設けてはと考えるが、伺う。</p>	<p>は、宿泊施設運営事業者や土地所有者等へのヒアリング及び誘致対象エリアの調査等を行い、高価格帯宿泊施設を誘致するために必要な条件や情報等を整理しており、年度末までに報告書をまとめる予定である。また、市内には多くの宿泊施設が存在し、一部のホテルでは、さらなる魅力の創出を目指しリブランディングに取り組んでいる。今後、調査結果やリブランディングの状況を踏まえ、より多くの観光客が訪れる魅力的な観光地となるよう、宿泊施設の誘致可能性を検討していく。</p> <p>7 (1)ア 中村花みどり担当部長 市内759公園の日常的な維持管理は、主に指定管理者による管理と、業務委託による直営管理に分けられる。近年は特に樹木の太木化、老木化が進出し、倒木の発生や隣地への越境なども発生し、維持管理費の増大も懸念される所である。今後も持続可能な公園管理を行っていくために、まずは来年度以降、樹木や除草等の管理に関する事業量を正確に把握するための調査に着手し、そのうえで、指定管理公園では、より効率的な業務に向けた仕様の見直しを、直営管理公園では、包括的な民間活力の導入による諸課題の解決と管理の効率化について、概ね3年を目途に検討し、段階的な導入を目指して進めていく。</p> <p>7 (1)イ 平井土木部長 本市では、「浜松市街路樹再整備方針」に基づき、老朽木や支障木の廃止により、道路利用者の安全確保に努めると共に、都市部の街路樹は保全に向け定期的な剪定をしている。植栽箇所では、コンクリート被覆等による防草対策に向けた試験施工を進めている。また、これまでに樹形を保つ適切な樹木剪定や、近年の気候変動による除草回数増加等の様々な意見を頂いている。こうしたことから、持続可能な街路樹管理に向け、街路樹と植栽の生育状況に関する基礎調査と、都市部の街路樹の管理方針の検討を進めており、来年度からロードマップとなる具体的な短期目標を新たに盛り込んだ街路樹再整備方針に決定していく。</p> <p>7 (2) 中村花みどり担当部長 本市の公園は、健康志向の高まりなどに伴い、ウォーキングやジョギングを楽しむ市民に多く利用されている。浜松城公園など市内9ヶ所の公園では、ウォーキングやジョギングの利用を促進することを目的として、距離の表示や案内板が設置されている。ジョギングコースの整備は、市民の健康意識向上にも寄与し、緑豊かな自然環境の中で安全で快適に運動できる点からも、公園内でのニーズが高まっていると認識している。佐鳴湖公園については、本年度、「佐鳴湖公園再整備基本計画」の策定に着手していることから、園路やウォーキングコースのあり方とともに検討したいと考えている。また、浜松城公園と四ツ池公園におけるジョギング環境の整備については、他の公園を含め、今後の検討課題と考えている。</p>

質問	答弁
<p><b>8 阿蔵山の企業誘致について</b>            カーボンニュートラルやグリーンイノベーションの視点で、企業誘致してはと考えるが、何う。</p>	<p><b>8 北嶋産業部長</b>            阿蔵山産業用地は、本年度から整備工事に着手し、2028年度の分譲開始を目指している。分譲する企業は公募する予定で、現在、デベロッパーなどを通じて多くの企業に提案の働きかけを行っている。カーボンニュートラルなどの視点については、産業イノベーション構想における成長7分野の1つであり、当該7分野を中心とした企業誘致に取り組むとしている阿蔵山産業用地の活用方針とも合致するので、誘致の有力な候補であると考えている。このため、現在行っている誘致活動に加え、カーボンニュートラル推進協議会等の場において産業用地を積極的に紹介するとともに、グリーンイノベーション関連の企業に対しても誘致活動を強化していく。</p>
<p><b>9 浜松駅周辺の活性化策について</b></p> <p>(1) JR浜松駅南を含めた中心市街地への投資を進めてはと考えるが、何う。</p> <p>(2) 浜松駅の東側、アクトシティの屋上庭園「アクトの森」にショパンの丘がある。            ショパンの像は1990年の友好交流協定を記念して、ワルシャワ市からワジェンキ公園にあるショパン像のレプリカが贈られたもので、音楽と緑に覆われた立体公園が絶妙に融合されている。            そこで、街の中心部の一等地にある「アクトの森」を開放時間の拡大を含め利活用を推進し、にぎわい創出をしてはと考えるが、何う。</p>	<p><b>9 (1) 北嶋産業部長</b>            駅南地区には、常葉大学や浜松調理菓子専門学校の移転が予定され、中心市街地活性化を進める好機であると考えている。本市では、この機会を逃すことなく、中心市街地の活性化につなげるため、現在、中心市街地活性化基本計画の策定を進め、その協議の場においては、民間投資の促進が必要との意見を多くいただいている。こうしたことから、本年度、駅南地区を含む中心市街地の投資可能性調査を実施するとともに、公共投資のあり方や民間投資を誘発する方策等について議論している。今後においては、本調査の結果を踏まえ、都市機能の誘導に向けた支援を検討し、投資促進につなげていく。</p> <p><b>9 (2) 嶋野文化振興担当部長</b>            アクトシティ浜松は、市内外から年間約70万人に利用いただいているほか、民間事業者とともに活性化事業を開催し、にぎわいを創出している。「アクトの森」は、施設のホームページでウォーキング、ラジ体操、お子様との外遊びなどを紹介し、朝夕には市民の憩いの場となっている。近年では、結婚式の前撮りやユーチューブ動画などの撮影場所としての利用も増えている。防犯対策等のため、これまでどおり午前6時から午後7時までの開場とするが、今後は、利用の申込時にSNSでの発信を依頼するほか、既存イベントも活用してショパンの丘等の魅力を伝えるなど「アクトの森」の更なる周知を行い、活用を図っていく。</p>

資料①



出典：株式会社 LLC ジャパン



### 判定表

判定	日本人平均ベジスコア 343【男性:320】【女性:380】	白い皿は 不足している目安
<b>S</b> 500-1200	素晴らしいです。 高い意識で野菜、果物を摂取されています。 今の状態を続けましょう。	●●●●●●●● 推奨野菜摂取量400g以上
<b>A</b> 437-499	非常に良いです。 野菜、果物をよく摂取できています。 さらうランニングアップを目標にしてください。	●●●●●●●● 推奨野菜摂取量350-399g
<b>B</b> 335-436	良いです。 さらに野菜や果物を、さらに野菜を摂取しましょう。 緑黄色野菜は週と一緒にとることで健康効果が高まります。	●●●●●●●● 目標0.5皿(35g)不足
<b>C</b> 270-334	日本人の平均です。 もう少し野菜を食べてください。 緑黄色野菜を積極的に取るように心がけましょう。 小豆やワカメなど、野菜料理をもう一品プラスしましょう。	●●●●●●●● 野菜1皿(70g)不足
<b>D</b> 230-269	野菜不足です。 ワカメ、お漬物、きのこ類、煮ものなど、色んな料理を組み合わせることで野菜摂取量を増やしましょう。	●●●●●●●● 野菜2皿(140g)不足
<b>E</b> 0-229	非常に野菜が不足しています。 少しずつ野菜の種類を増やしてみてください。 野菜ジュースも上手に利用して、野菜を多く食べましょう。	●●●●●●●● 目標2.5皿(175g)以上不足

提供：浜松市 健康増進課

「学校と教師の業務の3分類」の指針への位置付け(案)

資料1-2

教師が教師でなければできない業務に考慮できるよう、  
 総務監査経営委員会は、これらの分類を踏まえて「業務見直し・確保確保計画」を策定。  
 学校は、学区運営協議会での議論等を踏まえ、地域の実情に応じた運用を行う。

<p>趣旨の明確化</p> <p>内容的に学校の役割を明確化</p> <p>学校の役割が担うべき業務</p>	<p>学校の業務に付、                  必要に応じて必要な業務</p> <p>教師以外のが積極的に担うべき業務</p>	<p>学校の業務に付、                  必要に応じて必要な業務</p> <p>教師の業務だが、                  負担軽減を促進すべき業務</p>
<p>① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動</p> <p>② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <p>③ 学校徴収金の徴収・管理（公費計化等）</p> <p>④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等</p> <p>⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事象への対応</p> <p>⑥ 勤務時間外に学校施設等の開放活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理主体を明確化</p>	<p>⑥ 調査・統計等への回答（学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用し、業務負担を軽減）</p> <p>⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（学校が中心で業務負担を軽減）</p> <p>⑧ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（教育委員会連携関係が、事務局等を中心とした運用体制の構築により、外部委託を積極的に検討）</p> <p>⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理（教師は授業等に可及して行う日 常点検を担い、外部委託等を積極的に検討）</p> <p>⑩ 校舎の開閉・施錠（耐震・耐風・耐凍・耐夏等、関係者、役割分担の見直し等を促進）</p> <p>⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮（地域民権の支援や、輪番等を促進）</p> <p>⑫ 校内清掃（児童生徒への清掃指導は、地域住民の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進）</p> <p>⑬ 部活動（部活動の地域展開・地域連携を推進）</p>	<p>⑭ 給食の時間における対応（食に関する指導については、栄養教諭等が対応）</p> <p>⑮ 授業準備（教材の印刷など補助的業務を教員業務支援設備の支援スタッフを中心に実施、デジタル技術の活用を促進）</p> <p>⑯ 学習評価や成績処理（採点作業等の補助的業務を教員業務支援設備の支援スタッフを中心に実施、自動採点装置のデジタル技術の活用を促進）</p> <p>⑰ 学校行事の準備・運営（関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進し、必要に応じて外部委託も検討）</p> <p>⑱ 進路指導の準備（就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進）</p> <p>⑲ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフの活用を促進）</p>

※これらの代表業務のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、追加で業務を明確化する必要がある。

資料③

植栽に伸びた雑草



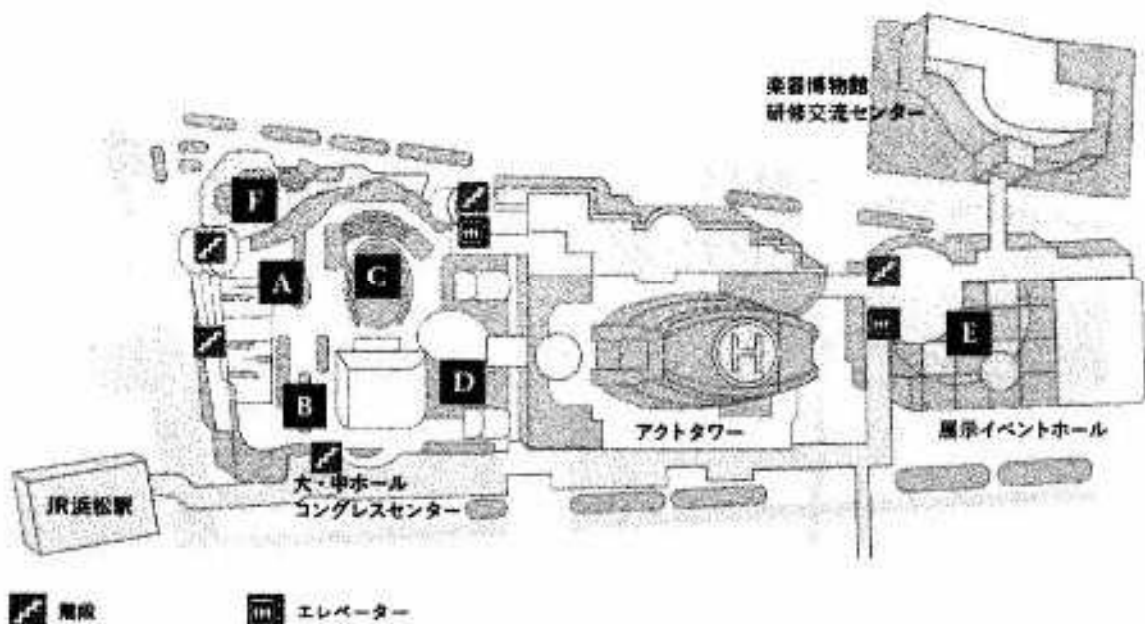
美観的・安全な植栽



撮影 斉藤

## 資料④

### アクトの森



#### 「アクトの森」街が人が気持ちがいいひとつになってゆく空間。

1994年の開館から時を経て、屋上庭園を中心としたエリアが爽やかな緑を感じる森に育ちました。芸術を感じる場所、体力づくりのできる場所、音楽を奏でる場所など情緒に幅広くご活用いただけるスペースとして開放しております。心地よい自由空間、アクトの森を探索してみてください。



**A** ショパンの丘

ゆるやかなスロープと階段で構成される  
光あふれる位置



**B** 森のスロープ

緑の樹々が気持ち良い音楽広場までのスロ  
ープ



**C** 音楽広場

半円型のステージを囲む緑の格々と芝生ス  
ペース



**D** いこいの広場

遠射しをあびて、のんびりくつろぐのに最  
適



**E** 太陽の広場

光と緑にあふれた屋外ステージ



**F** サンクンプラザ

大きなアザキのシンボルタワーや人工湖、  
彫刻を配し、市民に開かれた爽やかに満ちた  
スペース

出典：公益財団法人浜松市文化振興財団 HP より

# 支払証明書

金額		百	拾	万	千	百	拾	円
	¥	1	2	1	6	6	0	

但し 市民クラブHP更新・サイト管理料として杉山メディアサポート㈱へ振込

※管理料は132,000円(2025年5/1~2026/4月末)

内訳 132,000÷12ヵ月=11,000円

- 令和7年度分 11,000×11(2025年5月~2026年3月)=121,000円 ①
- 令和8年度分 11,000×1(2026年4月)=11,000円 ②
- 振込手数料 10万円以上窓口、当金庫、他店宛 660円 ③

①+③=121,660円

1430

① 振込金受取書 (振込手数料受取書)  
 ② 振込依頼書による振込受取書 (振込手数料受取書)  
 ③ 現金口座振替書 (またこのいすのかに印を2つはさる)

お振込日(和暦)  
 日 月 年  
 20 10 23

振込方法  
 当  
 支  
 店

振込先	<input type="checkbox"/> 信 <input type="checkbox"/> 行 <input type="checkbox"/> 信 <input type="checkbox"/> 借 <input type="checkbox"/> 協 <input type="checkbox"/> 会 <input type="checkbox"/> 共 <input type="checkbox"/> 同 <input type="checkbox"/> 他 上 新 屋	20 10 23	132,000	660
振込元	20 10 23	132,000	660	
振込先名	杉山メディアサポート 株式会社 様へ			
振込元名	浜松市議会 市民クラブ 鈴木真人 様			
振込先住所	浜松市中央区元城町 113-2			
振込元住所	浜松市議会 市民クラブ 鈴木真人 様			

当金庫をご利用いただきましてありがとうございます。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

- 振込先には、振込相番、口座番号、振取人名を通知いたします。
- 振込依頼書に記載相違があった場合には、照会等のため振込が遅延することがあります。
- 遺失消替・印字の障害または郵便物の遅延などやむを得ない理由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。

お願ひ  
 お振込のご相分は午後2時までにお申し付けください

浜松いわた信用金庫  
 登録番号 T108746500017

浜松いわた信用金庫 電話053-4250017

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和7年5月23日  
 会派名 浜松市議会 市民クラブ  
 代表者名 鈴木真人





**請 求 書**

登録番号 13080401000519

2025 年 5 月 1 日

〒430-8652

静岡県浜松市中央区元城町103-2

浜松市役所8階 \*

浜松市議会 市民クラブ 様

**杉山メディアサポート株式会社**

銀行振替 ① 0110-76 ② 026825 ③ 102344  
④ 102344 ⑤ 1085  
※お振込みの際は、振込手数料のご負担をお願いいたします。

お客様コードNo. [REDACTED]

担当: [REDACTED]

品 名	数量	単位	単 価	金 額	備 考
ホームページ更新・保守管理費	1	式	120,000.00	120,000	024-0022328
(12ヵ月分2025/5/1~2026/4月末日)					024-0022328
			合計	120,000	
			税別	12,000	
			合計	132,000	

本社営業本部 〒431-0046 静岡県浜松市中央区丸塚町156-1  
 TEL (053) 467-8000(代) FAX (053) 467-8006  
 営業所/静岡営業所・東京営業所

**納 品 書**

2025 年 5 月 1 日 No. [REDACTED]

〒430-8652

静岡県浜松市中央区元城町103-2

浜松市役所8階 \*

浜松市議会 市民クラブ 様

**杉山メディアサポート株式会社**

本社営業本部 〒431-0046 静岡県浜松市中央区丸塚町156-1  
 TEL (053) 467-8000(代) FAX (053) 467-8006  
 営業所/静岡営業所・東京営業所

お客様コードNo. [REDACTED]

担当: [REDACTED]

品 名	数量	単位	単 価	金 額	備 考
ホームページ更新・保守管理費	1	式	120,000.00	120,000	024-0022328
(12ヵ月分2025/5/1~2026/4月末日)					024-0022328
			合計	120,000	
			税別		
			合計		

# 支払証明書

金額		百	拾	万	千	百	拾	円
	¥	2	0	7	4	3		

但し 市民クラブHP:ホスティングサービス(WebARENA SuiteX(年一括払い)) として  
 株式会社NTTPコミュニケーションズへ支払い

内訳 <admin@210.136.236.205> (2025/06/01~2026/05/31)

基本料金 22,629円 × 1.1 = 24,891.9円

24,891 ÷ 12ヵ月 = 2,074.25円 (ひと月当たりの金額)

令和7年度分 ⇒ 2025/6/1 ~ 2026/3/31まで 2,074.25 × 10 = 20,742.5 ⇒ 20,743円

令和8年度分 ⇒ 2026/4/1 ~ 5/31まで 2,074.25 × 2 = 4,148.5 ⇒ 4,148円

払込受領証  
 (コンビニエンスストア受領用)

払込人氏名 (PAYMENT NAME)  
 浜松市議会 市民クラブ

請求番号 (BILL NUMBER)  
 [REDACTED]

金額 (AMOUNT)  
 24,891円

うち、消費税相当額  
 (CONSUMPTION TAX)  
 2,262円

請求年月 (MONTH OF BILL)  
 2025年 7月

受取人  
 株式会社エヌ・ティ・ティ  
 コーポレーションズ

記入者氏名  
 [REDACTED]

水増し検

FamilyMart (7-11)

浜松市役所 / S店  
 静岡県浜松市中央区元城町1-0-3番  
 地の2  
 電話: 053-450-0850

2025年 7月15日 (水) 13:55  
 レジ 1-3335 責No. 005

下記公共料金等の代理受領は  
 別領収証となります  
 SMCC (SMBCFS) 1件

FamilyMart

浜松市役所 / S店  
 静岡県浜松市中央区元城町1-0-3番  
 地の2  
 電話: 053-450-0850

2025年 7月15日 (水) 13:55  
 レジ 1-3335 責No. 005

下記公共料金等の代理受領は  
 別領収証となります  
 SMCC (SMBCFS) 1件

払込受領証  
 (コンビニエンスストア受領用)

払込人氏名 (PAYMENT NAME)  
 浜松市議会 市民クラブ

請求番号 (BILL NUMBER)  
 [REDACTED]

金額 (AMOUNT)  
 24,891円

うち、消費税相当額  
 (CONSUMPTION TAX)  
 2,262円

請求年月 (MONTH OF BILL)  
 2025年 7月

受取人  
 株式会社エヌ・ティ・ティ  
 コーポレーションズ

記入者氏名  
 [REDACTED]

水増し検

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和7年7月16日

会派名 浜松市議会 市民クラブ  
 代表者名 鈴木真人 [REDACTED]

請求書

430-8652

静岡県 浜松市中央区元城町103-2



NTT PC COMMUNICATIONS

NTT PC コミュニケーションズ株式会社  
〒430-8652 静岡県浜松市中央区元城町103-2

請求書  
発行年月日 2025年7月1日  
社用コード

浜松市議会 市民クラブ 様

お客様番号

78A1K1X004375#

000000 0004375 0001/0001

https://www.nttpc.co.jp/support/payment/invoice.html

電話番号: 1405401000000

ご利用サービス名

ホスティングサービス (WebARENA)


品名 NTT PC コミュニケーションズ株式会社より提供されているサービスに関する請求書です。  
※この請求書は、当社Webサイトからのご請求書と併せて発行いたします。

お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	
請求年月 (REQ. MONTH)	2025年7月請求分
請求金額 (TOTAL AMOUNT)	24,891円
消費税(10%)	2,262円
お支払い総額 (TOTAL PAYABLE)	27,153円

お問い合わせ先など

ご不明な点は次のURLの弊社Webサイトをご確認ください。  
お支払い関連ページ  
<https://www.nttpc.co.jp/support/payment>

・請求書の発行、各種変更(請求先、お支払方法、他)  
・振替契約をされているお客様は、請求書の発行後



お知らせ

WebARENAでの通信請求書の発行について  
通信請求書は、弊社Webサイトからのご請求書と併せて発行いたします。  
※弊社の通信請求書発行方式(インボイス制度)について  
<https://www.nttpc.co.jp/support/payment/invoice.html>  
※通信請求書発行ページ  
<https://invoice.nttpc.co.jp>

※請求書の発行は、契約情報管理用コントロールパネルでご確認できます。契約情報管理用コントロールパネルへログイン後、「請求」メニューから「請求履歴」へとお進み、「請求履歴(印刷)」をクリックしてください。コントロールパネルのログインIDはお客様ご自身のアカウント情報として登録されたメールアドレスです。  
※契約情報管理用コントロールパネルのURL  
<https://compas.arena.ne.jp/>

※下の欄を印刷の際は、当社Webサイトへお進みください。

(10/10)

請求書

430-8652

静岡県 浜松市中央区元城町103-2

NTT PC COMMUNICATIONS



株式会社エヌ・ティ・ピー・シーコミュニケーションズ

108-0002 東京都港区赤坂2-1-1  
品和百済ビル0棟

請求番号

発行年月日 2025年 7月11日

社用コード

浜松市議会 市民クラブ 様

お客様番号

78A1K1X004375#

000000 0004375 0001/0001



登録番号 T4010401005007

ご利用サービス名

ホスティングサービス (WebARENA)

日英 NTT PCコミュニケーションズをご利用くださいまして誠にありがとうございます。  
次のとおり、請求申し上げます。

( 1 / 2 ページ )

お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	
請求年月 (MONTH OF ISSUE)	2025年 7月請求分
請求金額 (TOTAL AMOUNT DUE)	24,891円
消費税(10%) (TAX)	2,262円
お支払い期限 (DUE DATE)	2025年 8月 6日

お知らせ

WebARENAでの滞格請求書の提供について

滞格請求書は滞格請求書閲覧サイトからの電子発行となります。

<弊社の滞格請求書保存方式 (インボイス制度) について>

<https://www.nttpc.co.jp/support/payment/invoice.html>

<滞格請求書閲覧サイト>

<https://invoice.nttpc.co.jp>

◆◆◆請求内訳の詳細について◆◆◆

請求内訳の詳細は、契約情報管理用コントロールパネルでご確認できます。契約情報管理用コントロールパネルへログイン後、「請求」メニューから「請求履歴」へと進み、「請求履歴 (詳細)」のページをご確認ください。コントロールパネルのログインIDはお客さまがアカウント情報として登録されたメールアドレスです。

<契約情報管理用コントロールパネルのURL>

<https://compas.arena.ne.jp/>

お問い合わせ先など

ご不明な点は次のURLの弊社Webサイトをご確認ください。

お支払い関連ページ

<https://www.nttpc.co.jp/support/payment>

- ・請求書の見方、各種変更 (滞送先、お支払方法、他)
- ・滞格契約をされているお客さまの請求書の滞格発送



※ 振込を切り取り、当宛宛へお送り込みをお願いいたします。

※ (振込先)

業種MT 2	振込取扱 振	請求元 請求元	請求元 請求元
0120-7-900524		24891	
株式会社エヌ・ティ・ピー・シーコミュニケーションズ			
三井住友銀行 すずらん支店 普通 9914767			
300012090052400000024891200000000000000			
3000000000000000000000000000000000000000			
静岡県 浜松市中央区元城町103-2			
浜松市議会 市民クラブ 様			
〒430-8652 静岡県浜松市中央区元城町103-2			
[911908082-8603310007006971325070 260808-0-024591-7]			

振込票番号 請求元	振込票番号 請求元
00120-7-900524	
株式会社エヌ・ティ・ピー・シーコミュニケーションズ	
24891	
三井住友銀行 すずらん支店 普通 9914767	
2025年 7月 11日 発行 8月 6日	
浜松市議会 市民クラブ	

私込受領証  
(コンビニエンスストア支払用)

私込人氏名 (CUSTOMER NAME)  
浜松市議会 市民クラブ

請求番号 (BILL NUMBER)  
[Redacted]

金額 (AMOUNT)  
24,891

うち、消費税相当額 (CONSUMER TAX)  
2,262

請求年月 (MONTH OF GATE)  
2025年 7月

受取人  
株式会社エヌ・ティ・ピー・シー  
コミュニケーションズ

請求内訳

科 金 内 容 記 号	数 量	金 額	割引率
＜ホスティングサービス (WebARENA) ＞			
WebARENA SuiteX V1 利用料合計 (小計)	1	22,629	
(当月利用額合計)		22,629	
＜ホスティングサービス (WebARENA) ＞			
WebARENA SuiteX V1 利用料合計 (小計)	1	22,629	
(10%課税対象合計)		22,629	
(消費税額)		2,262	10%
(請求額合計)		24,891	

000000 0004375 0001/0001 78A1K1X004375

1. お支払について

この払込取扱票に代金を添えて、発行(日本銀行を致す)、コンビニエンスストア、郵便局からお支払ください。(一部、取扱いできない金融機関があります。)

ご利用いただけるコンビニエンスストア

- セブンイレブン ○ローソン ○ミニストップ ○MNC設置店
- ファミリーマート ○ポプラ ○セイコーマート
- デイリーヤマザキ ○生活彩家 ○ハマダスクラブ
- ヤマザキデイリーストア
- ヤマザキスペシャルパートナーショップ

※票の裏面にバーコードが印字されていない場合や金額の訂正をされた場合は、コンビニエンスストアではお支払いになれません。

三井住友カード株式会社とコンビニエンスストア等とは代行業務を行うための「料金収納業務」契約を結んでいます。

(収納代行 三井住友カード株式会社)

2. お支払い

- ・コンビニエンスストア・郵便局から本票によりお支払いの場合は、弊社で手数料を負担いたします。(ゆうちょ銀行や郵便窓口で「現金」でお支払いの場合、弊社が負担する「手数料」とは別に、ゆうちょ銀行規定の払戻料(お客様負担)がかかります。)
- ・お振り込みでお支払いの場合は、お振込みにて手数料をお負担の上、表面「振込先」後記事項の金融機関にお振り込みください。
- ・銀行のATM(現金自動預け払い機)からお振り込みの場合、必ず請求書をお送りしてください。
- ・コンビニエンスストアまたは郵便局より発行される受領証はお支払いの証拠となりますので、大切に保管してください。
- ・お支払期限後にお支払いの場合、利用規約に基づき延滞損害金を預め

この払込取扱票は、機械で使えない場合があります。所定のようにはご注意ください。また、本票をお取り上げたりしないでください。



# 支払証明書

金額		百	拾	万	千	百	拾	円
				¥	6	6	0	0

但し 市民クラブHP:ホスティングサービス/名づけてネット 汎用JP1年プラン として 株NTTPCコミュニケーションズへ支払い

内訳 <shimin-club.jp>汎用JP1年プラン(2025/7/1~2026/6/30) 7,200円(税別)(A)  
 請求書手数料 800円(税別) (※口座振替でも同額の手数料)(B)  
 (A7,200+B800) × 1.1 = 8,800円

8,800 ÷ 12ヵ月 = 733.33333... (ひと月当たりの金額)

令和7年度分 ⇒ 2025/7/1 ~ 2025/3/31まで 733.333... × 9 = 6,599.999... ⇒ 6,600円

令和8年度分 ⇒ 2026/4/1 ~ 6/30まで 733.333... × 3 = 2,199.999... ⇒ 2,200円

払込受領証  
(コンビニエンスストア支払用)

払込人氏名 (PAYEE NAME)  
浜松市議会 市民クラブ

請求番号 (BILL NUMBER)  
[REDACTED]

金額 (AMOUNT)  
8,800 円

その他、消費税等 (OTHER TAXES)  
800 円

請求年月 (MONTH OF ISSUE)  
2025年 7月

支払人  
株式会社エス・シー・ティ  
コミュニケーションズ

請求日 (DATE OF REQUEST)  
[REDACTED]

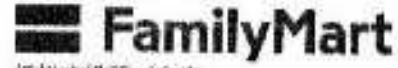
お客様



浜松市役所 / S店  
静岡県浜松市中央区元城町1-3番地  
の2  
電話: 053-450-0650

2025年 7月16日 (水) 13:57  
レシ\* 1-289C 責No. 005

下記公共料金等の代理受領は  
別領収証となります  
SMCC (SMBCFS) 1件



浜松市役所 / S店  
静岡県浜松市中央区元城町1-3番地  
の2  
電話: 053-450-0650

2025年 7月18日 (水) 13:57  
レシ\* 1-289D 責No. 005

下記公共料金等の代理受領は  
別領収証となります  
SMCC (SMBCFS) 1件

払込受領証  
(コンビニエンスストア支払用)

払込人氏名 (PAYEE NAME)  
浜松市議会 市民クラブ

請求番号 (BILL NUMBER)  
[REDACTED]

金額 (AMOUNT)  
8,800 円

その他、消費税等 (OTHER TAXES)  
800 円

請求年月 (MONTH OF ISSUE)  
2025年 7月

支払人  
株式会社エス・シー・ティ  
コミュニケーションズ

請求日 (DATE OF REQUEST)  
[REDACTED]

お客様

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和7年7月16日

会派名 浜松市議会 市民クラブ  
代表者名 鈴木真人 [REDACTED]





請求内訳

料 金 内 訳 名	数 量	単 位 価 格	ご 使 用 期 間
<79641057> 請求書手数料	1	800	
汎用J-P1年プラン	1	7,200	25年7月1日~26年6月30日
消費税相当額 (合計)		800	※
		8,800	
当月利用額合計 (うち消費税相当額)		8,800	
請求額合計 (うち消費税相当額)		8,800	※
		800	※

000000 0004376 0001/0001 78A1K1XD04376#

※支払について  
 払込取図書に代金を添えて、銀行(日本銀行を除く)、コンビニエントア、郵便局からお支払ください。(一部、取扱いできない金融機関あります。)

ご利用いただけるコンビニエンスストア

- ブンイレブン
  - ローソン
  - ミニストップ
  - OMK設置店
  - ファミリーマート
  - ポプラ
  - セイコーマート
  - イリーナマナキ
  - 生活彩家
  - ハマナスカラブ
- アマザキデイリーストアー  
 ママザホススペシャルパートナーショップ

の表面にバーコードが印刷されていない場合や金額の訂正をされた場合は、コンビニエンスストアではお支払いにできません。

住友カード株式会社とコンビニエンスストア等とは先行契約を行うの「現金収納業務」契約を結んでいます。

【収納代行】住友カード株式会社

※お願い  
 コンビニエンスストア、郵便局から本票によりお支払いの場合は、券で手数料を負担いたします。(ゆうちょ銀行や郵便局窓口で「現金」でお支払いの場合、弊社が負担する「手数料」とは異なり、ゆうちょ銀規定の加算料金【お振替手数料】がかかります。) 振り込みでお支払いの場合は、お振り込みで手数料を当該のゆうちょ「返込先」等記載の金融機関にお振り込みください。 行のATM(現金自動預け払い機)からお振り込みの場合、必ず請求書を入力してください。 コンビニエンスストアまたは郵便局より発行される受領証はお支払の証拠となりますので、大切に保管してください。 支払期限後にも支払いの場合、利用規約に基づき延滞損害金を徴収

この払込書は、廃棄して使用いたしません。宛先が不明な場合はご連絡ください。また、再票をお送りください。お問い合わせください。

■ 契約者 ID :   
 ■ お客様番号 :   
 ■ 契約者 ID とパスワードでログインして、各種登録情報を変更して下さい。  
 ■ 請求書/口座振替支払いの場合、1請求につき800円(税込、880円)の手数料が別途かかります。

■ 契約者 ID :   
 ■ お客様番号 :   
 ■ 登録情報の確認・変更方法

「名づけてねっと」サービスサイト右の「コントロールパネル」から  
契約者 ID とパスワードでログインして、各種登録情報を変更して下さい。

今後ともご依頼いただけるサービス提供に努めてまいりますので、  
「名づけてねっと」への変わらぬご愛顧をお願い申し上げます。

※このアドレスは送達専用のため、このメールに返信されても確認および返信はできません。  
あらかじめご了承ください。

株式会社NTTIPPCコミュニケーションズ  
お客様サポート : <https://help.arena.na.jp/hc/ja/>  
サービスサイト : <https://www.nad.laete.net/>

■ 契約者 ID :   
 ■ お客様番号 :   
 ■ 登録情報の確認・変更方法

「名づけてねっと」ドメイン名登録サービス契約更新完了のお知らせ  
このたびは、「名づけてねっと」を引き続きご契約いただきまして、  
誠にありがとうございます。

-----ドメイン登録 (Whois) 情報ご確認のお願い-----

ドメイン名登録変更などの管理団体である ICANN (※1) は、  
ドメイン管理文者に対して、年ご一度、Whois 情報の確認および、  
正確な情報への修正をドメイン登録者様へお願いするという  
「Whois 情報正確性確認方針」(※2) を採択し、弊社の上位レジストラである  
JPIS でも、この方針を義務付けられています。

※1: ICANN (The Internet Corporation for Assigned Names and Numbers)  
※2: 「Whois 情報正確性確認方針 (Whois Data Reminder Policy)」(英文)  
→ <http://www.icann.org/registrars/wdrp.htm>

以下の内容で契約更新が完了いたしました。  
登録情報の確認および変更は、登録情報変更ページにてご実施ください。

契約内容

■ ドメイン名 :   
 ■ ご契約プラン : 名づけてねっと汎用/J1年プラン 7,200円(税込、7,920円) \*   
 ■ 有効期限日 : 2028-06-30

※請求書支払いの場合、本メールの発行15日頃に請求書をお送りします。

市議会報告

HOME > 市民クラブ > 決算審査特別委員会 締めくくり質疑(鈴木真人議員)

2025年10月17日 shimin-club

## 決算審査特別委員会 締めくくり質疑(鈴木真人議員)

決算審査特別委員会(全体会2日目)が本日(10月17日(金))行われ、鈴木真人議員(中央区)が締めくくり質疑を行いました。質疑の内容は以下の通りです。

### ⇒質疑&答弁

1. スクールソーシャルワーカー(SSW)について
2. 学校給食について

### ⇒資料



市議会報告



### 前の記事

令和7年第3回 市議会定例会 一般質問(青箱精研議員)

2025年9月25日

### アーカイブ

月ごとの記事

HOME

活動報告

市議会報告

会報

令和7年 締めくくり質疑通告書及び浜松市答弁

質問者 市民クラブ 鈴木真人

質問	答弁
<p><b>1 スクールソーシャルワーカー（SSW）について</b></p> <p>スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）は、学校に福祉的視点を導入し、家庭や地域との連携、各関係機関や専門家との協力体制の強化を図り、不登校やいじめ、問題行動の未然防止や早期発見、早期解消を目指すために学校に派遣されている。</p> <p>令和6年度時点で20名の体制となっているが、勤続年数を確認すると半数の10名が勤続2年以下となっている。</p> <p>SSWは、社会福祉士、精神保健福祉士が担っており、社会的人材需要が高く人材確保も課題となっている一方で、育成したSSWが退職となれば大きな損失になると危惧している。</p> <p>そこで、以下伺う。</p> <p>(1) SSW20名のうち、半数が勤続2年以下である現状に対する認識を伺う。</p> <p>(2) 年度途中で退職となった場合の対応や、SSWを必要としている児童・生徒や保護者への影響について伺う。</p> <p>(3) SSWが退職とならないように、処遇改善などの対策はとってきたのかを伺う。</p>	<p><b>1. (1)(2)(3)野秋教育長</b></p> <p>(1) 本市では、スクールソーシャルワーカーを来年度までに市内8部会に各3人、加えて指導的な役割を担うスーパーバイザー1人、困難なケースの支援を担う緊急対応要員1人、合計で26人を配置する計画で進めており、昨年度までに全体で20人を配置した。</p> <p>一方で、様々な事情により退職する者もおり、新規任用者は2022年度に2人、2023年度に3人、昨年度は5人となっている。こうしたことから、勤続2年以下の職員が多い状況となっているが、経験による課題等が生じないよう、スーパーバイザーのほか、市内を旧中区、旧南区・西区、旧東区・天竜区、旧浜北区・北区の4つのエリアに分け、それぞれにエリアリーダーを1人、計4人を配置し、サポート体制を整えている。</p> <p>加えて、本市のスクールソーシャルワーカーは、現在、全員が社会福祉士、精神保健福祉士等の有資格者となっており、他の職場での経験もあることから、研修や情報連絡会において互いに協議することにより、さらなる資質の向上にも繋がり、様々なケースに柔軟に対応できていると考えている。</p> <p>(2) 年度途中で退職せざるを得ない状況になった場合は、担当しているケースについて、後任に対して詳細な引継ぎを行っている。また、スーパーバイザー及びエリアリーダーにも情報を共有し、状況に応じ、同行して支援を行うなど、児童生徒、保護者に影響が生じないように努めている。</p> <p>(3) スクールソーシャルワーカーの正規職員化については、国に対して、教職員定数として算定し、国庫負担金の対象とすることを、指定都市市長会や指定都市教育委員会協議会から要望している。また、本市においても、スーパーバイザー及びエリアリーダーの処遇について、他の自治体における報酬等の状況を調査するとともに、適切な人材を確保できるよう、大学や専門学校への採用活動にも取り組んでいる。</p>

質問	答弁
<p><b>2 学校給食について</b></p> <p>本市が設定する食材費では、国が定める栄養摂取量の基準値を満たせていない状態が続いている。令和5年度から令和6年度にかけて、全国の消費者物価指数は3.0%上昇しているが、一方で本市における児童・生徒数は昨年5月1日現在、6万317人から5万9188人へと1129人減少し、国の交付金による支援は約712万円の増加にとどまった。決算審査の中でも、食材費は前年度比約1.3%増となったが、いまだ物価上昇に見合っていない状況との答弁であった。</p> <p>限られた予算の中でも出来る対策があったと考える。</p> <p><b>(1) 再資源化収入の有効活月について</b></p> <p>学校給食で提供されているアルミパック米飯の容器は、再資源化による売却益が「税外収入」として本市の歳入になっているが、以下何う。</p> <p><b>ア</b> このアルミパック再資源化による収入について、実際にアルミパック米飯を提供している児童・生徒へ還元することは検討されたか。</p> <p><b>イ</b> 物価高騰の中で、給食費を維持しながら栄養価や食材の質を確保するためにも、再資源化収入を有効に活用することができるのではないかと考えるが、市の見解を伺う。</p> <p><b>(2) 提供方式の違いによる差額の補填について</b></p> <p>提供方法の違いにより米飯価格に、約37円の差額が生じているとされている。この差額を補填し、アルミパック米飯の学校でも同等の栄養バランスや量を確保することが必要ではないか。</p> <p>この差額に対する児童・生徒の栄養管理における課題と、その改善に向けた対応について取り組まれたか伺う。</p>	<p><b>2. 吉積学校教育部長</b></p> <p><b>(1) ア、イ</b> 物価高騰が続く中でも、栄養摂取量を維持することは重要であり、食材費の確保にあたっては、保護者負担は据え置きつつ、国の交付金の活用や食材調達、調理方法の工夫などにより対応してきた。こうした中、アルミパック米飯については、容器も含めて提供されていることから、食材費として購入しており、喫食後は容器を回収して売却し、昨年度の売却益29万9,640円は、小中学校給食事業に充当している。この売却益を、アルミパック米飯を提供している児童生徒約5万7,000人に還元した場合、一人当たりでは年間約5.3円になるが、米飯の提供方法をアルミパック米飯からクラス別配缶に切り替えれば、切り替えに伴う差額として一人当たり年間約4,000円の効果が期待されることから、この経費を副食費に充てることが最善策であると考えている。</p> <p><b>(2)</b> 現在の給食提供方法は、地域等によりグループ分けされているが、同じグループ内では統一した献立を提供しており、グループ内においてアルミパック米飯とクラス別配缶の学校で栄養摂取量に違いはない。</p> <p>一方で、クラス別配缶で提供するほうが1食当たり約37円安価であるため、クラス別配缶の学校が含まれるグループでは、グループ全体で主食にかかる経費が削減され、削減された経費が翌月以降に同じグループ内の児童生徒の副食費へ還元されるが、アルミパック米飯のみのグループでは、同様の対応はできていない。こうした課題や物価高騰への対応等も踏まえ、本年1月「学校給食の提供に関する検討委員会」を設置し、望ましい栄養摂取量や必要な食材費等について検討を開始した。検討委員会では、改善に向けた対応として、米飯提供方法の変更が最も効果的であるとの意見が挙がっていることから、現在、食材調達業務の受託者である静岡県学校給食会や米飯製造会社との協議を進めている。このほかにも、食器等の購入に係る経費の算出、食器の洗浄作業や保管場所の確保に関する調査など、実施に向けた具体的な検討も行っており、栄養摂取量の改善につながるよう、引き続きスピード感を持って取り組んでいく。</p>

スクールソーシャルワーカーの勤続年数（勤続年数の一覧）

No.	個別	勤続年数	No.	個別	勤続年数
1	A	0	11	K	4
2	B	0	12	L	4
3	C	0	13	M	4
4	D	0	14	N	5
5	E	1	15	O	6
6	F	0	16	P	8
7	G	1	17	Q	8
8	H	2	18	R	11
9	I	2	19	S	13
10	J	2	20	T	16

学校教育部指導課 より

## 活動報告

■ HOME > 25ANNOUNCE > 2026年度市政運営に対する政策提言

2025年10月22日 shimm-dub

### 2026年度 市政運営に対する政策提言

私たち市民クラブは、「誰もが活躍でき、広く市民がウェルビーイングを感じられるための持続的な予算編成」を期待し、2026年度の市政運営に対する政策提言を本日（2025年10月22日(水)）行いました。提言の内容については以下のファイルをご覧ください。

⇒[提言書](#)



2025.10.22.



活動報告



自の記事

決算審定特別委員会 締めくくり質疑(鈴木真人議員)

2025年10月17日

アーカイブ

ページ選択

HOME

活動報告

市議会報告

会報

強市政議

所長議員紹介

会務スケジュール

アクセス

プライバシーポリシー

2025年10月22日

浜松市長 中野祐介 様

浜松市議会 市民クラブ  
会長 鈴木 真人

## 2026年度の市政運営に対する政策提言

私たち会派市民クラブは「ものづくりのまち浜松」の地域経済や、社会を根底から支えている勤労者をはじめ、市民の声や意見を、具体的な施策や予算に反映していきたいと考えることから、2026年度の市政運営に対する政策提言を取りまとめました。

先に示された「2026年度市政運営の基本方針」では、人口減少の流れを食い止め、市民の誰もがそれぞれの場面で活躍できる社会の実現が必要とされ、中野市長が掲げるオール浜松での「元気なまち・浜松」を共に実現させていきたいと考えております。

今回の提言にあたっては、多文化共生社会、インクルーシブ社会、男女共同参画社会、こどもまんなか社会をさらに推進し、希望あふれる浜松市の未来に向けて、市域全体を見据え、生活の安全安心と活力ある発展をめざし、産業経済、こども・教育、安全・安心・快適、環境・くらし、健康・福祉、文化・スポーツ、地方自治の分野毎に重点項目を整理しています。誰もが活躍でき、広く市民が「ウェルビーイング」を感じられるための積極的な予算編成を期待し、以下、政策提言をいたします。

## 1. 産業・経済

- (1) 農業被害が起きているヌートリアやクリハラリスの捕獲対策は、個体数が増える前に押さえ込む必要があるため、早期に期間を決めて集中的に実施すること。また目撃情報収集は「いっちゃお！」化し、情報が逐一集められるようにすること。
- (2) 森林整備にあたっては、野生動物の獣害発生削減や景観改善、及び水源涵養なども考慮し、落葉広葉樹林化なども行うこと。また捕獲した野生動物は、動物園の屠体給餌の仕組みを活用することで捕獲の総量を増やし、森林保全に務めることに加え、特にクマ対策については住民の生命に関わる大きな課題であり、特別な対策を行うこと。
- (3) 浜名湖特産である牡蠣の殻は産業廃棄物とするのではなく、アマモ場の形成や底生生物の生育環境改良のために湖底に敷く湖底質改良材や、農地への有機石灰肥料としての農業利用など、幅広く可能性を調査すると共に、関係団体と連携し再利用に取り組むこと。
- (4) 浜名湖の豊かな自然環境を取り戻すために、静岡市で始まった植物プランクトンの増殖に必要なアンモニア性窒素を増やす下水処理方法を調査研究し、県と協力し「豊かな浜名湖」とする取り組みに生かすこと。
- (5) 市内企業の人材不足対応として、高度人材から特定技能人材まで友好協定を締結したインド、アーメダバード市やインド工科大学ハイデラバード校の人材を主に獲得すると同時に、ブラジルやインドネシアなど既に市内で生活している多くの外国人材が活躍できる仕組みづくりを行うこと。
- (6) ドローン産業振興に向け、天竜川上空に加えて、遠州灘の海岸線も広く実証実験ができるよう、国・県に要望すると同時に、近隣市とも連携していくこと。第一次産業のドローン利用振興策を行うこと。また成果発表の場として、浜松市でのドローンサミットを誘致すること。
- (7) バイクのふるさと訴求に向け、バイクで天竜区の関係人口を増やす取り組みとして、多彩な地形を利用した岩手県のイーハトーブトライアルのような中山間地を巡る「やらまいかトライアルレース」を官民連携で開催すること。
- (8) 将来のラストワンマイルを担う e モビリティを体験し、体験者がその後安全に市内走行できる素地を作るため「eモビリティパーク」を市内に整備すること。
- (9) 遠州灘海浜公園篠原地区の近接地に建設を検討している道の駅においては、「バイクのふるさと浜松」にふさわしい、バイクユーザー目線の施設としていくため、関係者の意見を聞く機会を設け、基本計画に盛り込むこと。
- (10) 地元の多彩な産業との連携や雇用の活性化、またシビックプライド醸成、市域全体の活性化などにも大きく寄与するメジャースポーツのプロチーム誘致を、産業視点による企業誘致の一環として積極的に行うこと。
- (11) 起業機会の増に向け、起業関連情報の積極的な発信に務めること。特に女性の働き方の選択を広げる施策として、女性の小さな起業を応援する機会の創出やイベント、女性に優しい起業塾の開催など、子育てしながら起業に挑戦しやすい環境を整えること。
- (12) 中心市街地活性化計画の地域範囲が駅南地区まで拡大したことを踏まえ、駅南地区活性

化に向け、早期に民間の投資を呼び込むなど活性化の推進を図ること。

- (13) 市街地では稀有な地下施設である旧東田町地下駐車場跡地を、地下ライブハウスや音楽スタジオ、またはワインセラー・ウイスキー熟成庫などへの転用など、産業視点で活用すること。
- (14) 学生（高校生）世代が就職選択時に本市企業への就職を希望するきっかけ、また市外へ進学した学生がUターンを考えるきっかけとなるような、中小企業の良さも含めて地元企業をより知る機会の提供をすること。
- (15) 製造業を中心とする企業が多い本市にとって、人手不足対策として、企業における女性の活躍が重要となっている。そのためUD男女共同参画課と産業部が協力し、企業における職種や家庭内でのジェンダーギャップ解消に取り組み、女性の活躍の場を増やし、人手不足対策や女性の市外流出の対策につなげること。

## 2. こども・教育

- (1) 昨年度に行った地方創生特別委員会提言の以下項目は確実に推進していくこと。
  - ①多様な子ども達のために、いつでも開かれた自由で安心できる憩いの場となるよう、学校や協働センター、ふれあい交流センター等の既存施設の活用方法を見直し、地域の事情にあわせ早急に再整備すること。
  - ②中心市街地や郊外拠点に、高校生や若者が誰でも気安く安心して利用できる居場所を整備すること。また、各協働センターにも若者主体の生涯学習事業として、小・中学校で一緒に学んだ地元の仲間が集い語り、学びや遊びから気づきを得られる場所を整備するとともに、相談相手となる人材を配置すること。
  - ③若者の意見を聞き、若者の社会参画を推し進めていくため、まちづくり若者ラボやユースカウンスル事業など、若者版の市民協働事業提案制度を創設し、若者視点で、若者が主体的に行う活動の機会を提供すること。
  - ④子ども・子育て支援に關する本市の施策を子育て世代に伝えるための見せ方や伝え方を工夫し発信する。また、本市の子育ての特色を端的に表す明るいキャッチフレーズを案出し、子育てのすばらしさを伝えるイベントを通じ、子育てへのネガティブなイメージの払拭を図ること。
  - ⑤女性が働きたい企業や業種を調査し企業の誘致を図り、希望する職種へのマッチング支援とともに、女性のキャリア確立を支援すること。
  - ⑥子育て世帯に直接的な支援イメージを伝えやすい施策として、市税における「子育て減税」を検討すること。
- (2) 市内に通う大学生のアンケートを実施し、実態調査に基づいた大学生を含めた若者政策を実現するために、大学生を中心とした若者政策を進める部署を新設し、大学生のネットワーク構築などを進め大学生の市内への就職・居住を促進すること。
- (3) 友愛のさと診療所、子どものこころの診療所について、初診申込みから診察に至るまでの

- 待機期間の短縮に向け目標とスケジュールを定め、その対策を着実に進めること。
- (4) 子ども医療費助成については、高校生世代まで拡充すること。
  - (5) 共働き世帯が増加している中、病児の保育施設の充実が急務であり、増大する病児・病後児保育件数に対応するため、受け入れ先施設を増設すること。
  - (6) 放課後児童会の運営について、モデル事業を実施している夏休みの長期休暇時の利用拡充や朝晩の利用時間延長など、働く現場から声を聞き改善すること。
  - (7) 小中学校の体育館における熱中症対策として移動式スポットクーラーはあくまで暫定措置と認識している。スポットクーラーの効果検証を行い、避難所となることも考え、常設型空調設備の導入を早期に行うこと。
  - (8) 豊かな学びの保障には、学校に一人でも多く教員を確保する事が重要となるため、定年退職前に短時間勤務を希望する教員を調査し、再任用短時間勤務の教職員を定数外として確保し、市単独事業で採用すること。
  - (9) 様々な問題を抱えた子どもや保護者の支援にあたるスクールソーシャルワーカーの正規職員化も含め処遇改善に取り組むこと。
  - (10) 三遠南信サミットでも取り上げられた湖北高校佐久間分校への入学者対策は継続していくことと同時に、単なる中山間部の就学機会対策にとどまらない、地域性を生かした魅力あるカリキュラムで差別化を図り、学校運営に積極的に関与すること。
  - (11) 今年の3月に市内の小中学校のトイレに試験的に生理用品を設置し生徒たちにアンケートをとったところ、約9割の生徒がトイレに生理用品を設置してほしいという結果が出たことから、健康支援の視点及び、経済的な理由で生理用品を購入できない児童生徒への配慮をするべく、小中学校女子トイレに生理用品を設置すること。
  - (12) 天竜区の小学校において、通学児童・生徒を増やす取り組みとして、長野県下伊奈郡阿南町の和合小学校の親子山村留学の取組を参考に、天竜区において親子山村留学の導入を検討すること。
  - (13) 子どもたちが夢を諦めてしまう事がないよう中学部活動土日の地域展開については、令和8年のスムーズな完全移行に向けて検討を重ね、国の方針に左右されない浜松独自の方向性を作り上げること。また、ガイドラインを基にした活動により炙り出された課題に対して早急な対応を実施すること。
  - (14) 中学部活動の地域展開に向けて、指導員の確保や運営など保護者、学校、地域、企業などが連携できる体制を構築し、サポートをしていくこと。
  - (15) 子どもの権利条例の検討が進められているが、条例制定と合わせて子どもの権利擁護機関を設置すること。
  - (16) 子どもの権利条約や子ども基本法の基本理念に即して、児童養護施設以外でも子どもの意見表明や子どもの意見を年齢に応じて考慮するため、小中学校などでも子どもアドボカシー活動の環境整備を行うこと。
  - (17) 本年は11月30日に子どもの権利フォーラムが計画されているが、子どもの権利を市民に広く周知するために他都市を参考に子どもの権利月間等の啓発活動を継続的に実施すること。
  - (18) 令和6年度からの婚活イベントの検証を生かし、またそこでマッチングしたカップルの

交友関係から広がりを作るよう結婚式の2次会に補助金を支出することや、はたちのつどい当日の2次会、同窓会などに補助金を支出し、まちなかのにぎわい創出にも繋がる取組みを行うこと。

### 3. 安全・安心・快適

- (1) 交通事故数ワーストワンを脱するために、交通安全に特化した取組みを行う「交通事故ワーストワン脱出遂行事業本部」を新設すること。設置期間に結果が出ない場合、ワーストワン脱出作戦を終了し、新たな視点の活動を行うこと。
- (2) 来年9月から生活道路の30キロ制限が施行されるが、居住する児童や高齢者の安全確保に向け、ゾーン30プラスの物理的デバイスの設置を小中学校や幼稚園・保育園などの近くだけでなく広く設置すること。また現在は生活道路になっていても構造上安全が担保できる個所などについては、現状確認の上、県警に対し除外に向けた要望を行うこと。
- (3) 小型特定原動機付自転車には、地方のラストワンマイルや、免許返納高齢者の移動への期待があるため、歩行者や他の交通と共存する方策を至急検討し、安全に利用できる環境を作っていくこと。また駐車場整備も計画的に行うこと。
- (4) 危険で管理にコストがかかる街路樹・植栽の伐倒・伐根を継続的に行い、安全な歩道・車道を維持する事。また雑草で見通しが悪化する中央分離帯をコンクリート化するなど、交通安全と同時に低コストで管理し、美観を維持すること。
- (5) 街路樹繁茂対策に対しては道路街路樹の基礎的データを取得する必要があるが、全面調査に加え、日常の公用車利用を一つのセンサーと捉え、公用車に付いているドラレコ画像をデータベース化し、道路異常や、街路樹繁茂対策に利用できるよう、デジスマ部と連携して進めること。
- (6) 誰もが安心して公園で遊べるように、トイレの清潔な維持管理に努めること。
- (7) 公園緑地及び遊休資産などの除草には、管理コスト減やごみ減量、及びカーボンニュートラルへの貢献する視点で、電動ロボット草刈り機導入の実証実験を行うこと。
- (8) 遠州灘海浜公園篠原地区の周辺整備にあたっては、地域活性化に加え、交差点部分のペDESTリアンデッキ化などの歩行導線や、公共交通利用の増進による交通安全を考慮すること。
- (9) 浸水被害軽減を目的に、被害想定の大い河川の流域全体の貯留能力向上に向け、道路地下への岡山市が整備している雨水貯留管整備も検討すること。
- (10) 防災・減災面から上下水道の耐震化工事などを迅速に進めるため、国の補助制度を十分に活用していくこと。
- (11) 消防、水防の両分団の人数が少なく、活動が厳しい状況にある。2022年度の決算審査において消防団員確保対策を指摘し、動画コンテンツの情報発信、高性能防火衣の導入による安全面の配慮、消防団のイメージ刷新を進めるとの回答があったが、活動報酬について時間換算の導入など分団員のモチベーションがあがる取組みを行うこと。
- (12) 高齢者の免許返納や若者に魅力あるまちづくりのために、既存の公共交通手段にとらわ

れず、湖西市のコーちゃんバスやタクシー、磐田市のお助け号、掛川市の CHAI のり号のように路線バスと共存する AI を活用したオンデマンド乗合タクシーなど様々な最新の情報を収集し、新たなモビリティを含めた公共交通計画を早期に策定すること。合わせて、地域毎の移動の足の課題解決に向けて市内連携の体制づくりを行うこと。

- (13) 消防ヘリ「はまかぜ」の体制について、今年度募集には応募なしだったとの結果もあり、全国的にパイロットの実質人数も少ないことも考慮し、他市事例も参考に募集条件の幅を拡げ人材確保を積極的に行うこと。また、長期的視点での運営を検討し、人材育成を図ること。消防ヘリ「はまかぜ」の体制強化につなげること。

## 4. 環境・くらし

- (1) 循環型経済、及びカーボンニュートラルは全庁で取り組み、県や近隣自治体と積極的に連携し推進すること。

① Jクレジット・VCSなどカーボンクレジットについては、市内企業に優先的に販売するなど、地産地消を第一に考えること。

② 館山寺総合公園を一体的に活用し、バイオガスなど最新技術導入で動物園飼育動物排泄物のたい肥化、及びフラワーパークでの利用を再開すること。

③ NPO が西部清掃工場で開催している紙容器（紙マーク付紙製アイスクリームカップ等）や家庭用歯ブラシのリサイクル事業のように家庭ごみ減量に資する民間の取組みは、市が全面支援すること。

④ 伐採した枝葉の回収拠点、及び回数・回収容量を増やし、みどりのリサイクル事業に市民がさらに参加しやすくしてごみを減量すること。

⑤ 沿岸部の松林に関しては倒木の可能性のある枯死樹木の伐採を早期に進め、松枯れに耐性のある松や他の樹種への植え替えを加速すること。また伐採した樹木が朽ちるとシロアリの発生源ともなるため、伐採樹木は放置せず適宜迅速に搬出し、チップ化、たい肥化の上、松林に施肥するなど、循環型経済を念頭に対策すること。

⑥ 山梨県との連携をさらに深め、「やまなしモデル」での水素活用のモデル事業を市内に誘致し、水素活用の機運を高めること。

⑦ 再生可能エネルギーの弱点克服に向け系統用蓄電池の整備は必要だが、危険性などの市民理解が進んでいないことを鑑み、市内設置する場合の要件などを整理し、条例化などを検討すること。

⑧ 太陽光パネルの老朽化に伴う廃棄物問題について、リサイクル方法やリユース方法などの検討を進め、適切に処理できる仕組みづくりを検討すること。

- (2) リチウムイオン電池の適切な回収の啓発活動に、森境省の Jリーグ試合会場活用の事例を参考に、こども若者が集まるイベントでの啓発活動を行うこと。

- (3) 有価物であるため廃棄物処理法の対象外となる特定再生資源を屋外で保管する場合において、崩落、火災等の事故や騒音、振動、悪臭等の発生により市民生活への影響が生じること

がないよう特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例を制定すること。

- (4) 動物の愛護及び管理に関する法律の下、動物愛護の観点また法令遵守・市民からの信頼確保の観点から、移動販売会などを筆頭に動物飼育施設は環境省令で定める基準を満たすことを徹底させること。

## 5. 健康・福祉

- (1) はままつ健幸クラブアプリのダウンロードの動機付けとなるポイントの活用法を拡大し、現在の景品抽選式ではなく、景品選択式にすること。またナッジ理論を活用した運動啓発を行い、はままつ健幸クラブアプリの利用拡大を推進すること。
- (2) これまで健康づくりや地域交流の場として多くの市民に親しまれてきたサーラグリーンアクアについて、再建か再建しない場合の活用方法はどのようなのか、方向性を明確化し、早期に次の時代につなぐ決断をすること。
- (3) 介護施設において認知症進行を遅らせるなどの効果が報告されている、麻雀や e-sport を導入するための助成制度をつくること。
- (4) 誰も取り残さない社会とするために、障害者への合理的配慮の提供を支援する助成制度を設けること。
- (5) 女性の健康促進のために、子育て世代であっても安心してがん検診が受診できるよう、託児付きのがん検診を提供するなど、環境整備をすること。
- (6) 骨髄移植などにより定期予防接種で獲得した免疫が失われ、医師により再接種が必要とされた方に対しての接種費用助成を、平成30年度から18歳未満対象に行っているが、その年齢制限を撤廃すること。

## 6. 文化・スポーツ

- (1) 既存の展示方法にとらわれず、街中での展示や美術展、出張移動型展示等、街全体がアートに溢れるイベントを開催することで、市民生活にゆとりを生み、また感性を育む機会の創出に取り組むこと。
- (2) 中・高・大学生らによる軽音楽イベントを世界3大楽器メーカーの協力の下「LIGHT MUSIC IN HAMAMATSU」として開催し、将来はアクティビティの展示イベントホールで開催できるようにすること。
- (3) 遠州灘海浜公園篠原地区へ県が計画している多目的ドーム型スタジアム建設にあたっては、周辺のまちづくりも見据え、その企画段階から積極的に関与し、市民が求めるスポーツによるまちづくりを推進すること。
- (4) 「みる」「する」「ささえる」スポーツの側面ごとに、  
①経済効果が発生、かつ市民のスポーツへの興味喚起する「みるスポーツ」面では、従来の市

民スポーツの延長線無く、産業視点でプロチーム誘致を行い同時に賑わいを作り出す仕組みも検討すること。

- ②人を元気にする「するスポーツ」面では、誰もが希望するスポーツに好きなだけ打ち込めるよう、グラウンドや公園の整備、体育館の空調など、環境整備に努めること。
  - ③社会貢献としての「ささえるスポーツ」面では、市民がボランティアや地域指導員、地域クラブ（はまクル）に参加しやすい環境づくりを行うこと。
- 以上「みる」「する」「ささえる」3つの観点で「スポーツ文化都市」を宣言するに相応しい取り組みを行うこと。
- (5) ビーチ・マリンスポーツの聖地として、市民がビーチ・マリンスポーツに親しむ機会を増やすことで、地元からその文化を醸成すると共に、その適地である本市のスポーツ環境の周知を強化し、各競技の全国大会や国際大会の誘致に向けた取り組みを推進すること。
  - (6) 本市のビーチ・マリンスポーツの聖地としてのイメージ向上と交流人口増の為に、大きな経済効果と広告効果が得られたWSLサーフィン国際大会を継続すること。
  - (7) 老朽化が進む相撲場の整備を検討すると共に、他のスポーツ施設と同様にスポーツ施設の集約を行うことで国技である相撲観戦の普及に取り組むこと。
  - (8) 老朽化している美術館は、民間資金活用のうえで、複合的な施設として再整備すること。併せて、常設展示の充実に加え、徳川宗家ゆかりの展示館を併設するなど、海外からのインバウンドも見込めるものとする。
  - (9) ただ本を読み、自習をする場所だけになってしまい、魅力に欠けている図書館は、市民が自由にイベントやサークル活動などに利用できるよう、機能を向上させること。単に運営を指定管理に任せるのではなく、図書館ファンクラブを設けるなど、民間活力を最大限に生かした運営ができるようにすること。
  - (10) 一定面積のある公園では、誰もが安全にキャッチボールやバスケットなどボール遊びができるようにすること。その際、周辺道路などへの飛び出しや、他の公園利用者に迷惑がからない様、ネットを張ったゲージを設置するなどの措置を講ずること。
  - (11) シティマラソンあり方検討委員会の意見を踏まえ、市民からの要望の多いフルマラソン化等のロードマップを策定すること。

## 7. 地方自治

- (1) 市内・市内の課題を広く拾い出し解決に繋げるため、官民連携プラットフォームを全市で活用し、課題解決のフォーマットを作り上げること。
- (2) 市勢を産業がリードして成長し、政令指定都市になっている数少ない都市と自認し、政府などへの要望を指定都市市長会などでまとめる際には、類似経緯の北九州市や川崎市などの産業力の高い市と連携しつつ、さらなる産業振興を見据えた意見を表明し、実のある要望にしていくこと。
- (3) 地域力向上に資する地域コミュニティ協議会設立件数拡大に向けては、設置による好事例

をコミュニティ協議会等の横展開の上で広く告知し、理解促進に努めること。また地域力向上事業補助金を利用しやすくすること。

- (4) コミ担アワードのように、ベストプラクティスを表彰する事業を各職場に広げるなど、職員のやる気を引き出す施策を推進すること。
- (5) ウェルビーイング指標を活用した施策の結果に関して、市民がわかりやすく公表すること。またウェルビーイング指標に関する市民レベルへの浸透が不足しているため、認知度アップを迅速に行うこと。
- (6) 住民自治を進めるうえで、コミュニティ担当職員の役割が重要となっている中で、協働センター毎のばらつきが生じることがないすべてのコミュニティ担当職員が地域へのヒアリング等に基づき、地域課題の解決に資する事業を積極的に推進すること。
- (7) 天竜区に配備されているコミュニティ担当職員の活動を活発化させ、すべての天竜区民に対しコミュニティ担当職員の有用性の理解を進めること。また他区と構造が異なる区協議会に関しては、改めて天竜区民の要望を汲んだことへの理解を進め、現構造の中で行政と区民との距離感を縮め、活発な意見交換の場となるよう、取り組むこと。
- (8) 休暇施設の利活用に関し特に天竜区など中山間地では、施設に隣接している森林の整備などについても山林所有者に整備を促すなど、施設活用に協力してくれている運営者の負担を軽減すること。

以上

2025年12月4日 shimin-cub

## 令和7年第4回 市議会定例会 代表質問(岩田邦泰議員)

令和7年第4回市議会定例会の代表質問が本日(12月4日(木))行われ、岩田邦泰議員(中央区)が登壇しました。質問の内容は以下の通りです。

### ⇒質問&答弁

1. 浜松市DX推進計画2.0の進捗について
2. 本市のAI施策の状況について
3. フェローの活用について
4. 新たなデジタル技術の活用について
5. 官民連携プラットフォームについて
6. 外国籍人材の雇用の活用について
7. 三進有償の枠組み活用について
8. 浜松学の検討状況について
9. 遊覧所の災害対応用LPガスバルク供給システムの導入について

### ⇒資料



市議会報告

令和7年第4回市議会定例会  
代表質問及び浜松市答弁

質問者 市民クラブ 岩田邦泰

質問	答弁
<p><b>1 浜松市DX推進計画2.0の進捗について</b> 本年度改訂され、新たに「浜松市DX推進計画2.0」となった本計画の概要とその全体の進捗について、市長の見解を伺う。</p> <p><b>2 本市のAI施策の状況について</b> 業務効率化などに向けたAI活用が叫ばれ、一般企業では様々な場面での活用を模索し、既に実装フェーズに入っていることも多いと認識している。現在、本市でも様々な場面で徐々にAIが活用されているものと推察するが、その状況につき、以下伺う。</p> <p>(1) 「浜松市DX推進計画2.0」に謳われている庁内の各課におけるAI利用の推進について、推進計画2.0の発表から半年以上経過した現時点の評価はどのようなものか。</p> <p>(2) セキュリティ上、生成</p>	<p><b>1. 中野市長</b> 今年度スタートした第2期DX推進計画は、目指す方向性として、「デジタル活用による市民サービスの向上」「自治体の生産性の向上」に「職員エンゲージメントの向上」を加え、今後5年間で進めるべき15の取組を設定した。本年度の進捗は、目視確認や対面を強いる手続きなど、合理化の阻害要因となるアナログ手法や規制を総点検し、業務改革の視点による運用見直しや例規改正の検討を進めている。また、EBPM、証拠に基づく政策立案の推進に向け、昨年度構築した庁内データ分析基盤を庁内へ周知し、各種業務データを用いた実態把握や将来予測等の可視化・分析を始めている。職員エンゲージメントについては、無線化や内部コア系端末のインターネット利用を可能とするネットワーク環境を検討し、この11月議会に関連予算を提案した。今後もデジタル技術の発展や国の動向を敏感に捉え、全体の統制を図りながら、柔軟かつ着実にDXの取組を進めていく。</p> <p><b>2. 飯尾デジタル・スマートシティ推進担当部長</b> (1) 本市は、自治体向けに開発された生成AIツール「zevo(ゼヴォ)」を全庁で利用し、2023年10月の導入から約2年が経過する。zevoの特徴として、入力情報を学習しない、また自治体専用ネットワークでの使用が前提などのセキュリティの高さ、及び簡易な対話形式で操作できる利便性の高さが挙げられ、利用開始以来、利用者数は順調に伸び続け、本年10月末時点で、庁内のパソコンにアクセス可能な職員約6,700名のうち1,521名が利用している。活用方法は文書の草案作成、要約、添削やデータ分析、アイデア出しなど多岐にわたり、庁内チャットの生成AI専用ルームでは、職員同士が活用のノウハウや好事例を共有するなど、助け合いの文化も育まれている。zevoにはその活用により削減できた業務時間数を自ら計測する機能があり、本年4月から10月まで月平均約3,100時間と、効率化への貢献が認められるので、必要な予算を優先的に確保し、利用拡大に努めていく。</p> <p>(2) 本市は、2023年8月に「生成AIの利用ガイドライン」を策定し、この中で職員が遵守すべき禁止事項や注意事項等を記載するとともに個人情報や機密情報の流出リスクが排除されたシステムを利用することを定めている。一方で、インターネット上で利用可能な生成AIサービスは多く存在し、次々と生まれる関連サービスを機械的に制御することは技術的に困難であることから、通信ログの取得と監視により、セキュリティの担保に努めている。ガイドライン改定については、直近で本年8月に、利用可能なシステムに関する規定をより具体化する見直しを行うなど、日進月歩で変化するAIの進化に対応している。</p> <p>(3) まず基本的な思いとして、各課が主体的にAI技術を活用し、課題解決を</p>

質問	答弁
<p>A Iは庁内専用版があると思うが、情報漏洩リスクのある外部の生成A Iの利用はどのように阻止しているか。また日進月歩する生成A I技術への利用ガイドラインは逐一改定されていくべきものとするか。検討は行われているか。</p> <p>(3) 各所管部門は事業に合致した様々なA Iを利用していると思うが、管理はどのようにしているか。部門・事業ごとのA Iの利用状況は、見える化しておくべきかと思うがどうか。</p> <p>(4) 教育関係での活用を調べると、兵庫県三田市ではA Iを活用した相談システム「MIRAIノート」を文部科学省の「不登校児童生徒等の早期発見・早期支援事業」として実証実験を行っていた。本市の学校教育へのA I活用の考えはあるか。</p> <p>3 フェローの活用について</p> <p>本市のDX施策に対し、大所高所からの助言・指導を頂く8人のフェローについて、その活動内容や活用状況などから、整理も検討する時期に来ていると思うが考えを伺う。</p>	<p>進めることは望ましいことなので、活用検討の相談があった場合には、デジタル・スマートシティ推進課が親身に応じて作走している。また、導入時には、情報システム課のシステム調達支援において、類似ツールとの重複防止やセキュリティ確保などをチェックし、セキュリティが求める基準に満たない場合は導入を認めないなど、ガバナンスを効かせている。調達支援を経て導入したシステムは、システム台帳を作成し管理しているが、情報システム課の内部管理用にとどまっているので、今後は他の課の参考にもなるよう「見える化」を改めて意識し、取り組んでいく。</p> <p>2. (4) 吉積学校教育部長</p> <p>不登校支援においては、不安を抱えないよういつでも相談できる体制が大切である。本市では、2023年度から相談窓口「こころの相談室」を開設し、児童生徒自らがタブレット型端末等により24時間申し込むことができる。希望すればスクールカウンセラーなどが相談を行い、対面での相談に抵抗があれば、チャット相談も行っているが、現在、相談の利用時間は限られている。公的な相談機関の利用を躊躇う児童生徒もいる中、相手との関係性や相談内容等を気兼ねなく相談できるA I相談は有効と考える。また、自分のペースで24時間利用でき、深刻な悩みに発展させないなど早期支援に繋がる可能性もあることから、A Iの活用方法等について調査研究していく。</p> <p>3. 山名副市長</p> <p>本市では、2019年10月にデジタル・スマートシティフェローの制度を設け、本年度は昨年度と同じ8名を委嘱している。昨年度は、デジタル・スマートシティ構想やDX推進計画の改定に当たり、すべてのフェローに助言いただくなど、延べ40回にわたり協力いただいた。また、本年度は、庁内DXやWell-Beingの取組など、11月末時点で14回にわたり関わっていただいた。これまではデジタル・スマートシティ推進課の施策に関する活用にとどまっている現状で、フェローの専門性を、必ずしも市政全体で最大限に活かし切れていないことは反省点。今後は、フェローの専門分野や具体的な活用事例等を、庁内全体に広く示すことで、新たな需要を掘り起こし、全庁的な活用を図っていく。</p>

質問	答弁
<p><b>4 新たなデジタル技術の活用について</b>  デジタル・スマートシティを標榜する本市であるが、先取の気概を持って、最新技術の活用をしているか考えるといささか心許ないと感じることから、以下同う。</p> <p>(1) 低軌道衛星通信スターリンクについて調べると、他の自治体では防災・災害対応目的での導入事例があった。</p> <p>ア 他の自治体の事例のように、災害対応に低軌道衛星通信を活用する考えはないか。</p> <p>イ 事業の取り掛かりから、かなりの時間を要している「光ファイバ未整備地域解消事業」については、光ファイバを敷設せずに、低軌道衛星通信を活用する考えはないか。</p> <p>ウ 林業でのLPWA通信には課題が多いとされたが、代わりに低軌道衛星通信を活用する考えはないか。</p> <p>エ 低軌道衛星通信の普及による産業分野への活用についてはどのように考えるか。</p> <p>(2) 多機能型照明塔の「スマートポール」に関する、日経グローバル誌の自治</p>	<p><b>4.(1)ア 清水危機管理監</b>  本市は、災害時に地上のインターネットを用いて、避難所からの情報を共有している。地上の通信網が途絶した場合は、地域防災無線や衛星携帯電話の音声により、避難者数などの必要最低限の情報をやり取りする。しかし、大規模災害時の対応には、より多くの情報を正確に収集・共有するため、音声ではないデータ通信が必要になる。こうした中、低軌道衛星通信の活用によるインターネットが注目され、スターリンクもその一つで、能登半島地震では、問題なく運用できたことを把握している。今後は、来年、提供開始が見込まれる低軌道衛星通信を活用した複数サービスを対象に、性能や費用を比較し、導入に向けて検討していく。</p> <p><b>4.(1)イ 飯尾デジタル・スマートシティ推進担当部長</b>  低軌道衛星通信は光ファイバと同等の高速通信が可能であり、技術的に光ファイバの代替手段となり得るが、本市の方針として、公平性の観点から、ニーズがある全ての地域に光ファイバを整備すべきと考えている。また、地形的にテレビ放送が受信困難で、アンテナなどの設備を住民が共同管理している地域では、光ファイバ回線を利用してテレビが視聴可能な光テレビにすることで、維持管理や更新の課題解消が期待できる。財源的にも、昨年度から光ファイバ整備に対する国庫補助率が嵩上げされた他、光テレビ化を伴う場合、共聴アンテナの撤去費用も補助対象となるなど、追い風となっている。以上のことから、光ファイバ未整備地域の解消は光ファイバ整備により目指す方針であるが、今後の状況の変化により対応していく。</p> <p><b>4.(1)ウ 下位農林水産担当部長</b>  厳しい地形と過酷な現場作業を行う林業では、いかに林業従事者の安全・安心を確保し、労働生産性を高めるかが課題となっている。これらの課題解決のため、本市では省電力かつ遠距離通信可能なLPWAを活用した事業を3年間、一部地域で実施してきた。本事業では、携帯電話の圏外をカバーする安心感や、緊急通報での安全確保などの効果が確認できたが、チャットに限られる、専用機器とスマートフォンを携行しなければならないなど使用面で課題も浮き彫りになった。本市としては、林業の就業環境の改善やDXの導入による生産性向上に向け、国の動向を注視し、林業関係者の意見も伺いつつ、衛星通信をはじめ効果的な通信技術について研究していく。</p> <p><b>4.(1)エ 北嶋産業部長</b>  低軌道衛星通信は、山間部や海上離島などでも高速で安定したデータ通信が可能となることが特徴である。我が国では、2022年12月から法人向けのサービスが開始され、低軌道衛星により安定した通信が提供されるため、農業や林業のみならず、製造業での活用も見込まれている。具体的には、災害で通信網が途絶されても通信を維持できることから、災害時の企業のBCP強化が期待でき、既に地域企業でも活用されている事例がある。今後は、低軌道衛星によるサービスがさらに浸透していくことが想定されるので、最新の技術動向や活用事例セミナーなどを通じて、市内企業に情報発信していく。</p>

質問	答弁
<p>休アンケート回答に本市の名前はなかったが、記事からは様々な効果が期待できる。</p> <p>ア 防犯カメラとAIを組み合わせるなど、市民の生活安全観点で活用する考えはないか。</p> <p>イ 人流計測カメラで人流を計測し、データを中心市街地の活性化に活用する考えはないか。</p> <p>ウ 気象データを基に備え付けたスピーカーから警告や注意喚起を自動で行うことも可能に思うが、活用の考えはないか。</p> <p>(3) 上記の様に、DX機器の設置により、複数の部門にメリットが出そうな場合、発端になった部門ではなく、一緒に検討すべき部門間の調整等はDXの専門家たるデジタル・スマートシティ推進担当が音頭を取っていく認識で良いか。</p> <p>(4) 令和8年度の予算編成方針から始まった「財源配分方式」の考え方では上記のように複数の部門が関連する事業の初期投資に対し、単一部門が手を上げづらいのではないかと推察するが、各部門へ配分された予算を出し合えるような仕組みは考えられているか。</p> <p>(5) AIによる道路損傷検</p>	<p><b>4.(2)ア 水谷市民部長</b>            スマートポールは5G通信機器、カメラ、太陽光発電パネルなど、多くの機能を一本の柱に搭載できるもので、これにフリーWi-Fiスポットやデジタルサイネージ機能を設けて活用している自治体もある。こうしたスマートポールにAI機能を持った防犯カメラを設置すれば、例えば刃物などを持った人や、窃盗などの恐れがある動きをする人を検知し、周囲に注意を促すアナウンスを行い、その映像をリアルタイムで警察等に送信することなどができると考える。しかしながら、費用対効果の面からスマートポールの導入を見送った自治体も少なからずあることから、本市においても活用については、他部局と連携し慎重に検討していく必要があると考える。</p> <p><b>4.(2)イ 北嶋産業部長</b>            中心市街地の滞留者数については、GPSデータを活用し、性別・年齢・居住地等の属性や交通手段を24時間365日計測しており、任意の日時を設定できるダッシュボードの公開やオープンデータ化を実現している。スマートポールについては、都市機能の高度化に寄与する設備だと認識しており、公共Wi-Fiスポットの提供やAIカメラによる人流計測、デジタルサイネージを活用した回遊及び消費促進など、中心市街地活性化への活用も期待される。一方、現状では、にぎわい創出など中心市街地活性化に関する先行事例が少なく、費用対効果を含めた評価が難しいため、商店街と共同管理する小田原市等の事例を研究し、効果的な活用方法の検討につなげていく。</p> <p><b>4.(2)ウ 清水危機管理監</b>            スマートポールは、防災分野において、デジタルサイネージといわれる電子表示装置での気象警報や避難情報の伝達、監視カメラによる被害状況の把握、Wi-Fiによる市民の通信手段など、さまざまな活用が期待されている。近年、小田原市や福井県若狭町などの地方自治体で導入され、平時は、デジタルサイネージによる広報、防犯カメラに、災害時は、避難誘導の支援や被害状況の把握などに利用され始めている。こうしたことから、スマートポールについては、防災分野に特化したものではなく、フェーズフリーの考え方のもと、平時の利用を基本とし、その上で防災機能を付加した活用について調査、研究していく。</p> <p><b>4.(3) 飯尾デジタル・スマートシティ推進担当部長</b>            デジタル技術の導入は、まず活用を検討する業務担当課において、その有用性や費用対効果を検査することが基本だが、その効果が部局横断的に及ぶことが期待される場合は、デジタル・スマートシティ推進担当が、積極的に各課との調整や支援を行うべきと認識している。一方で、デジタル活用はあくまで地域課題解決やWell-being向上の手段であり、デジタル技術ありきでなく利用者目線での、ニーズに合ったサービスデザイン思考が重要である。そうした観点から、現在はORI-Projectやソリューション・ピッチなどにおいて、デジタル・スマートシティ推進課主導で庁内各課から地域課題を募集し、データ連携や参加企業が持つソリューションとのマッチングにより解決を図るなど、庁内連携に努めているところである。庁内外を繋ぐハブとしての役割の重要性を認識し、しっかり取り組んでいく。</p>